

14.5
54

14.5
541

司法資料

別冊第十七號

日本近代刑事法令集 上

司法省秘書課

〔禁轉載〕
(昭和二十年四月)



0011520001

0011520-001

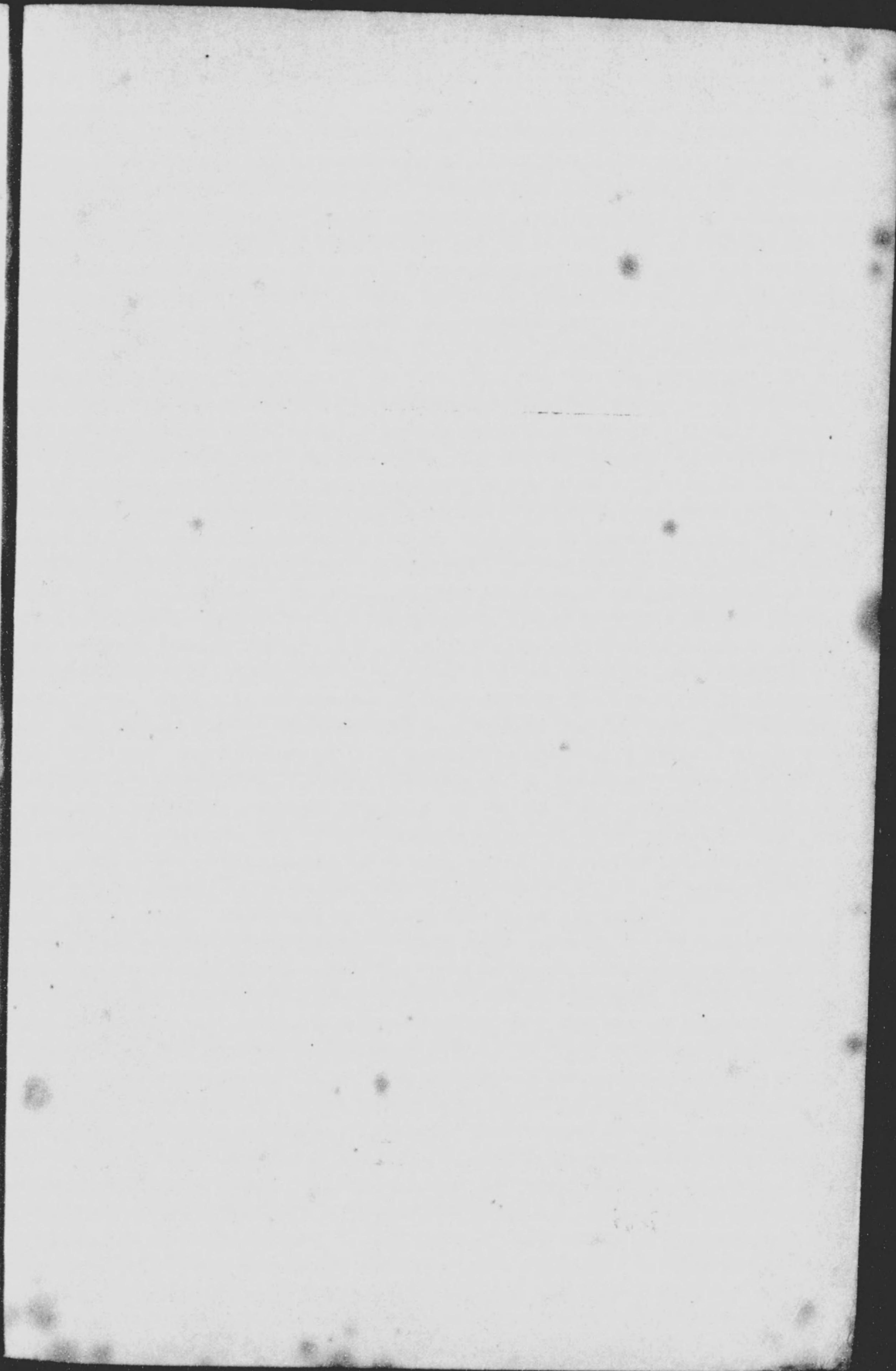
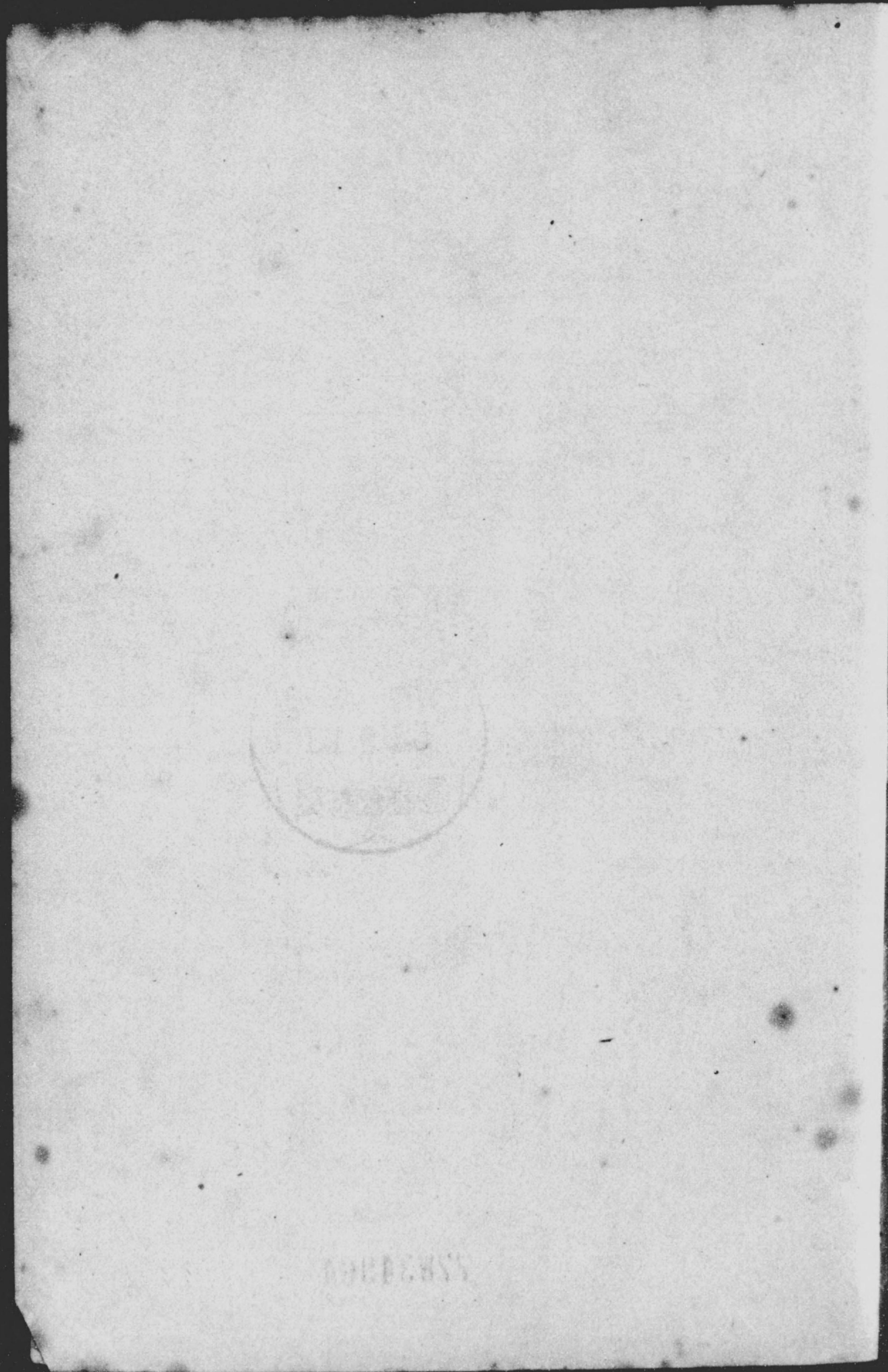
14.5-54
(14.5-541)
司法資料

司法省秘書課

別冊 第17号 上、中、下

昭和20

ACA



14.5
54₁



77W34964

はしがき

凡そある國の法制の研究はその國社會制度の大轉換期に於けるそのもの、研究が最も必要であるとせられてゐる。明治時代殊にその初期は封建的社會から近代的社會への最も急激にして且最も多端な過渡期であつた。この時期に於けるものが法制を研究し殊にその建設と運営とに血のにじむやうな苦心を拂つたわれわれの先輩の工夫を努力とを窺つてわが法制の眞にあるべき姿の一斑を索めることはわれわれに課せられた大きな使命である。この緊要な使命の遂行に資する爲、茲に明治初年以降の刑罰法規を蒐輯して排印する次第である。

因に本書は當部囑託檢事岡琢郎氏の編纂報告にかゝるものである。

昭和十七年九月

司法省調査部

自序

一、この法令集は、明治初年の故幕府へ御委任の刑律・假刑律以下明治十三年の刑法に至るまで、主要な刑罰法令及草案等を輯録し、併せて之に附随する單行法令・指令・回答等を掲載したものである。

一、その中、故幕府へ御委任の刑律と呼ばれてゐる徳川幕府の御定書百ヶ條及之と不可分の關係にある御定書例書（通例御定書に添候例書と呼ばれてゐる）は徳川禁令考後聚所載の科條類典本文に據り、假刑律は刑法官の袖書ある司法省所藏の寫本に據り、假刑律的例は同省所藏の寫本に據り、新律綱領・改定律例及刑法等は法令全書に據り、校正律例稿は刑法課の捺印ある同省所藏の寫本に據り、日本刑法草案及刑法審査修正案は同省所藏本に據り、指令回答等の類は法規分類大全に據つた。右校正律例稿は新律綱領及改定律例の改正意見を記したものであるが、その作成の年月日・由來等を明かにすべき資料が判明しないことを遺憾とする。

一、これ等の法令中、御定書百ヶ條・御定書例書・赦律及假刑律的例には、その讀解を便にす

る爲、句讀點を施し御定書の各項及假刑律的例の各項には通し番號を附して檢索引用の便を圖つた。各法令等の目録は、右引用書に存しないものは、新に作成し一括して冒頭に掲げた、目録中、新律綱領・改定律例の各項の上方には共通の通し番號を附し、その一方にのみ存して他に存しないものは、ゴシック式活字を以て之を表はし、兩者の對比に便にした。

一、本文冒頭に掲げた近代刑法沿革略誌には、本書に收載した明治維新以後の刑罰法令の制定の梗概を記し、併せて新律綱領頒布に至るまでの主要な布告達をも收録した。これが爲、行文に冗繁を加へたこと及内容にも研鑽補遺の餘地の存することを深く御詫びし後人の教を待つものである。

一、又、末尾には法令指令等の索引を附し、本書に收載した法令指令及之に關係あるものを、官廳別に大別し更に種類に従つて細分し編年體に輯集してその索引の便を圖つた。

昭和十七年九月

岡 琢 郎

司法資料別冊
第十七號

日本近代刑事法令集 總目次

上	序 說 近代刑法沿革略誌	(二三)
	第一 御定書百ヶ條	(一四三)
	第二 御定書例書	(二〇七)
	第三 赦 律	(二二七)
	第四 假刑律	(三〇三)
	第五 假刑律的例	(三七九)
	第六 新律綱領	
中	第七 改定律例	(三)
	第八 校正律例稿	(二九七)
	第九 日本刑法草案	(三七七)
下	第十 刑法審査修正案	(三)
	第十一 刑法	(一一一)
	第十二 刑法附則	(三五七)
	第十三 索引	(四三六)

序説 近代刑法沿革略誌

- 一 故幕府へ御委任の刑律と假刑律
- 二 新律提綱と新律綱領
- 三 改定律例
- 四 刑法

第一 御定書百ヶ條

- 一 目安裏書初判之事……………(二五)
- 二 裁許繪圖裏書加印之事……………(二七)

- 三 御料一地頭地頭違出入并跡式出入取捌之事……………(二七)
- 四 無取上願再訴并筋違訴之事……………(二八)
- 五 評定所前箱え度々訴狀入候もの之事……………(三〇)
- 六 諸役人非分私曲有之旨訴并裁許仕直等之事……………(三〇)
- 七 公事吟味物銘々宅にて仕候事……………(三一)
- 八 重キ御役人評定所一座領知出入取計之事……………(三二)
- 九 重キ御役人之家來御仕置ニ成候節其主人差控伺之事……………(三二)

- 一〇 用水惡水并新田新堤川除等出入之事……………(三四)
- 一一 論所見分并地改遣候事……………(三四)
- 一二 論所見分伺書繪圖等ニ書載候品之事……………(三五)
- 一三 裁許可取用證據書物之事……………(三六)
- 一四 寺社方訴訟人取捌之事……………(三六)
- 一五 出入扱願不取上品并扱日限之事……………(三七)
- 一六 誤證文押て取問敷事……………(三八)
- 一七 盜賊火附詮議致方之事……………(三八)
- 一八 舊惡御仕置之事……………(三九)
- 一九 裁許裏判不請もの御仕置之事……………(四〇)
- 二〇 關所を除山越いたし候もの并關所を忍通候御仕置之事……………(四〇)
- 二一 隱鐵炮有之村方咎之事……………(四一)
- 二二 御留場にて鳥殺生いたし候もの御仕置之事……………(四二)

- 二三 村方戸ノ無之事……………(四三)
- 二四 村方出入ニ付江戸宿雜用并村方割合之事……………(四三)
- 二五 人別帳にも不加他もの差置候御仕置之事……………(四五)
- 二六 賄賂差出候もの御仕置之事……………(四五)
- 二七 御仕置成候者闕所之事……………(四六)
- 二八 地頭え對し強訴其上致徒黨逃散之百姓御仕置之事……………(四八)
- 二九 身軀限申付方之事……………(四九)
- 三〇 田畑永代賣買并隱地いたし候もの御仕置之事……………(五〇)
- 三一 質地小作取捌之事……………(五一)
- 三二 質地滯米金日限定……………(五四)
- 三三 借金銀取捌之事……………(五五)
- 三四 借金銀取捌日之事……………(五八)
- 三五 借金銀分散申付方之事……………(五八)

- 三六 家質并船床髪結床書入……………(五九)
- 三六 證文取捌之事……………(五九)
- 三七 二重質二重書入二重賣……………(六一)
- 三七 御仕置之事……………(六一)
- 三八 廻船荷物出賣出買并船荷物……………(六二)
- 三八 押領いたし候もの御仕置之事……………(六二)
- 三九 倍金并白紙手形ニて金銀貸借……………(六三)
- 三九 いたし候もの御仕置之事……………(六三)
- 四〇 偽之證文を以金銀貸借いたし……………(六三)
- 四〇 候もの御仕置之事……………(六三)
- 四一 讓屋敷取捌之事……………(六四)
- 四二 奉公人請人御仕置之事……………(六四)
- 四三 欠落奉公人御仕置之事……………(六八)
- 四四 欠落者之儀ニ付御仕置之事……………(六九)
- 四五 捨子之儀ニ付御仕置之事……………(七〇)
- 四六 養娘遊女奉公に出シ候もの之事……………(七一)
- 四七 隠賣女御仕置之事……………(七一)
- 四八 密通御仕置之事……………(七四)

- 四九 縁談極候娘と不義いたし……………(七六)
- 四九 候もの之事……………(七六)
- 五〇 男女申合相果候者之事……………(七七)
- 五一 女犯之僧御仕置之事……………(七七)
- 五二 三鳥派不受不施御仕置之事……………(七八)
- 五三 新規之神事佛事奇怪異説……………(七九)
- 五三 御仕置之事……………(七九)
- 五四 變死之ものを内證にて……………(八〇)
- 五四 葬候寺院御仕置之事……………(八〇)
- 五五 三笠附博奕打取退無盡……………(八〇)
- 五五 御仕置之事……………(八〇)
- 五六 盗人御仕置之事……………(八四)
- 五七 盗物質ニ取又ハ買取……………(八八)
- 五七 候者御仕置之事……………(八八)
- 五八 悪黨者訴人之事……………(八九)
- 五九 倒死并捨物手負病人等有之を……………(九〇)
- 五九 不訴出もの御仕置之事……………(九〇)
- 六〇 拾ひ物取計之事……………(九一)

- 六一 人勾引御仕置之事……………(九一)
- 六二 謀書謀判いたし候もの……………(九二)
- 六二 御仕置之事……………(九二)
- 六三 火札張札捨文いたし候もの……………(九二)
- 六三 御仕置之事……………(九二)
- 六四 巧事かたり事重キねたり事……………(九三)
- 六四 いたし候もの御仕置之事……………(九三)
- 六五 申掛いたし候者御仕置之事……………(九四)
- 六六 毒藥并似せ藥種賣御仕置之事……………(九五)
- 六七 似せ金銀拵候もの御仕置之事……………(九六)
- 六八 似せ秤似せ樹似せ朱墨……………(九六)
- 六八 拵候もの御仕置之事……………(九六)
- 六九 出火ニ付て之咎之事……………(九六)
- 七〇 火附御仕置之事……………(九八)
- 七一 人殺并疵附等御仕置之事……………(九九)
- 七二 相手理不盡之仕形にて……………(一〇五)
- 七二 下手人ニ不成御仕置之事……………(一〇五)
- 七三 疵被附候者外之病ニて……………(一〇五)
- 七三 相果疵附候もの之事……………(一〇五)

- 七四 怪我にて相果候もの……………(一〇六)
- 七四 相手御仕置之事……………(一〇六)
- 七五 婚禮之節石を打候もの……………(一〇六)
- 七五 御仕置之事……………(一〇六)
- 七六 あばれもの御仕置之事……………(一〇七)
- 七七 酒狂人御仕置之事……………(一〇八)
- 七八 亂氣ニて人殺之事……………(一〇九)
- 七九 拾五歳以下之者御仕置之事……………(一一〇)
- 八〇 科人爲立退并住所を隠候者之事……………(一一一)
- 八一 人相書を以御尋に可成者之事……………(一一一)
- 八二 科人欠落尋之事……………(一一二)
- 八三 拷問可申付品之事……………(一一四)
- 八四 遠島者再犯御仕置之事……………(一一五)
- 八五 牢拔手鎖外シ御構之地江……………(一一五)
- 八五 立歸候もの御仕置之事……………(一一五)
- 八六 辻番人御仕置之事……………(一一八)
- 八七 重科人死骸鹽詰之事……………(一二九)

- 八八 溜預ケ之事……………(一一九)
- 八九 無宿片付之事……………(一二〇)
- 九〇 不縁之妻を理不盡に奪取候もの御仕置之事……………(一二二)
- 九一 書狀切解金子遣ひ捨候飛脚御仕置之事……………(一二三)
- 九二 質物出入取測之事……………(一二三)
- 九三 煩候旅人を宿送りニ致候咎之事……………(一二三)
- 九四 帶刀致候百姓町人御仕置之事……………(一二三)
- 九五 新田地え無斷家作いたし候もの咎之事……………(一二三)
- 九六 御仕置ニ成候もの關所田畑を押隠候もの咎之事……………(一二四)
- 九七 御仕置ニ成候もの忤親類え預ケ置候内出家願いたし候もの咎之事……………(一二四)
- 九八 年貢諸役村入用帳面印形不取置村役人咎之事……………(一二五)
- 九九 輕キ惡事有之もの出牢之上咎ニ不及事……………(一二五)

- 一〇〇 名目重相聞候共事實に於て強テ人之害ニ不成ハ……………(一二六)
- 一〇一 吟味事之内外之惡事相聞候共舊惡御定之外ハ不及相糺事……………(一二七)
- 一〇二 僉議事有之時同類又ハ加判人之内より早速及白狀もの之事……………(一二七)
- 一〇三 御仕置仕形之事……………(一二八)

第二 御定書例書

- 一 隱鐵炮玉藥賣候もの御仕置之事……………(一二五)
- 二 隱鐵炮打候者と馴合鳥獸商賣いたし候もの御仕置之事……………(一二五)

- 三 御留場ニテ諸鳥之玉子取候もの御仕置之事……………(一二五)
- 四 虛官名乗候もの御仕置之事……………(一二五)
- 五 死罪可成盜人を宿いたし候もの并村役人御仕置之事……………(一二六)
- 六 祈禱之奇瑞ニテ出候旨可申觸と有躰不申出社人咎之事……………(一二六)
- 七 他之金子盜取候得共右主人之難儀を察右金子可返作略有之者之事……………(一二七)
- 八 借金銀口入之もの金主之名え有合之判を押返金横取いたし候者御仕置之事……………(一二八)
- 九 夫差口ニ逢候を遺恨ニ存人ニ疵附候もの之事……………(一二九)
- 一〇 火を附候ものを不訴出内證にて爲殺候もの御仕置之事……………(一二〇)
- 一一 非人法外之慮外いたし候節打殺候もの之事……………(一二〇)
- 一二 人を殺候時金子を以取扱事濟候もの御仕置之事……………(一二一)
- 一三 懐胎女礫ニ不被行事……………(一二一)

- 一四 當座之口論之上取合候節胸ニ強當り間もなく相果候もの相手御仕置之事……………(一二三)
- 一五 御觸無之國役金を取立其土地頭申付を背候もの御仕置之事……………(一二四)
- 一六 久離可被免ため親宅え參可致自滅旨申威候もの御仕置之事……………(一二五)
- 一七 中追放ニ成候上脇差を抜あばれ候もの御仕置之事……………(一二五)
- 一八 渡船乗沈溺死之もの有之節水主御仕置之事……………(一二六)
- 一九 渡船乗沈溺死在之節村役人咎之事……………(一二七)
- 二〇 盜物と不存質ニ置遺禮金取候もの御仕置之事……………(一二八)
- 二一 科人懷中之金子を與レ風盜取候候繩取之もの御仕置之事……………(一二八)
- 二二 書入ニ致置候地面を質地ニ可取ため證文拵候もの御仕置之事……………(一二九)
- 二三 拵證文拵存役印致候名主御仕置之事……………(一二〇)

- 二四 書入ニ可致約束にて金子内借リ致候地面を外え質入致候もの之事……………(一六〇)
- 二五 悴取逃いたし隠れ居候を乍存相陳候親御仕置之事……………(一六一)
- 二六 親之代裁許有之儀を悴共忘却いたし候咎之事……………(一六二)
- 二七 途中にて致病死候ものを捨置隠シ居候もの御仕置之事……………(一六三)
- 二八 隠地并御年貢地永代賣咎輕キ事……………(一六四)
- 二九 私欲ニ無之謀書いたし候もの御仕置之事……………(一六六)
- 三〇 巧候儀も無之不斗公儀役人と偽り候もの御仕置之事……………(一六七)
- 三一 貸金を奉公人取逃金ニ證文致替候金主借り主證人御仕置之事……………(一六七)
- 三二 似セ役人ニ成物取ハ不致者御仕置之事……………(一六九)
- 三三 ねたり事いたし候上あばれ候者御仕置之事……………(一六九)
- 三四 知ル人ニも無之ものを止宿爲致候名主咎之事……………(一七〇)

- 三五 亂心ニて兩人切殺候もの之事……………(一七一)
- 三六 亂心之上親え疵付候もの御仕置之事……………(一七二)
- 三七 人を殺自分と首鑑候鉢ニ取拵置候者御仕置之事……………(一七三)
- 三八 密通有之趣ニ候共不致白狀もの御仕置之事……………(一七四)
- 三九 御門番所ニて法外いたし候もの并番人咎之事……………(一七五)
- 四〇 人を殺盗いたし其居宅を燒候者并手傳いたし候もの御仕置之事……………(一七七)
- 四一 廻り場村々え無盡相頼其上焼印札改として錢取立候もの御仕置之事……………(一七九)
- 四二 出家人を殺候に無紛處詮議之上不及白狀候得共一件之者共及白候ニ付出家御仕置之事……………(一七九)
- 四三 高欄之擬寶珠兩度盜取候者并乍存不差留女房御仕置之事……………(一八〇)
- 四四 亂心ニて火を附候女咎之事……………(一八一)
- 四五 ニ出候親并請人御仕置之事……………(一八二)

- 四六 捉飼場ニて鉄炮持居候者を捕候もの御褒美之事……………(一八二)
- 四七 非人虛無僧を打殺候御仕置之事……………(一八三)
- 四八 非人虛無僧ニ被疵付候儀ニ付不埒之取計いたし候もの御仕置之事……………(一八四)
- 四九 出家を打擲いたし相果候と存外え捨候處存命ニ罷在候者相手御仕置之事……………(一八四)
- 五〇 荷擔いたし出家を致打擲候得共出家不相果相手御仕置之事……………(一八五)
- 五一 横取いたし候ものを殺候もの御仕置之事……………(一八六)
- 五二 人殺之手傳ハ不致候得共死骸取捨候もの御仕置之事……………(一八六)
- 五三 當座口論之上百姓を打殺候穢多御仕置之事……………(一八七)
- 五四 重キ申懸いたし其上似セ判いたし候家來御仕置之事……………(一八七)
- 五五 其身并悴共え官名を附系圖ニ書記置候者御仕置之事……………(一八八)
- 五六 抱之食賣女首鑑相果候處偽成儀共取拵候者御仕置之事……………(一八九)

- 五七 一所ニ臥り候食賣女首鑑相果候を吟味之節申偽り候男御仕置之事……………(一九〇)
- 五八 遺恨を以謀書いたし候もの御仕置之事……………(一九一)
- 五九 謀書可致とハ不存候得共村役人之印形白紙ニ押候を貰候もの御仕置之事……………(一九二)
- 六〇 師匠ニ手疵爲負候者を敲候處其後相果候ニ付出家御仕置之事……………(一九二)
- 六一 武士出家之御構場所之國々を構追放申付候百姓御仕置之事……………(一九三)
- 六二 女房法外有之ニ付切殺候もの之事……………(一九四)
- 六三 俗人十念口傳之儀數人え致傳授禮物を取候もの御仕置之事……………(一九四)
- 六四 他屋敷ニ勤候女と致密會候上親元え參り貰懸候男御仕置之事……………(一九五)
- 六五 村役人えハ下人之由偽宗旨證文差出候者御仕置之事……………(一九六)
- 六六 兩人ニて石を投附打殺候處いづれ之石中り相果候哉不分もの御仕置之事……………(一九六)

- 六七 被勾引御關所之外共不存致山越候女之事……………(一九七)
- 六八 主人之妻悴え爲手負候もの御仕置之事……………(一九八)
- 六九 牢内にて囚人共定を背候を及見罷在吟味之手懸ニ成候儀申ニ付御仕置ゆるみ候もの之事……………(一九八)
- 七〇 切開地等いたし候御咎之事……………(一九九)
- 七一 主人之悴え他之もの脇差を披及理不盡候故無據鐵ニて拔身を打落候迎其ものえ疵附殺候もの之事……………(二〇〇)
- 七二 山稼ニ出候節脊負候松木拔落中腹ニ候居ものえ當リ相果候もの相手之事……………(二〇一)
- 七三 伯父え重キ申懸いたし候もの御仕置之事……………(二〇一)
- 七四 武家之家來出所も不札質置主證人ニ成候儀ニ付御仕置之事……………(二〇二)
- 七五 遠國奉行所え武家之家來不差登事……………(二〇三)

- 七六 入墨を拔候もの御仕置之事……………(二〇三)
- 七七 主人并親え爲手負候もの行衛尋之事……………(二〇三)
- 七八 領主地頭屋敷門前え大勢相詰致強訴候者御仕置之事……………(二〇三)
- 七九 人ニ疵付候武家之家來御仕置之事……………(二〇五)

第三 赦 律

- 一 御赦取計方之事……………(二〇七)
- 二 御仕置輕重ニ付赦免年數之事……………(二〇八)
- 三 巧成儀も無之強て人之害ニ不相成もの之事……………(二一一)
- 四 三等附博奕取退無盡等いたし候もの之事……………(二一一)

- 五 都て惡事之品不憚公儀を又ハ御役筋ニ拘り候類其外右等ニ不拘候ごも非道不實或ハ格別巧成取計等いたし候もの之事……………(二一一)
- 六 重き惡事ニ同意いたし或ハ事を不遂もの之事……………(二一一)
- 七 罪狀不決ニて御仕置相成候もの之事……………(二一二)
- 八 主人親其外目上之ものえ對し惡事いたし候もの之事……………(二一三)
- 九 人を殺又ハ疵附候もの之事……………(二一三)
- 一〇 徒黨を結び強訴又ハ門訴逃散或ハ遺恨を以狼藉およひ候もの之事……………(二一五)
- 一一 捕方役人え致手向候もの之事……………(二一五)
- 一二 長脇差并脇差等を帶惡事いたし候もの之事……………(二一六)
- 一三 盜又ハかたり事等いたし候もの之事……………(二一六)
- 一四 外國人え引合惡事いたし并唐物拔荷取扱候もの之事……………(二一六)

- 一五 密通又ハ強姪いたし候もの之事……………(二一六)
- 一六 女犯僧事……………(二一七)
- 一七 三鳥派不受不施類之法を持并奇怪之儀申觸し候もの之事……………(二一七)
- 一八 附火いたし候もの之事……………(二一七)
- 一九 幼年もの之事……………(二一八)
- 二〇 座頭并穢多非人等之事……………(二一八)
- 二一 度々御仕置相成候もの之事……………(二一九)
- 二二 遠島ニ成又候惡事いたし候もの之事……………(二二〇)
- 二三 御構場所不立去もの之事……………(二二〇)
- 二四 御仕置當不相當之もの之事……………(二二〇)
- 二五 牢屋并人足寄場を逃去候もの之事……………(二二一)
- 二六 牢溜ニおゐて惡事等いたし候もの之事……………(二二一)
- 二七 一旦御赦相成候もの之事……………(二二一)

- 二八 牢屋焼失之節放テ遣シ……………(二二二)
- 立歸候もの之事……………(二二二)
- 二九 金子横取又ハ取逃等……………(二二二)
- いたし候もの之事……………(二二二)
- 三〇 依父科之御仕置相成候もの之事(二二二)
- 三一 幼年もの當人之科ニテ親類え預中出家願いたし候もの之事……………(二二二)
- 三二 御赦心得方之事……………(二二三)
- 三三 當座御赦之事……………(二二三)

第四 假 刑 律

刑 名

- 答刑・徒刑・流刑・死刑……………(二二九)
- 八 虐……………(二三六)
- 六 議……………(二三七)

- 應議者犯罪……………(二三七)
- 藩臣處分……………(二三八)
- 僧尼犯罪……………(二三九)
- 老小廢疾犯罪……………(二三九)
- 犯罪時不老疾……………(二四〇)
- 婦女犯罪……………(二四一)
- 再犯同罪……………(二四一)
- 犯罪累減……………(二四三)
- 流罪家屬……………(二四三)
- 常赦特赦……………(二四四)
- 徒流人又犯……………(二四四)
- 脏物を給没……………(二四五)
- 罪人自首……………(二四五)
- 二罪俱ニ發……………(二四六)

- 連累罪を得……………(二四七)
- 犯罪首從……………(二四七)
- 罪人逃走獲ふ類……………(二四八)
- 親屬相互ニ容隱……………(二四八)
- 本條有罪名……………(二四九)
- 加減罪例……………(二四九)
- 舊惡犯事……………(二四九)

賊 盜

- 謀反大逆……………(二五〇)
- 謀 叛……………(二五〇)
- 妖書妖言を造ル……………(二五一)
- 大祀神御の物を盗……………(二五一)
- 制書を盗……………(二五二)

- 内府及び公廨財物を盗……………(二五二)
- 山陵の樹木を盗……………(二五二)
- 監守自盜……………(二五三)
- 常人官物を盗……………(二五四)
- 強 盜……………(二五六)
- 劫 囚……………(二五六)
- 搶 奪……………(二五七)
- 竊 盜……………(二五七)
- 倉庫を破ル……………(二六〇)
- 親屬相盜……………(二六〇)
- 牛馬を盗……………(二六一)
- 田野の穀麥を盗……………(二六一)
- 人を詐欺して財を取……………(二六二)
- 人 商……………(二六二)
- 墳墓を發掘……………(二六三)

夜中無故して人家ニ入ル……………(二六四)
 強竊盜の宿……………(二六四)
 俱ニ謀て盗を爲す……………(二六五)
 盜條科斷之通例……………(二六六)

闘 毆

闘 毆……………(二六六)
 俱ニ謀て人を毆……………(二六八)
 擅ニ人を制縛す……………(二六八)
 盜賊を毆……………(二六九)
 帶刀人を毆……………(二六九)
 役人を毆……………(二六九)
 良賤互ニ相毆……………(二七〇)
 主人を毆……………(二七〇)

受業師を毆……………(二七一)
 官殿内忿争……………(二七一)
 親屬相毆……………(二七一)
 祖父母父母を毆……………(二七二)
 夫妻相毆……………(二七二)
 父祖被毆……………(二七三)

人 命

謀 殺……………(二七四)
 祖父母父母を謀殺す……………(二七四)
 親族を殺……………(二七五)
 主を殺并主奉公人を殺……………(二七五)
 殺 姦……………(二七六)
 一家三人及慘毒人を殺……………(二七七)

妖術毒藥を用人を殺……………(二七七)
 盜賊を殺……………(二七八)
 闘毆及故らに人を殺……………(二七八)
 他物毒蟲を以故ニ人を傷ル……………(二七九)
 車馬馳聚人を傷ル……………(二七九)
 戲誤過失殺傷……………(二七九)
 人を威逼して死を致す……………(二八〇)
 人命内濟……………(二八〇)

訴 訟

越 訴……………(二八一)
 掛リ役人犯事を隠す……………(二八一)
 匿名書を作て人を毀……………(二八二)
 誣 告……………(二八二)

捕 亡

干名犯義……………(二八三)
 父祖之奉養を缺……………(二八四)
 罪人捕を拒……………(二八四)
 獄囚逃走……………(二八五)
 罪人を藏匿す……………(二八七)

犯 姦

私 姦……………(二八七)
 強 姦……………(二八七)
 婦女を縦シ及逼て姦を犯さしむ……………(二八八)
 親屬相姦……………(二八八)

主家之婦ニ姦す……………(二八九)
 喪ニ居て姦を犯す……………(二八九)
 良賤相姦……………(二八九)
 管下の妻女ニ姦す……………(二九〇)
 姦事ニよつて死を致す……………(二九〇)
 姦罪取扱……………(二九〇)

受 贓

枉法不枉法の贓……………(二九〇)
 有事人賄賂を爲す……………(二九一)
 坐贓罪を致す……………(二九一)

詐 偽

謀 判……………(二九二)

偽 書……………(二九二)
 金銀并錢を偽鑄す……………(二九三)
 私ニ斛斗秤尺を造ル……………(二九三)
 詐て官員と稱す……………(二九三)
 詐て死と稱す……………(二九四)
 人を教へ欺キ法を犯しむ……………(二九四)

斷 獄

罪囚を陵虐す……………(二九四)
 官吏故ニ人を罪ニ出入いたす……………(二九五)
 獄囚ニ金刃を與ふ……………(二九五)
 獄囚を教て罪狀を變亂す……………(二九六)
 老幼拷問を許さず……………(二九六)
 屍傷見分……………(二九七)

婚 姻

婚姻を定……………(二九七)
 妻有ルニ重て妻を娶ル……………(二九八)
 婦女を強奪す……………(二九八)
 改 嫁……………(二九九)
 婚姻取扱……………(二九九)

雜 犯

博 奕……………(二九九)
 家長に有らずして擅ニ家財を費用す(三〇〇)
 放 火……………(三〇〇)
 制旨及令違……………(三〇一)
 不應爲……………(三〇一)

第五 假刑律的例

- 一 笞 刑……………(三〇五)
- 二 金銀取引處置……………(三〇七)
- 三 酒狂之上殺人者處置……………(三〇八)
- 四 梟 首……………(三〇八)
- 五 脱籍者處置……………(三〇九)
- 六 流 刑……………(三一〇)
- 七 罪囚人取扱方……………(三一〇)
- 八 博奕處置……………(三一四)
- 九 盜賊處置……………(三一五)
- 一〇 繼子殺シ處置……………(三一六)
- 一一 刑律問答……………(三一六)
- 一二 死刑之外處置方伺……………(三一八)

一三 贖金處置	(三一九)
一四 大赦ニ付罪科差免事	(三二〇)
一五 吟味中病死ニ付死骸取片付處置	(三二一)
一六 磔 刑	(三二一)
一七 流 罪	(三二二)
一八 梟 首	(三二四)
一九 梟 首	(三二五)
二〇 刑罰拷問可除定日	(三二六)
二一 徒 刑	(三二七)
二二 禁 錮	(三二八)
二三 刑律問答	(三三〇)
二四 穢多非人徒刑處置	(三三四)
二五 死刑臨機處置	(三三五)
二六 刑法問答	(三三六)
二七 流 刑醉狂風暴	(三三九)

二八 役義差免處置	(三四一)
二九 謹 慎	(三四二)
三〇 刎 首	(三四四)
三一 刎 首	(三四四)
三二 梟 首	(三四四)
三三 梟 首	(三五〇)
三四 刑律問答	(三五二)
三五 刑律問答	(三五二)
三六 徒 刑	(三五四)
三七 割 腹	(三五七)
三八 刑律問答	(三五八)
三九 徒刑中脫走處置	(三六一)
四〇 梟 首	(三六三)
四一 割 腹	(三六四)
四二 徒黨發頭人處置	(三六五)

第六 新律綱領

首 卷

圖

四三 刑律問答	(三六六)
四四 徒刑處置問合	(三六六)
四五 罪人取扱心得方	(三七〇)
四六 刑律問答	(三七〇)
四七 徒刑規則	(三七一)
四八 禁 錮	(三七五)
四九 久離勸當	(三七七)
一七 賊圖	(三八二)
二 贖罪收贖例圖	(三八四)

卷 一

名例律 上 計一十三條

三 過失殺傷收贖圖	(三八七)
八 徒限内老疾收贖圖	(三八八)
九 誣輕爲重收贖圖	(四〇四)
一〇 故失出入圖	(四〇六)
一二 獄具圖	(四〇九)
一三 五等親圖	(四二〇)
一四 五 刑	(四二二)
一五 勅奏官位犯罪	(四二七)
一六 問 刑	(四三三)
一八 官吏犯公罪	(四三九)

- 一九 官吏犯私罪……………(四四〇)
- 二〇 追奪位記……………(四四二)
- 二一 有官僧徒犯罪……………(四四三)
- 二二 軍人犯罪……………(四四三)
- 二三 糾彈官吏犯罪……………(四四五)
- 二四 庶人犯罪不的決……………(四四五)
- 二五 犯罪得累減……………(四四六)
- 二六 無官犯罪……………(四四六)
- 二七 流囚家屬……………(四四七)

卷 二

名例律 下 計二十七條

- 二八 犯罪存留養親……………(四四九)
- 二九 婦女犯罪……………(四四九)

- 三〇 徒流人又犯罪……………(四四九)
- 三一 老小廢疾收贖……………(四五〇)
- 三二 犯罪時未老疾……………(四五二)
- 三三 給沒贓物……………(四五二)
- 三四 犯罪自首……………(四五八)
- 三五 二罪俱發以重論……………(四五九)
- 三六 犯罪共逃……………(四六一)
- 三七 同僚犯公罪……………(四六一)
- 三八 公事失錯……………(四六四)
- 三九 共犯罪分首從……………(四六六)
- 四〇 犯罪事發逃亡……………(四六七)
- 四一 親屬相為容隱……………(四六八)
- 四二 本條別有罪名……………(四六八)
- 四三 加減罪例……………(四七〇)
- 四四 再犯加等罪例……………(四七四)

- 四五 稱乘輿車駕……………(四七七)
- 四六 稱同罪……………(四七七)
- 四七 稱監臨主守……………(四七八)
- 四八 稱日者以十二時……………(四七八)
- 四九 稱兩者以金兩……………(四八一)
- 五〇 稱等內人……………(四八二)
- 五一 稱奴婢雇人……………(四八二)
- 五二 僧尼於受業師……………(四八三)
- 五三 斷罪無正條……………(四八三)
- 五四 斷罪依新頒律……………(四八四)

卷 三

職制律 計十五條

- 五五 遺失詔書……………(四八七)
- 五六 棄毀官文書……………(四八七)
- 五七 詔書有違……………(四八七)
- 五八 上書奏事錯誤……………(四八八)
- 五九 事應奏不奏……………(四八八)
- 六〇 失誤朝賀……………(四八九)
- 六一 失儀……………(四八九)
- 六二 擅離職役……………(四八九)
- 六三 無故不朝參公座……………(四九〇)
- 六四 衝突儀仗……………(四九〇)
- 六五 至下馬牌不下……………(四九〇)
- 六六 出納有違……………(四九〇)
- 六七 那移出納……………(四九一)
- 六八 私借官物……………(四九一)
- 七〇 不覺被盜……………(四九二)

戶婚律 計二十一條

- 七一 差役不均……………(四九三)
- 七二 欺隱田糧……………(四九四)
- 七三 盜賣田宅……………(四九四)
- 七四 重典賣田宅……………(四九四)
- 七五 棄毀器物稼穡……………(四九五)
- 七六 立嫡違法……………(四九五)
- 七七 逐婿嫁女……………(四九六)
- 七八 匿父母夫喪……………(四九六)
- 七九 子弟私擅用財……………(四九六)
- 八〇 逃亡……………(四九六)
- 八一 奴婢逃亡……………(五〇一)

賊盜律 計二十二條

- 八二 盜大祀神御物……………(五〇一)
- 八三 盜乘輿服御物……………(五〇二)
- 八四 盜官文書……………(五〇二)
- 八五 盜官印……………(五〇三)
- 八六 盜兵器……………(五〇三)
- 八七 盜園陵內草木……………(五〇三)
- 八八 監守自盜……………(五〇三)
- 八九 常人盜……………(五〇四)
- 九〇 強盜……………(五〇五)
- 九二 劫囚……………(五〇七)
- 九三 竊盜……………(五〇七)
- 九四 盜官私牛馬……………(五〇九)
- 九五 盜田野穀麥……………(五一〇)
- 九六 親屬相盜……………(五一〇)
- 九七 奴婢盜家長財物……………(五一二)

人命律 上 計十條

- 九九 恐喝取財……………(五一三)
- 一〇〇 詐欺取財……………(五一三)
- 一〇一 略賣人……………(五一四)
- 一〇二 兇徒聚衆……………(五一六)
- 一〇三 夜無故入人家……………(五一九)
- 一〇四 盜賊窩主……………(五一九)
- 一〇五 共謀爲盜……………(五二二)
- 一〇六 謀殺……………(五二三)
- 一〇七 謀殺本屬長官……………(五二五)
- 一〇九 謀殺祖父母父母……………(五二八)
- 一一〇 謀殺家長……………(五三〇)
- 一一一 殺死姦夫……………(五三〇)

人命律 下 計十六條

- 一一二 殺一家三人……………(五三一)
- 一一三 魘魅人……………(五三二)
- 一一四 毒藥殺人……………(五三三)
- 一一五 鬪毆及故殺……………(五三三)
- 一一六 屏去服食……………(五三四)
- 一一七 戲殺傷人……………(五三六)
- 一一八 誤殺傍人……………(五三六)
- 一一九 詐稱殺人……………(五三七)
- 一二〇 過失殺傷人……………(五三七)
- 一二一 毆死有罪妻妾……………(五三七)

卷 四

- 一一二 殺_二奴婢_一.....(五三八)
- 一一三 將_レ屍圖賴.....(五三八)
- 一二四 弓銃殺_レ傷人.....(五三九)
- 一二五 車馬殺_レ傷人.....(五三九)
- 一二六 庸醫殺_レ殺人.....(五三九)
- 一二七 威逼致_レ死.....(五四〇)
- 一二八 瘋癲殺_レ人.....(五四〇)
- 一二九 謀_二同死_一.....(五四〇)
- 一三〇 私_二和人命_一.....(五四二)
- 一三一 移_レ地界內死屍.....(五四三)
- 一三二 同行知_レ有_二謀害_一.....(五四三)

鬪毆律 計一十四條

- 一三三 鬪 毆.....(五四三)

- 一三四 宮殿內忿爭.....(五四五)
- 一三五 毆_二本屬長官_一.....(五四五)
- 一三七 拒_二毆官司差人_一.....(五四八)
- 一三八 毆_二受業師_一.....(五四八)
- 一三九 威力制縛.....(五四八)
- 一四〇 毆_二家長_一.....(五四九)
- 一四一 毆_レ夫.....(五四九)
- 一四二 毆_二傷妻妾_一.....(五五〇)
- 一四三 毆_二三等親以下尊長_一.....(五五〇)
- 一四四 毆_二二等親尊長_一.....(五五一)
- 一四五 毆_二祖父母父母_一.....(五五二)
- 一四六 妻妾與_二夫親屬_一相毆.....(五五二)
- 一四七 父祖被_レ毆.....(五五三)

罵詈律 計五條

- 一六一 官吏詞訟.....(五六四)

受贓律 計十條

- 一六二 官吏受_レ財.....(五六五)
- 一六三 坐贓致_レ罪.....(五六六)
- 一六四 事後受_レ財.....(五六七)
- 一六五 聽_二許財物_一.....(五六七)
- 一六六 以_レ財請求.....(五六七)
- 一六七 官吏求_二借財物_一.....(五六八)
- 一六八 家人求索.....(五六八)
- 一六九 因_レ公科斂.....(五六九)
- 一七〇 尅_二留盜贓_一.....(五六九)
- 一七一 受_二外國人餽送_一.....(五六九)

訴訟律 計八條

- 一四八 罵_レ人.....(五五七)
- 一四九 罵_二本屬長官_一.....(五五七)
- 一五一 罵_二家長_一.....(五五八)
- 一五二 罵_二有服尊長_一.....(五五八)
- 一五三 罵_二祖父母父母_一.....(五五九)
- 一五四 越 訴.....(五五九)
- 一五五 承_レ告不理.....(五六一)
- 一五六 聽_レ訟回避.....(五六一)
- 一五七 誣 告.....(五六一)
- 一五八 干_レ名犯_レ義.....(五六二)
- 一五九 子孫違_レ教.....(五六四)
- 一六〇 教_二唆詞訟_一.....(五六四)

卷五

詐偽律 計九條

- 一七二 詐為官文書……………(五七一)
- 一七三 對詔上書詐不以實……………(五七二)
- 一七四 偽造官印……………(五七二)
- 一七五 偽造寶貨……………(五七三)
- 一七七 偽造斛斗秤尺……………(五七六)
- 一七八 偽造私印……………(五七六)
- 一七九 詐稱官……………(五七六)
- 一八〇 詐稱病死傷……………(五七六)
- 一八一 詐教誘人犯法……………(五七八)

犯姦律 計五條

- 一八二 犯姦……………(五七八)
 - 一八三 親族相姦……………(五七九)
 - 一八四 姦家長妻女……………(五七九)
 - 一八五 姦部民妻女……………(五八〇)
 - 一八六 居喪及僧尼犯姦……………(五八三)
- 雜犯律 計十條
- 一八八 拆毀揭榜場……………(五八三)
 - 一八九 販賣鴉片烟……………(五八四)
 - 一九〇 賭博……………(五八四)
 - 一九一 囑託公事……………(五八六)
 - 一九二 失火……………(五八六)
 - 一九三 放火……………(五九〇)
 - 一九四 費用受寄財產……………(五九〇)

- 一九五 得遺失物……………(五九〇)
- 一九六 違令……………(五九七)
- 一九七 不應為……………(六〇四)

捕亡律 計六條

- 一九八 追捕罪人……………(六〇七)
- 一九九 罪人拒捕……………(六〇七)
- 二〇〇 獄囚脫監及反獄逃走……………(六〇八)
- 二〇一 徒流人逃……………(六〇九)
- 二〇二 主守不覺失囚……………(六一一)
- 二〇三 藏匿罪人……………(六一三)

斷獄律 計十一條

- 二〇四 故禁無罪人……………(六一四)

- 二〇五 陵虐罪囚……………(六一四)
 - 二〇六 與囚金刀……………(六一五)
 - 二〇七 教囚翻異……………(六一五)
 - 二〇八 老幼不拷訊……………(六一五)
 - 二〇九 獄囚誣指無罪人……………(六一六)
 - 二一〇 出入人罪……………(六一六)
 - 二一一 笞杖不如法……………(六一七)
 - 二一二 婦人犯罪……………(六一七)
 - 二一三 死囚奏請待報……………(六一八)
 - 二一四 斷罪不當……………(六一九)
- 以上通計 一百九十二條

東京違式註違條例

日本近代刑事法令集 上 目次終

司法資料別冊
第十七號

日本近代刑事法令集

序説 近代刑法沿革略誌

一 故幕府へ御委任の刑律と假刑律

大政奉還の奏上

近代の刑法史は、慶應三年十月二十二日の指令に始まる。これより先、徳川幕府第十五代將軍徳川慶喜は、宇内の形勢に鑑み、土佐前藩主山内容堂の建白を納れて、同三年十月十四日、高家大澤右京大夫基壽を代つて参内せしめ、大政奉還及位記返上のことを奏上せしめた。朝廷では、翌十五日これを聽許あらせられ「尙天下と共に同心盡力を致し 皇國を維持し宸襟を安んじ奉るへし」との難有い御沙汰を賜はつた。そして一方、國是を決定する爲に十萬石以上の諸侯に上京を命ぜられ、同十月二十一日には十萬石以下の諸侯にも召命が下されたのであつた。

慶喜は、同十月十九日、諸侯の参集に至るまでの間の施政、即ち外交事務その他緊急を要するもの、取扱方及京都の警備・禁裏御料の取計・大宮御所御造營國役金の取扱方・禁裏御料宮堂上方采地人民の訴訟の管轄等八箇條の取計方に關して稟請した。その第六條には「刑法之儀は、召之諸侯上京之

一、刑律は幕府の
書に據る

上御取極可相成候へ共、夫迄之處は仕來通にて宜候哉」といふ項目もあつたが、朝廷では、大政奉還の事たるや全く倉卒のことに屬し、未だ大政施行の用意も整つてゐなかつたので、右八箇條については、同十月二十二日、「召之諸侯上京之上、規則被相立候得共、夫迄之處は是迄之通り可心得事」との指令を發して、その稟伺にかゝる事項の取締等は、概ねこれを慶喜に委任せられたのであつた。

五箇條の御誓文

甲 刑法事務課

乙 刑法事務局

丙 刑法官

二、假刑律

四 刑

四刑を各三等に分ち火刑を廢止

明治天皇は、明治元年三月十四日、親しく紫宸殿に出御遊ばされ、文武百官を率ひて天神地祇を祭り五事を誓ひ給ひ、之を宣して開國進取の國是を御定め遊ばされた。この頃、政府では三職分課職制を定め次で三職八局職制并職員を定めたが、更に、同元年閏四月二十一日、五箇條の御誓文を目的として政體職制を改め、天下の權力は總て之を太政官に歸し、その權力を分て立法・行法・司法の三となし以て偏重の患なからしめ、中央には、立法の府として議政官を、行法の府としては行政官を主として神祇官・會計官・軍務官・外國官を、司法の府として刑法官を置き、地方はこれを府・藩・縣の三に分つことを布告した。刑法官では、その頃、唐・明・清の諸律及大寶の古律等を參酌して假刑律を制定し、その後これに修正を加へつゝあつた。この假刑律は、庶政御一新の折柄、制定せられたもので復古的色彩も濃く、大寶の古律に則つて八虐・六議の制を採り、假に死・流・徒・笞の四刑を定め、死を刎・斬の二等とし、その外に極刑として磔・焚の二を認め梟首をも規定し、流を遠・中・近の三等に、徒を一年・一年半・二年・二年半・三年の五等に、笞は十より百までの間を十進的に十等に分つたが、これ等の四刑は、後にいづれも三等に改められ、死は火刑を廢して梟首・刎首・絞首の三とし、

假刑律的例

極刑としては磔刑のみを認め、流を七年・五年・三年の三とし、徒を二年・一年半・一年の三に、笞を百・五十・二十の三に分ち、傍・贖金の制を設け、別に藩臣僧尼等の爲に刎首・自盡・禁錮・奪刀・奪祿・貶席・逼塞・遠慮・差控・貶官・奪職・追院等の罰刑を設け、姦盜奔亡且死罪を犯せるもの等にはこの例を用ひないこととした。その外、名例には老小癡疾・婦女等の犯罪・再犯同罪・犯罪累減・流罪家屬・常赦特赦・徒流人又犯・贓物給没・罪人自首・二罪俱に發・連累罪を得・犯罪首從・罪人逃走獲ふ類・親屬相互に容隱・本罪有罪名・加減罪例・舊惡犯事等を規定し、その罪犯については賊盜・鬪毆・人命・訴訟・捕亡・犯姦・受贓・詐僞・訴訟・婚姻・雜犯等十一律の規定があつた。

刑法官では、假刑律を制定したけれども、これを布告したこともなく、唯その執務上の準則とするに止めてゐたやうである。刑事事件の處斷・罪囚の取扱方等に關して、各府藩縣から伺を提出して來たときは、假刑律に據つてその指令を與へてゐたやうで、此等の指令は、輯めて假刑律的例と題する本省所藏の寫本に載つてゐる、その收載の年月は明治元年八月頃から同二年三月下旬に及んでゐる。

三、故幕府へ御委任の刑律

用刑の心得

磔刑の制限
火刑の廢止
追放所拂廢止

明治元年十月晦日、政府は行政官布達を以て、各府藩縣に對して、「王政復古凡百之事追々御改正に相成、就中、刑律は兆民生死の所係、速に御釐正可被爲在處、春來、兵馬倥傯國事多端、未だ釐正に暇あらず、之に依り、新律御布令迄は故幕府へ御委任之刑律に仍る」べきことを命じ、其中、磔刑は君父を弑する大逆に限り、其他重罪及焚刑は梟首に換へ、追放・所拂は徒刑に換へ、流刑は蝦夷地に

府藩縣へは流
以下の處分を
委任す
流刑

刑名を定め處置
方目安を達す
四刑を三等に
分つ

盜賊に流罪を
除く
火刑の廢止
磔刑の制限

限り、且盜竊百兩以下、罪、不至死候様、略御決定に相成候、尤、死刑は勅裁を経候條、府藩縣共、刑法官へ可伺出等、其の間に於ける用刑の心得方を明かにして「總て粗忽之刑罪有之間敷事」と注意し、「流刑は蝦夷地に限り候得共、彼地御制度相立候迄は先舊に仍り取計可申事、徒刑は土地之便宜により各制を可立事に付、府藩縣共、其見込に従ひ當分取計置可申、追々御布令可被爲在事」を申添へ、「右御旨趣堅相守、猶不決之廉有之候は、刑法官へ可伺出候事」と達した。次で同元年十一月十三日、太政官達を以て、「新律御治定迄、別紙四刑各三等を以て假に輕重を配當致し、當節、左之通處置いたし候事」と達し、死・流・徒・笞の四の刑名を定め、死刑は梟首・刎首・絞首の三に、流刑は七年・五年・三年の三に、徒刑は二年・一年半・一年の三に、笞刑は百・五十・二十の三に各區分し、官人諸藩士等の刑科は刎首・自盡・流・禁錮已下の事と定め、火附・強盜人を殺すものは梟首に、強盜・百兩以上の竊盜・強姦は刎首に處し、竊盜は、その被害五十兩以上は徒罪に、二十兩以上は笞百に、一兩以上は笞五十に、一兩以下及盜を欲して未だ盗み得ざる者は笞二十に處することとし、其他の犯罪の處分も右に準知すべき事、死罪は奏裁を経たる後刑すべき事、但梟刑の内姑も聞き難き事情有る者は其府に於て即決し追て奏聞之事、盜賊には流罪を除き、火刑は永く之を廢止し、君父を弑するの大逆罪は臨期勅裁の上磔刑に處すべき事、其の他の磔罪は之を廢し、絞首は秋季に至り一時に之を刑し自然仰大禮等にて赦令あるときはこれを免さるべき事等を命じ、茲に、始めて假刑律の内容と同じものが、達として公にせられたのであつた。假刑律の制定の日が明治元年十一月十三日であるとする説の根據は茲にあるので

刑名改定

徒五等

流刑

追放處拂換徒
徒刑場脱走

晒・引廻・鋸引廢
止

丁、刑部省
刑名改定

死罪の輕重

はなからうか。次で同二年正月、刑法官は更に刑名を定めて、強盜にして被害百兩以上の者・人を殺害した者及強淫したものは梟首に、その他の強盜及被害百兩以上の窃盜は刎首に、窃盜百兩以下は徒三年、同八十兩以下は徒二年半、同六十兩以下は徒二年、同四十兩以下は徒一年半、同二十兩以下は徒一年、同十兩以下は笞百、同五兩以下は笞五十、同一兩以下及盜を欲して未だ盗み得ざる者は笞二十、に處することとし、又流刑については、各府藩縣より科書を添へて、五畿・山陰・山陽のものは大阪へ、九州のものは長崎へ護送せしめ、兩地より九州流刑の藩々へ引渡すこと等を定めた。次で同二年七月八日、東京府から「御假律面、引廻ハ被廢候儀ニ可有之候得共、晒之儀ハ別段御沙汰無之候ニ付」主殺・主人に爲手負候者・古主を殺候者・女犯の所化僧の類・男女相對死仕損候者等「五箇條之類、都て舊律之如く、晒、申付可然哉」と問合せ來たのに對して、刑法官は「主人に爲手負候者及び古主を殺す者は梟首、其餘は新律頒行迄、伺之通り、但し晒・引廻・鋸引は廢止候事」といふ指令を發して、從來、磔に附加してゐた此等の刑を除いたのである。同日、刑法官は廢せられて刑部省が置かれた。刑部省では、同二年八月五日、指令に依つて從來の刑名中、磔を磔罪に、梟首を梟示に、刎首を斬罪に、徒刑を徒罪に、笞刑を笞罪に改め、次で死罪の輕重を別つて、謀反・謀大逆・父母及夫を殺すものは磔とし、謀叛・故殺・謀殺・受業師を殺・放火・強姦男・官府の印信を偽造し・金銀錢鈔を偽造するものは梟とし、強盜財を得・窃盜百兩以上・夫有る婦を姦す男女俱・子女を略賣し・謀判のものは斬と定めた。

二 新律提綱と新律綱領

- 一、明律取調御用
- 二、刑律取調掛
- 三、制度寮

刑律釐正のことは、夙に、政府が天下に闡明したところであつて、既に、明治元年十月には水本保太郎に明律取調御用を命じ、同二年三月十八日には刑法官内に刑律取調掛を置き、四月十七日には制度律令撰修の爲に制度寮を設けて津田眞一郎・長野卓之允・水本保太郎等をして刑律の取調に従はしめた程であつた。

明治二年九月二日、律書撰定方について、衆議院に御下問があつて

我大八洲ノ國體ヲ創立スル 遂古ハ措テ不諭 神武以降二千年 寛恕ノ政 以テ下ヲ率ヒ 忠厚ノ俗 以テ上ヲ奉ス 大寶ニ及テ唐令ニ折衷スト雖モ 其律ヲ施スニ至テハ常ニ定律ヨリ寛ニス 其ノ間 政ノ汗隆時ノ治亂ナキニ非サルモ 大率 光被ノ徳 外藩ニ及フ 保元以降 乾綱紐ヲ解キ武士權ヲ専ラニシ 法律以テ政ヲ爲シ刀鋸以テ下ヲ率キ 寛恕忠厚ノ風遂ニ地ヲ拂フ 今ヤ大政更始 宜ク古ヲ稽ヘ今ヲ明ニシ 寛恕ノ政ニ從テ忠厚ノ俗ニ復シ 萬民所ヲ得テ國威始テ振フヘシ 頃者 刑部新律ヲ撰定スル時 仍テ茲旨ヲ體シ 凡八虐・故殺・強盜・放火等ノ外 異常法ヲ犯ニ非サルヨリハ 大抵寛恕以テ流以下ノ罰ニ處セシメントス 抑刑ハ無刑ニ期スルニ在リ 宜ク商議シテ以テ上聞セヨ

律書撰定について衆議院へ御下問

律書撰定を刑部省に命ず

死刑の停止

關所廢止

偽造貨律を定め府藩縣に委して即決せしむ

販賣鴉片烟律を定む

と仰出され、同二年十月七日には太政官は刑部省に對して、「専ら寛恕の御趣意に原き、凡、叛逆・人命・強盜・放火等を除くの外、可成丈け、流以下に處し、竟に刑無刑に期し候様被遊度 聖旨を奉體し撰定致すべき旨、御沙汰候事」と達して律書の撰定を命じたのである。

刑部省では、この寛恕の旨意に則つて、或は同二年十一月、指令を受けて、現在の罪囚中、人命・強盜・放火等立決すべき罪犯を除き、其他死刑に當る者は新律頒布に至る迄姑くその處斷を停め、流・徒以下の罪は從來の如く假律に依つて處分し、職官公罪を犯し及失誤する者は本罪に二等を減じて裁斷することとし、或は同三年正月、太政官に對して、財産沒籍の法は、罰は其の身に止り人を戮すること拏までにせざる良法に反するものであるから、將にこの法は廢すべきものなる旨を建議し、政府をして之を納れて、同正月二十日、各地方官に對し「刑法新律追て被 仰出候へ共、差當り、財産沒籍の法、被爲停度 思良に付、各地方官に於ても御趣意を奉體可致旨、御沙汰候事」との達を發せしめ 以て財産沒籍の法を停めた。又太政官に於ても 或は元年以來奸曲の徒、殊に支那人にして紙幣を贋造するもの多く且その跡を斷たなかつたのに徴して、同三年六月十八日、偽造貨律(註一)を定めてその刑を嚴にし、七月二日、達を以て 府藩縣に對して、「向後、地方官に於て管轄内嚴密吟味を遂げ、犯罪の者有之候は、右刑律を照準し即決處置の上、刑部省へ可届出旨」を命じ、或は同三年八月九日、販賣鴉片烟律(註二)を布告して、鴉片烟を販賣して利を計つた者以下を斬・絞・流・徒等の嚴科に處すべき旨を定め、此等國家の大患・萬民の至害となるべき犯罪に對しては斷乎として

新律提綱

草案

八唐六議の目を刪す

墨刑の廢止

再訂案

實施

之を彈壓すべきことを明かにして、共に當面の問題を解決したのであつた。

律書の撰定に關しては、刑部省では委員を命じて着々之か事を進捗せしめ、古の律令・御定書等に本き唐・明・清の諸律を折衷し、寛恕の意を體して努めて輕減に從て新律を纂定し、遂にその成功を見るに至つたので、之が評議の爲、明治三年六月十四日、新律の草案六冊を進達した、これが即ち新律提綱である。提綱は、その内容や體裁は、之を知るに足る資料が見附からないので判らないが、假刑律に比して刑が輕く條數が多かつたこと又は諸文書の記載に徴して窺ふことが出来る。次で刑部省ではこの刑律の編修に際して、同三年九月十九日、太政官の指令に依つて、八唐六議の目を刪り、九月二十五日には墨刑を廢して、これに該當するものは、笞杖二刑に引當てて適宜處置することと定め、只管、寛恕の御旨趣奉體の實を採りつゝあつたが、十月五日には、新律提綱の再訂案を上奏するに至つた。叙上の如く、二年十一月頃から死刑の處斷を停止して居つた爲、既に、三年七月頃には、此等停刑の罪囚、三百餘人の多きに達して獄に溢れ、爲に、輕罪の囚人にして、永く入牢し、發病・斃死するものさへ現はれ、又府藩縣に於ける停刑處分のものも尠くはなかつたので、刑部省では右再訂案上奏の日、太政官に對して「當省は、從前の假律を廢し、此新律を以て、今日より施政度、尤、府藩縣へは、追て上木の上、頒布相成度旨」の何を上申した。太政官は、同十月十二日、「何之通たるべき事」といふ指令を發してこの何を許したので、刑部省では、同日、假刑律を廢止して新律提綱を施行し、「日に斷決を行ひ獄の滯積する者漸く疏通せんとす」るに至つた。

准流法

流刑については、既に、明治元年十月、流刑は蝦夷地に限る、との布達があつたが、開拓使では、今や開拓の業は草々の際であるので、内地の狡徒惡漢を驅て質朴實直な原住民の間に遷されてはその業忽ち破れて行ふべからず、といつて配役を拒んだ。之が爲に流囚は止むなく從前の島々に配流して居つた。然し、流囚の數は多く島には限りがあるので、全部の配囚も遂には困難となり、止むなく禁獄の方法を採つた、けれども、之か爲、自然病囚も生じて愍然の至りであつたので、刑部省は、明治三年十月、自今、新律に依つて斷刑する以上は強盜以下流罪に處すべきものも頗る多いことであらう、然るに北海道では未だ流所規則の制定もない爲、同地への發遣は不可能であるし、さりとて舊來の諸島では囚人の收容力にも限りあるのみならず強兇暴戻の徒をして無辜の島民を凌虐抑制せしめるものも矜憫すべきことであるから、暫く流刑を停め、準流法を制定して之に代ふべきである、と建議した。政府は之を納れて、同三年十一月十七日、太政官達を以て準流法を各府藩縣に頒ち、三流に換へて「一等徒役五年、二等徒役七年、三等徒役十年」と定め、「北海道流所規則」追て被相定候迄、暫く流刑を停め、役限を五徒の上に加へ、準流法を相設候條、流刑に該る罪を犯し候者は、右に照準し處分可致候事」と命じた。この準流法では、罪囚を在來の徒場に入れ、他の徒人と區別して嚴に之を苦役したのであつた。

定本の進奏
四、新律綱領

次で新律提綱の定本の上梓成り、その名を改めて、明治三年十一月、新律綱領六卷を進奏し、十二月二十日に至つて新律綱領六卷頒布の上諭があり、これを各府藩縣に頒布し、茲に從來の故幕府へ御

五刑

閉刑

贖金の法
懲役の法

委任の刑律も假刑律も廢止せられるに至つたのである。

新律綱領は、全六卷、八圖十四律百九十二條より成り、舊來の制に則り、逐條制を採らなかつた。正刑は笞・杖・徒・流・死の五とし、笞刑は十より五十迄、杖刑は六十より百迄、徒刑は一年より三年迄を、各五等に分ち、流刑は一年より二年迄を三等に分ち、死刑は絞・斬の二とし尙梟示の刑を認め、士庶によつてその適用を異にし、官吏・華士族・僧侶の罪には謹慎・閉門・禁錮・邊戍・自裁の閉刑を設け、謹慎は十日より五十日までを五等に、閉門は六十日より百日迄を五等に、禁錮は一年以上三年迄を五等に、邊戍は一年・一年半・二年の三等に分ち、士族の賊盜・賭博、官吏の賊盜・枉法・賭博、部民の妻を姦するといふやうな破廉恥の甚しいものは、笞杖に該るものは庶人となし、徒以上に當るものは仍ほ本刑を加へ、僧徒の姦・盜・賭博等、戒律を破ること甚しいものは、笞杖に該るものは還俗せしむるに止め、徒以上に當るものは仍ほ本刑を加へた。更に、斷罪無正條の規定を置き不應爲の原則を留め、官吏には公罪・私罪の別を立て、僧徒・婦女・老少・癡疾には、各、特に制を設け、官吏・華士族等には贖金を許し、後、笞・杖以下に代へて懲役の法を設け、徒場を懲役場と改めたが、他面、捕亡・斷獄の律を含み、中古の律とその趣を同じくし、罪條の如きも彼と甚だ似たるものがあつた。

新律綱領は、之を普く天下に觸示するを至當なりとして、明治四年三月、太政官指令を以て、廣く書肆に任せて賣本にすることを許し、又同月、外務省は、太政官の指令に本いて、心得の爲、駐在外國各公使へ一部宛贈遣した。

註一 偽造貨律

- 一 凡貨貨ヲ偽造シ已ニ行使スレハ銀數ノ多寡ヲ論セス首タル者梟、從タル者及ヒ匠人(贋金銀緒幣及ヒ作具等ヲ製造スル者ヲ云)若クハ情ヲ知テ買使スル者ハ並ニ斬、其雇人・雜役ニ供スル者ハ(干曝挑水打炭等ノ雜事ニ役スルヲ云)徒三年(若シ從タル者雜役ヲナセハ仍ホ從ヲ以テ論ス)
 - 一 若シ偽造已ニ成リ未タ行使セサル首タル者ハ斬、從タル者及ヒ匠人ハ流三等、雇人ハ徒一年半
 - 一 若シ偽造未タ成ラサル首タル者ハ流三等、從タル者及ヒ匠人ハ徒三年、雇人ハ徒一年
 - 一 若シ過ヲ悔テ自首スル者、已ニ行使スルハ一等ヲ減シ、行使セサレハ罪ヲ免ス
- 府藩縣通行ノ貨幣亦同シ

右偽造貨律の刑は相當に重いものであつた。之が爲、刑部省は、明治三年十二月三日、太政官印の偽造を以てさへ、其の刑、猶、絞に止まるのに比すれば、右律の如きは、朝廷人命を重んじ刑を慎しむの道ではない、といふ理由で、右律第一條の梟示の刑を斬に、斬を流三等に、徒三年を一年半に改め、未タ行使せざる者は各一等を減じ且變則的な府藩縣委任專斷の令を繰回せんことを請ふたが、政府では「何之通、御改定相成、御發令之儀ハ、暫、其時ヲ待、新律内ヲ自空シ、他日補正候様被 仰出候事」と指令して、之を許さなかつた。

註二 販賣鴉片烟律

- 一 凡ソ鴉片烟ヲ販賣シテ利ヲ謀ル者、首ハ斬、從ハ三等流、自首スル者ハ一等ヲ減ス
- 一 人ヲ引誘シ吸食セシムル者ハ絞、從及ヒ情ヲ知り房屋ヲ給スル者ハ三等流、引誘セラレテ吸食スル者ハ徒一年
- 一 收買シテ未タ售賣セサル者、首ハ三等流、從ハ徒三年、買食スル者徒二年半、自首スル者ハ並ニ罪ヲ免シ鴉片烟ハ官ニ沒收ス
- 一 官吏知テ舉セサル者ハ并ニ與同罪、財ヲ受ル者ハ枉法ヲ以テ重キニ從テ論ス

三 改定律例

戊、司法省

明治四年七月九日、刑部省及彈正臺が廢せられて司法省が置かれた。

新律綱領は、既に述べたやうに、戊辰己巳、干戈紛擾の後、王政維新の初に於て急遽撰定せられ、單に律の大綱を定めたものであつて、方變の罪狀を盡すには足らなかつた。殊に、當時は、諸制の革新あわたくしく、朝政日に進み禁令月に新なりといふ有様であつたので、律も亦獨り舊例を墨守することが出来ない有様であつた。従つて、司法省でも、此點に鑑みて、四年春以來、用刑の實際に就いて綱領の盡さざるところを敷衍し或は政體の變革に沿つて刑律の權限を改正し、之に泰西の制をも參酌しつつ刑律改正の立案を怠らなかつた。

イ、初代司法卿
江藤新平
草案
改正案

明治五年四月二十五日、江藤新平が初めて司法卿に任ぜられた。司法省では、刑律草案三百餘條の竣成を見たので、同年七月、改定律例草案三卷三百餘條を謄寫奉進し、「爾後、進歩の形勢に於ては更に改正す可き者ありと雖、猶、歲月を待たざれば其全備を期す可らず、姑く此卷を頒布し、本律の盡さざる所を補正せば、全國の斷刑支吾する所なからんとす、如し制可を経て刊行の日に至らば更に上諭を冠し律と異なる所以を明示せん事を請ふ」と上申して之が評決を伺つた。左院では評議の上、附紙を以て下問を發したが、これについては司法省でも異論はなく、更に改正を加へて淨書し、

同五年十一月二十八日、再び之を上進した。

定本の進奏
五、改定律例

明治六年四月、江藤新平は司法卿を辭した。同六年五月三日、司法省は、更に改定律例草案三卷を奏進した。そして、同六年六月十三日、太政官布告第二百六號を以て改定律例は頒布されたのである、改定律例は、右布告を以て、同年七月十日より一般に施行し、從來、偽造寶貨の犯人の即決處斷は之を地方官に委任して居つたのを廢止し、従前、單行頒布の律例及び律案指令等は、一切同日より之を援引することを禁じ、綱領・新例に正條無き者は更に伺出づ可く、且、百日以下の懲役犯人服役致し難き地方は、笞杖實決、苦しからざる旨、を達し、その後、明治十四年末に至る迄、綱領・新例の二者を併せて實施したのであるが、その間に於ても法令の改廢は少くはなかつた。

尙、律例頒布の後、坊間には律例註釋や諸表等を上梓するものが多かつたので、司法省では、七年七月十四日、布達第十七號を以て、各裁判所及各府縣に對して、「當省印信無之者に據り擬律致し、自然、不都合を生じ候ては相成らず候に付、兼て、此段相心得可申候」と達し、かゝる印信なき律例註釋等に據つて擬律することを堅く禁ずるに至つた。

二 刑
終身の刑
改定律例は、全編三卷、十二圖十四律三百十八條より成り、編纂形式としては、初めて逐條主義を採つた。刑罰は、強盜を除いては、綱領よりも寛輕を加へ、その種類も懲役・死刑の二と爲し、從來の笞・杖・徒・流の刑名を改めて一體に懲役となし、十日以上十年迄の間を十八等に分つて役に服せしめ、更にその上に懲役終身の刑を設け、持兇器強盜・監守常人盜・謀故殺・放火・反獄・偽造寶貨を除

呵責
磔を廢す
士族の閏刑

く外、死に該る者、一體に寛宥して之に處し、所犯極て軽く、罪、懲役十日に及ばざるものは、止た呵責して放免することと定めた、死は梟示・斬・絞とし、犯由罪狀を刑場・通衢掲榜場に揭示するの制を定め、士族の閏刑を改めて禁錮となし、十日以上十年迄の間を十八等に分ち、その上に終身禁錮の制を設け、破廉恥の甚しきもの等は除族に處することとし、華族に贖罪の法を立て、更めて舊惡減免例の規定を設け、時效の制度を明定した。

四 刑 法

梟示の廢止

改定律例は、その形式等には多少近代的色彩を採り入れるに至つたけれども、尙、重きを支那の制に置いて居つた爲、その内容は依然として舊套を脱することなく、その施行の實績に照して、或は職制律を廢し、逃亡條例を刪し、或は梟示の刑を廢し、或は罪を斷するに口供甘結に依るといふ法を改めて證に依るとする等、不斷、變更・改正を加へつゝあつたけれども、急速な社會事情變遷の趨勢には到底副ふべくもなかつた。

口、二代司法卿
大木喬任

明治六年十月、大木喬任が二代の司法卿に任ぜられた。司法省は、明治八年一月七日、布達を以て、各府縣に對して、従前、各藩立置かれ候節、徳川氏刑法の外、その藩祖より用來り候習慣の法

一、刑法草案取
調掛
刑法改正案起草
の上奏

律或は法律に類したる罰則并に罰例存在致し居候分は、本年三月迄に、其府縣於て取調、一本づゝ本省へ差出し可申しことを命じた。司法卿大木喬任は佛國の法律學者ボアソナードを聘して法律顧問となし、九月十五日、刑法草案取調掛を任命して刑法等を起草せしめつゝあつたが、同九年一月四日、政始の時に當て、刑法改正起草の儀を上奏し、

法律ハ治國ノ重器ニシテ安民ノ要具 固ヨリ不待言也 戊辰己巳ノ際 各藩異治ノ餘弊ヲ承ケ法律統一スル所ナシ 乃刑部ニ勅シテ 刑法ヲ撰定シ以テ人民ノ耳目ヲ一ニス 而シテ人智日ニ開進ス 法亦隨テ之カ周備ヲ爲ササル不可 今ヤ 政治日新外交月昌 宜シク亦更ニ之カ改正ヲナスヘキノ時ニ適セリ 本省 職 司法ニ在リ 成法ノ得失適否ニ關スル者 固ヨリ其建議スヘキ所 乃チ職制ニ據リ 新タニ新法ノ草案ヲ起シ以テ進奏スル所アラント擬ス 更ニ委員ニ命シ 廣ク各國ノ律書ヲ研シ比較考證以テ寰宇普通ノ成典ヲ編シ 必ス當年中ヲ以テ 古ヲ改メ新ヲ施ノ事ニ至ランヲ期ス 則チ聖徳益々彰レ治具愈々張リ内外亦將サニ共ニ其慶ニ頼ルモノアラントス 謹テ奏ス

刑法改正草案五
百二十三條

と申上げ、委員を督して佛國の法を基本として明・清各國刑法の得失を論議せしめ、比較取捨せしめたので、同九年九月二十八日頃には刑法改正草案將に成らんとするに至つた。その際、司法卿は、右大臣岩倉具視に對して、刑法の外に治罪法・民法・商法・訴訟法等を編纂することの必要なる所以を上申した。刑法については、同年十二月二十八日、元老院に刑法改正草案五百有餘條を提出した、此

- 二、刑法編纂課
- 三、刑法編纂掛
- 日本刑法草案四百七十八條
- 四、刑法草案審查局

の時の司法省の上申には、「最、本案の儀は、猶又、再調校正を加度條件も有之、追て、異同の分は、校正本を以て引替可伺出候」といふ條件がついて居つた。司法省では、更に、同十年一月十二日、省内議政局の中に刑法編纂課を設け、五月二十一日、之を刑法編纂掛と改め、更に右草案を検討しつゝ、校訂修正を加へ、漸くその功が竣つたので、同十年十一月二十八日、刑法草案四編四百七十八條・四冊及参考として、各國刑法類纂七冊を上呈して、先年の草案の却下を求めた。太政官では、右草案の一層精確を期する爲と空議遷延するの患を避ける爲、十二月二十五日、太政官中に、刑法草案審查局を設け、參議伊藤博文を總裁に、幹事陸奥宗光・議官細川潤次郎・同津田出・同柳原前光・大書記官井上毅・司法大書記官鶴田皓・少書記官村田保・同山崎直胤等を委員に任じ、總裁に對しては開局後六箇月を期し審査卒業すべき旨を達した。然るに同十一年一月十四日、同局を元老院に開設することとなつたが、當時、元老院では地方官會議で議定した議案を更に議定することとなつた爲、刑法審査の事務は暫時中絶するの已むなきに至り、六月には審査局總裁柳原前光は、太政官に對して、刑法審査は本月中に成功し難き旨を届出でた程であつた。然し、その後、審査局では右刑法草案を逐條審議して修正を加へ、十二年六月二十五日に至つてその審査を完了し、七月四日、右修正案全文四編四百三十條を上本して上進した。此の刑法審査修正案は、治罪法審査修正案と共に、同十三年三月一日、元老院の議に付せられたが、元老院は、四月十六日、右修正案に更に修正を加ふべき事項を決定し、この修正の字句を朱書して上奏した。太政官は之を法制部に廻付し、法制部では、四月二十日、右刑法審査

- 刑法審査修正案
- 四百三十條

六、刑法

刑法附則

新舊法比照例

- ハ、三代司法卿 田中不二麿
- ニ、四代司法卿 大木喬任
- 五、刑法草案審查局閉局

修正案別冊朱書の通の修正は不都合無之に付修正の通り布告すべき旨を稟議した。そして、明治十三年七月十七日に至り、太政官布告第三十六號を以て刑法は布告せられたのである。そして、翌十四年七月八日、布告第三十六號を以て、その施行期日を同十五年一月一日と定め、同十四年十二月十九日には、太政官布告第六十七號を以て刑法附則が布告され、同年十二月二十八日には、太政官布告第八十一號を以て刑法第三條に依る新舊法比照例が定められた。

此の間、明治十三年二月、大木喬任、司法卿を辭し、同十三年三月、田中不二麿が司法卿に任ぜられたが、在職一年有半、明治十四年十月、大木喬任と更迭した。

かやうにして刑法草案審查局では、刑法草案附屬の諸規則取調の殘務も完了したので、明治十四年二月二十四日、閉局せられ、同年三月十一日には、刑法草案審査委員であつた參議山田顯義・元老院幹事細川潤次郎・陸軍少將兼議官津田出・檢事兼議官鶴田皓・太政官大書記官山崎直胤・太政官權大書記官村田保及刑法草案審査御用掛兼務太政官權大書記官名村泰藏・判事昌谷千里等、被免の辭令が發せられたのである。

この刑法は、逐條主義の體裁に則り全文四編、四百三十條より成つてゐる。即ち法典は總則・公益に關する重罪輕罪・身體財産に對する重罪輕罪及違警罪の四編に分たれ、總則には法例・刑例・加減例・不論罪及減輕・再犯加重・加減順序・數罪俱發・數人共犯・未遂犯罪及親屬例の十章を收め、公益に關する重罪輕罪としては、皇室に對する罪・國事に關する罪・靜謐を害する罪・信用を害する罪・健康を

重罪
輕罪
違警
主刑

害する罪・風俗を害する罪・死屍を毀棄し及び墳墓を發掘する罪・商業及び農工の業を妨害する罪・官吏
瀆職の罪の九種を擧げ、身體財産に對する重罪輕罪は、身體に對する罪及財産に對する罪に大別し、
前者には、謀殺故殺の罪・毆打創傷の罪・殺傷に關する宥恕及び不論罪・過失殺傷の罪・自殺に關す
る罪・擅に人を逮捕監禁する罪・脅迫の罪・墮胎の罪・幼者又は老疾者を遺棄する罪・幼者を略取誘
拐する罪・猥褻姦淫重婚の罪・誣告及び誹毀の罪・祖父母父母に對する罪の十二を掲げ、後者には窃
盜の罪・強盜の罪・遺失物埋藏物に關する罪・家資分散に關する罪・詐欺取財の罪及び受寄財物に關
する罪・贓物に關する罪・放火失火の罪・決水の罪・船舶を覆没する罪・家屋物品を毀壞し及び動植
物を害する罪の十を收め、違警罪については五條に互つて七十一項目を掲げた外、各地方には便宜に
よつて違警罪を定めることを許し、之を犯した者は其罰則に従つて處斷すべきものなる旨を規定し、
其の形式内容ともに、千八百十年の佛蘭西國刑法に倣ひ、茲に、大寶以來緊密の關係があつた支那法
と絶つて歐米の近代的法系に參するに至つたのである。本刑法では、假刑律以來認めて來た不應爲の
制を捨て、「法律に正條なき者は何等の所爲と雖も之を罰することを得ず」と規定し、「法律は頒布以
前に係る犯罪に及ぼすことを得ず、若し所犯頒布以前に在て未だ判決を経ざる者は新舊の法を比照し
輕きに從つて處斷す」と定めて、罪刑法定主義・刑法不遑及の原則を採用し、又此刑法は陸海軍に關
する法律を以て論ず可き者に適用することを得ない旨をも明かにした。又法律に於て罰すべき罪を別
て重罪・輕罪及違警罪の三とし、刑は主刑と附加刑とに分ち、重罪の主刑を死刑(絞首の一とす)徒

附加刑

刑法實施に關する
内訓

刑(有期・無期の二)流刑(無期・有期の二)懲役(重輕の二)禁獄(重輕の二)とし、輕罪の主刑
を禁錮(重輕の二)及罰金とし、違警罪の主刑を拘留・科料とし、剝奪公權・停止公權・禁治產・監視・
罰金・沒收を以て附加刑と定め、刑罰執行及犯人檢束の方法については別に規則を以て之を定むるこ
ととした。從來、わが國刑法の一特色であつた官民士庶の如き人爲的階級に依つて刑の種類を分つと
いふ制度を一擲したところが著しく目立つ。その他、刑の時效の制度を認め、受刑者中改悛の情顯著
なるものに對して假出獄を許し、職權行爲や正當防衛に關する規定を設けたことなどは、當時として
は新しい試であつたであらう。

明治十五年十月二十八日、司法省は此の刑法の實施に關して、大審院・各裁判所に左の如き内訓を
發した、

刑法ノ設タルヤ、暴ヲ懲シ姦ヲ防キ、以テ良民ヲ保護スルニ外ナラサルハ固ヨリ言ヲ俟タス、維
新ノ初、刑罰ノ寬減ニ從フ所以ノ者ハ、欽恤ノ盛意ヲ以テ從來ノ宿弊ヲ一掃シ、寬猛輕重、各其
宜ヲ得テ以テ、倖免寬抑ノ弊ナカラシムコトヲ期セラレタル者ニ候處、或ハ之ヲ誤認シ、徒ニ寬減
ニ從フヲ以テ法理ヲ得タル者ト心得、其弊、漸ク慢弛ニ流レ、遂ニ姦惡ノ心ヲ誅スルニ足ラサル
者、往々有之哉、ニ相聞エ、當ニ立法ノ精神ニ悖ル而已ナラス、大ニ原情誅心ノ義ニ違フ、裁判
官タル者、宜シク法文ヲ活讀シ、其精神ノ在ル所ヲ釋ネ、審問推鞠ヲ縝密ニシ、犯者ヲシテ情罪
迺ル、所ナカラシメンコトニ注意スヘシ、蓋シ、刑罰ノ寬漫ニ流ル、ハ、人ヲ罪惡ニ誘ヒ良民ノ

七、違警罪

府下町々取締箇
條

禍害ヲ養成スルニ過キス、所謂罪囚ニ仁恕ナルハ良民ニ不仁恕ナル者ナリ、宜シク、處斷、其當ヲ得テ、以テ欽恤ノ盛意ニ副ヒ候様致スヘシ、右ハ、兼テ其心得モ可有儀ニ候得共、爲念、更ニ及内訓候也

尙、違警罪については、明治元年二年頃は東京府達を以て、或は出火の際「火元は死刑、町役人は追放にも可相成」とか「非常の御改革筋等被仰出候」とか申觸した流言浮説を取締り、或は市中の張札等を禁じて居つたのであるが、同四年十二月、府下取締組を置くと共に府下町々取締箇條十二條を達して往來妨害の所爲等を禁じ、同五年十月には袒裼裸体等違式の行爲を禁じた。同五年十月九日、司法省は、警保寮職制・東京番人規則と共に違式註違條例をも立案してその制定方を稟議し、同月十九日、太政官から、當分の内、假定の心得を以て施行すべき旨、の指令があり、東京府でも同年十一月十三日より嚴重に施行すべき旨を達した。本條例は、全文五十三條、罰例・違式罪目・註違罪目より成り、違式の罪を犯す者は、七十五錢より少からず百五十錢より多からざる贖金（後に科料と改まつた）を追徴し、註違の罪を犯す者は、六錢二釐五毛より少からず十二錢五釐より多からざる贖金を追徴し、若し、此等の罪を犯したる者、無力なる時は、實決して、違式の罪を犯したる者は、一十より少からず二十より多からざる答罪に處し、註違の罪を犯したる者は、一日より少からず二日より多からざる範圍で拘留に處し、此等の罪に依り取上ぐべき物品は、贖金を科するの外、別に沒收の申渡を爲すべく、此等の罪を犯して人に損害を蒙らしめた時は、先づ、その損失に當る償金を出さしめた後、

東京違式註違條
例

違警罪目

贖金を命ずべきものとした。本條例は、その後、司法省布達・警視廳達・警視本署布達等に依る改廢追加があつて、明治十二年二月頃には、その條文七十六箇條に及んだが、明治十四年十二月二十八日、警視廳布達甲第六十號・警視廳違警罪目に依つて改正された。之が處分手續については、同八年九月二十八日、警視廳達で東京違式註違處分手續か定められたが、同十四年十二月二十八日、警視廳達違警罪處分手續に依て改正された。

地方違式註違條
例

明治六年七月十九日、太政官布告を以て、地方違式註違條例九十條が定められた。本條例は、内容形式とも、右の東京違式註違條例と殆ど同様であつたが、その性質上、各地方の便宜に依つて、其地方長官に於て、稟議の上、斟酌増減する事を得せしめてゐた。本條例は、明治十三年布告第三十六號刑法に依つて改正され、同刑法第四編に違警罪のことが律せられるに至つた。

第一 御定書百々條

御定書百ヶ條

一 目安裏書初判之事

一 従前々之例

一、 寺社并寺社領、關八州之外私領、關八州之内
ニても寺社領より御府内え掛り候出入、

月 番

寺 社 奉 行 裏 書

二 従前々之例
延享二年極

一、 江戸町中、寺社領之町・寺社門前并境内借地
之者共(内儀本)御府内え掛り候出入、

月 番

町 奉 行 裏 書

三 従前々之例

一、 關八州御料・私領、關(内儀本)八州之外御料より御

府内え掛り候出入、

月番

御勘定奉行

裏書

四 享保六年極
五 同 二年極

右、雙方、名主・家主・五人組立合、可相濟、若、不埒明候ハ、七日目、雙方罷出候様、裏書可遣候事、

但、支配違え掛り候出入ハ、評定所え可差出、雙方、一支配ニ候ハ、其奉行所にて裁許可申付、在方國々え掛り候出入ハ、何月幾日、評定所え罷出、可對決旨、裏書いたし、三奉行掛り月番にて初判、一座加印、

六 享保七年極

一、山城 大和 近江 丹波

京都町奉行

但、雙方共ニ、右四ヶ國之ものニ候ハ、京都町奉行にて取捌、

七 同

一、和泉 河内 攝津 播磨

大坂町奉行

但、右同斷、大坂町奉行にて取捌、

八 從前々之例

右八ヶ國之内ニても、京都・大坂町奉行支配違、又ハ餘國え掛り候出入ハ、寺社奉行月番、可致初判候、尤、雙方共ニ右同支配之出入(内裏本)ハ、御當地え訴出候ハ、支配之奉行所え罷出候様、申渡、取上申間敷事、

二 裁許繪圖裏書加印之事

九 從前々之例

一、國境・郡境

御老中加印

裁許繪圖

三奉行連印

但、右之外、繪圖裏書を以、裁許之分ハ、三奉行連印

三 御料一地頭地頭違出入并跡式出入取捌之事

一〇 享保六年極

一、遠國奉行支配・御代官所并私領百姓、他え相掛候出入、其所之奉行・御代官・地頭より斷有之候上にて、取上、可及吟味、斷無之内、百姓訴出候ハ、取上申間敷事、

二 享保六年極

一、一地頭之出入ハ、地頭より斷有之候共、地頭にて取捌、可相濟由、申聞、取上申間敷候、勿論、地頭より斷無之、百姓訴出候分ハ、地頭え可相願旨、申渡、是又、取上申間敷候、猶又、不相濟由、地頭より申聞候ハ、頭支配え申立候様、ニ可相違候、但、地頭、非分之申付ニ相聞候ハ、伺之上、取上可申候、

三 寛保二年極

一、跡式又ハ養子等之出入ハ、他領掛り合、訴出候共、先方之地頭え可願旨、申聞、取

日本近代刑事法令集 御定書百ヶ條 (裁許繪圖裏書加印之事 御料一地頭地頭違出入并跡式出入取捌之事)

三 追加
寛保三年極

上申間敷候、若、地頭之裁許、不審之事も候ハ、地頭方え承届候上、猶、不致落著候ハ、可相伺事、

一、加判人有之慥成讓狀并加判人無之候共、當人自筆ニて印形無相違書面、怪敷儀も無之にわゐてハ、讓狀之通、跡式可申付、尤、格別筋違ニ候ハ、吟味之上、筋目之者え可申付事、

四 享保六年極

一、御領所百姓出入ハ、其支配人より添狀無之候ハ、取上申間敷候、品ニより、支配人え其趣申通し、猶又、相滞候ハ、對談之上、取上可申事、

五 従前々之例

一、一地面ニて、寺社より百姓え掛り候出入も、一通り、地頭え申達候上、不相濟候得者、取上、可致吟味事、

六 同

一、寺社より領主え相掛り候出入、訴出候ハ、一通り、地頭え申達、不相濟にわゐてハ、取上、可致吟味事、

四 無取上願再訴并筋違訴之事

七 享保五年極

一、諸願申出候もの、一通り吟味之上、難成願ニ候ハ、難立趣申聞、重て願出候ハ

八 享保五年
寛保三年極

、答可申付旨、書付相渡、猶又、願出候ハ、過料可申付事、

但、奉行所え願出、無取上儀ニ付、過料申付候處、遮て、箱訴并御老中、若年寄中え訴訟ニ罷出候ハ、奉行所え呼出、猶又、遂吟味、彌、於難立願ハ、再、過料可申付事、

九 享保五年極

一、親子・兄弟・其外之親類にても、御答御免之願ハ、再應、願出候共、不及答事、

一〇 享保六年極

一、總て願之儀、筋違え申出候ハ、其筋之奉行所え願出候様、ニ申付候上、再往申出候ハ、其筋え遂對談、難立願ニて、無取上旨候ハ、其筋之奉行所ニて、相應之答、可申付事、

一一 従前々之例

但、難立願、奉行所ニて、無取上旨、申渡候處、同役え、右之願申出候にわゐてハ、寺院・侍ハ押込、町人・百姓ハ手鎖可申付事、

一二 従前々之例

一、三奉行所え不訴出、直ニ評定所え訴訟ニ罷出候ものハ、其筋之奉行所え罷出候様ニ申渡、其筋之奉行所ニて吟味之上、落著之儀ハ、一座相談之上、可申付事、

一三 同

一、親類・縁者之由ニて、訴狀差出候節、當人、難願出譯も無之候ハ、當人ニ爲願可申旨、申渡、取上申間敷事、

五 評定所前箱え度々訴狀入候もの之事

寛保元年極
 一、評定所前箱え、難立願・訴狀入候者、手鎖懸、預()置、宿仕候もの、免許之願、再應申出候ハ、宿并當人え、重て訴狀入候ハ、可相答旨、申聞、尤、當人ニハ、右之趣、證文申付、日數ニ無構、手鎖可差免候、
 但、寺院ハ本寺・觸頭等、浪人ハ地主・家主等え預ケ置、免許之願、申出候節、是又、前書之通、申聞、證文取之、可差免事、
 一、度々箱訴いたし手鎖ニ成候處、差免候以後、
 又候、訴狀入候もの
 町在共ニ 江戸 拂
 但、宿預又ハ手鎖申付置候處、願不相止候ものも、同斷

六 諸役人非分私曲有之旨訴并裁許仕直等之事

享保六年極
 一、諸役人を始、其所之支配人、非分私曲等之儀有之旨、訴出候節、其役人支配人え一通リ申達、猶又、不相濟由、申出候ハ、先、其旨相伺、御差圖次第取計、尤、裁

許之儀ハ、相伺可申候、

元文三年極
 一、於奉行所・諸役所并私領、前々裁許有之て事濟候儀を、經年月、右裁許、非分之由、申立、再吟味、願出候共、取上申間敷候、然共、訴訟方、慥成證文等有之、相手方ニハ證據無之、先裁許、必定過失と相見候ハ、伺之上、詮議取掛可申事、
 但、相手方不尋して不叶儀も候ハ、評議之上、其所支配人或ハ地頭え、一通リ相尋可申候、猥、()相手召寄申間敷候事、
 元文五年極
 一、不願出候共、奉行所ニて評議之上、先裁許、改、可然儀ハ、伺之上、可申付事、

七 公事吟味物銘々宅ニて仕候事

享保六年極
 一、公事吟味之儀、式日・立合え差出、即日不相濟儀ハ、掛リ之奉行宅ニて、日數不掛様ニ吟味を詰、一座、評議之上、裁許可申付候、
 但、御代官手代、掛申間敷候、

八 重キ御役人評定所一座領知出入取計之事

- 一、御老中
- 一、所司代
- 一、大坂御城代
- 一、若年寄
- 一、御側衆
- 一、評定所一座

右之分、領知出入、訴出候節、不及伺、取計、裁許之趣、相伺可申事、

但、質地并借金銀出入ハ、定法有之儀ニ付、不及伺事、

三 元文四年格
三 従前々之例

追加

九 重キ御役人之家來御仕置ニ成候節其主人差控伺之事

- 一、御老中

- 一、所司代
 - 一、大坂御城代
 - 一、若年寄
 - 一、御側衆
 - 一、寺社奉行
 - 一、大目付
 - 一、町奉行
 - 一、御勘定奉行
 - 一、御目付
 - 大坂御城番
 - 一、駿府御城代
 - 遠國奉行
- 右家來・徒士・足輕・中間等、致不届、公儀御仕置ニ成候共、其主人差控ニ不及候、侍以上又ハ輕キものにも、徒黨惡事いたし、御仕置ニ成候ハ、差控可相伺候、
- 一、遠國御役人ハ、其所（ニ）在りて、家來、惡事いたし、御仕置ニ成候ハ、右之通、
- 三 延享四年極
三 同

可心得事、

但、表向之御役人ニ候共、家來、徒黨惡事いたし、御仕置ニ成候者、其節之様子次第、差控可相伺事、

一〇 用水悪水并新田新堤川除等出入之事

一、諸國村々用水・悪水并新田・新堤或川除等、他領に掛り合候出入、訴出候時ハ、御料者御代官、私領ハ地頭家來、呼出、雙方障無之様ニ、致熟談、可相濟旨、申聞、訴狀相渡、其上、不相濟段、雙方役人、申出候ハ、其子細承糺、取上、可致吟味事、

一一 論所見分并地改遣候事

一、論所之事、國境・郡境ニても、雙方立合、繪圖と御國繪圖、大概相違於無之ハ、不
及檢使、裁許可有之候、入組不申儀ニ、猥ニ、檢使差遣申間敷事、

享保五年
元文五年極

元文五年極

元文五年極

一、檢使不遣候て難決儀者、國境・郡境ハ御番衆・御代官、村境ハ御代官計、可差遣、

但、入組不申論所ハ、郡境ニても其邊之御代官、爲致見分、可有裁許事、

追加

一、田畑山林等出入、繪圖書付等ニて難分、地改不仕候てハ不相決候ハ、不及伺ニ、最寄之御代官手代差遣、地改爲仕可申事、

享保七年極

一二 論所見分伺書繪圖等ニ書載候品之事

一、論所之町步反別ハ勿論、證據ニ引候・諸帳面・證文之文言之内、其事之員數等書出し可申候、繪圖ニて極メ候儀ハ、繪圖入用之所計を、小繪圖ニ仕、可差出候、

一、繪圖面計ニて不相分儀ハ、其傍ニ斷書を加ヘ可申、但、字數多く候ハ、繪圖ニ

ハ、番附之文字計、記、別紙伺書ニ、番附之合紋、付、可差出事、

一、繪圖面、論外之分ハ、不致彩色、名所を附、訴訟方・相手方と肩書仕、差出可申事、

享保十一年
極

寛保三年極

元文五年
寛保二年極

三 元文五年極

一、御朱印ハ不及申、讓狀・古證文・古水帳或ハ地頭出置候・書付等、其紙面、疑敷儀、於無之ハ、證據ニ取用可申、私ニ書記置候もの或寺社縁起之類、猥ニ不可取用之事、

一三 裁許可取用證據書物之事

一四 寺社方訴訟人取捌之事

四 享保六年極

一、社寺訴訟人、可届所え不斷して願出、添簡無之類ハ、取上申間敷候、強て相願候ハ、本寺觸頭え相尋、本寺觸頭にて可致吟味と申筋ハ、本寺觸頭え、吟味可申付事、

四 享保六年極

一、本寺觸頭を相手取候敷、又ハ、本寺觸頭え願候ても押置候(ニ)付、不得止事、願出候類者、添簡無之候共、取上、可致吟味事、
一、寺社領之百姓、地頭非分之儀を申出候類ハ、地頭・寺院或は神主等呼出、様子相

四 同

四 同

尋、品により、取上、可致吟味事、
一、寺院加リ候出入、裁許申付候節ハ、觸頭又ハ本寺呼出、爲承、裁許狀ニ奥印爲致可申事、

四 寛保元年極

一、一宗法義に拘り候公事訴訟之儀ハ、取上申間敷候、尤、本寺觸頭にて、各申付候ても、及難澁候もの又ハ他宗・俗人、入交り候出入ハ、取上、可致吟味事

一五 出入扱願不取上品并扱日限之事

- 一、火 附
- 一、盜 賊
- 一、人 殺
- 一、人 勾 引
- 一、逆罪之もの
- 一、名主等私曲非分
- 一、博奕・三笠附・取退無盡

四 元文五年極
兇 同

- 一、隱 賣 女
- 一、巧 事
- 一、右之外ニも、公儀え掛リ候出入扱之儀、願出候共、爲扱申間敷事
- 一、公事扱、願出候節、日數廿日ニ可限、但、遠國え掛り合候出入ハ、往來日數を考、其節々、日限相極可申事、

一六 誤證文押て取間敷事

五 元文五年極
一、相手、不致得心に、押て誤證文取申間敷候、たとへ誤證文差出候とも、其證文ニかゝらす、理非次第に裁許可仕事、

一七 盜賊火附詮議致方之事

五 享保三年極
一、盜賊火附詮議之儀、盜賊改・火附改え不相渡、其手切にて、可致詮議事、

一八 舊惡御仕置之事

三 追加
三 延享元年極
三 寛保三年極
四 寛保二年極
五 同
六 寛保二年
六 延享元年極
五 追加
五 延享元年極
五 追加
五 寛保三年極
五 延享元年極

- 一、逆罪之もの
 - 一、邪曲にて人を殺候もの
 - 一、火 附
 - 一、致徒黨、人家え押込候もの
 - 一、追剝并人家え忍入盗人
 - 一、都て公儀之御法度を背き、死罪以上之科ニ可被行もの、
但、役儀ニ付て、私欲押領いたし候ものハ、輕ク候共、相應之咎メ可有之事、
 - 一、惡事有之、永尋申付置候もの
- 右ハ舊惡ニ候共、御仕置伺可申候、此外之科、一旦惡事いたし候共、其後相止(リ)候由、申之、尤、外之沙汰も無之におゐてハ、十二ヶ月以上之舊惡ハ、不及咎事、但、十二ヶ月内より吟味取掛り、十二ヶ月以後、吟味濟候共、舊惡ニハ不相立事、

一九 裁許裏判不請もの御仕置之事

空 從前々之例

一、裁許不請もの

中 追 放

空 同

一、裏判并差紙不請もの

所 拂

追加

空 從前々之例

一、裁許相濟候儀を、内證にて不用、破候もの

中 追 放

二〇 關所を除山越いたし候もの并關所を忍通候御仕置之事

空 從前々之例

一、關所難通類、山越等いたし候もの

於其所 磔

但、男に被誘引、山越いたし候女ハ奴

空 同

一、同、案内いたし候もの

於其所 磔

空 同

一、同、忍通候もの

重キ 追 放

但、女ハ奴

空 同

一、口留番所を、女を連、忍ひ通り候もの

中 追 放

但、女ハ領主え可相渡

二一 隱鐵炮有之村方咎之事

空 寛保元年極

一、隱鐵炮、致所持候者、

江戸拾里四方并御留場内
右之外關八州
關八州之外

遠 嶋
中 追 放
所 拂
右 同 斷

空 同

一、隱鐵炮、打候もの

名主・組頭
江戸拾里四方并御留場内
右之外關八州

重キ 罪科
急度叱リ

空 同

一、隱鐵炮、所持之村方、
他所より參打候村方、

五人組
江戸拾里四方并御留場内

過 料

空 同

一、隱鐵炮、致所持候者、

總 百姓
江戸拾里四方
御留場内

輕キ 過料
爲過怠、鳥番

空 同

一、隱鐵炮、打候村方、
同、致所持候村方、

三 同

一、廻り場之内、鐵炮三度以上、打候を不存候ハ、

御留場内

野廻り役儀可取放

但、野廻り之居村ニ、隠鐵炮所持いたし候もの、於有之ハ、役儀可取放、

三 享保六年極

一、隠鐵炮打、捕候もの、

江戸拾里四方并御留場内

御褒美 銀貳拾枚

四 同

一、同、訴人仕候もの、

右同斷

同 同 五枚

二二 御留場にて鳥殺生いたし候もの御仕置之事

五 從前々之例

一、網或ハ檣繩にて、鳥殺生いたし候もの

過 料

六 從前々之例

一、鳥殺生いたし候村方并居村

名 主
組 頭

過 料
叱 料

七 追加
從前々之例

一、隱鳥を賣買いたし候もの

雙方共ニ

過 料

但、度々賣買いたし候共、同斷

二三 村方戸ノ無之事

六 元文五年極

一、村方戸ノ不申付、輕儀ハ叱又ハ過料、夫々之御定有之事、

七 元文五年
延享二年極

但、江戸町續村方・町奉行支配之町之分ハ、戸ノをも可申付、然共、過料にて可濟分ハ、過料たるへし、村中にて、侍躰之ものハ、戸ノにも可申付事、

二四 村方出入ニ付江戸宿雜用并村方割合之事

八 寛保三年極

一、都て公事或願之儀ニ付、江戸宿え詰居候内之雜用ハ、雙方共ニ、一村え掛り候儀者、銘々、持高割ニ可申付、其身一分之出入ハ、當人より可爲出、若、難差出身上ニ候ハ、親類割合ニ可申付候、然共、邪成不屈之儀、願候を、五人組之もの共、乍存、異見をも不加、其分ニ捨置、爲相願候ハ、不埒ニ候間、右之類ハ、五人組(え)も割合可申付候、

九 同

一、公事相又ハ願等之儀ニ付、吟味之内、江戸宿預ニ成、雜用、一村え掛り候儀ハ、村

三同

高割合可申、其身一分之儀ハ、當人より可爲出候、其もの御仕置ニ成候ハ、身
躰限ニ可償之、

一、都て村方より、狼藉又ハ不届もの之類、百姓、心附、召捕出候節ハ、路用并江戸
逗留之入用、公儀より可被下之、若又、他所より差口或外より願出候て、奉行所
并御代官所より捕ニ遣候類者、不心附、捨置候儀、不念ニ候間、村中割合ニ可申
付事、

三 寛保四年極

一、公儀并地頭え相納候役掛リ、其外村入用・公事出入之入用等之儀、可爲高割事、

但、入作百姓共ニ、一同割合可申事、

六同

一、山方・野方・浦方或塩濱等、無高又ハ小高ニて、家數多場所者、家抱下人共人別
割に可申付事、

但、妻子ハ、人別割ニ可除之事、

金同

一、山林野原之類、入會地を割取候節者、入作百姓共一同、可爲高割事、

六同

一、祭禮入用・勸化奉加等之儀ハ、申合、可爲心次第事、

七同

一、前々割合、極置、出入無之所者、可爲只今迄之通事、

二五 人別帳にも不加他之もの差置候御仕置之事

當人并差置候もの共ニ 所 拂

六 寛保二年極

一、人別帳にも不加他之ものを差置候もの

名 主 重キ過料
組 頭 過 料

追 加

二六 賄賂差出候もの御仕置之事

六 寛保三年極

一、公事・諸願・其外請負事等ニ付て、賄賂差出候もの并取持いたし候もの

輕 追 放

但、賄賂請候もの、其品相返、申出におゐてハ、賄賂差出候もの并取持いたし
候もの、共ニ、村役人ニ候ハ、役儀取上、平百姓ニ候ハ、過料可申付事、

二七 御仕置成候者闕所之事

- 一、磔
- 一、火罪
- 一、獄門
- 一、死罪
- 一、遠島
- 一、重追放

右御仕置申付候者ハ、田畑・家屋敷・家財共、闕所可申付、中追放、田畑・家屋敷、輕追放者、田畑計、闕所申付、家財ハ中・輕共ニ不及闕所、吟味之内、致病死候共、吟味詰、御仕置可申付ものに決置候上、致病死候ハ、伺ニ可成筋之御仕置之ものハ、伺之上、闕所可申付事、

但、下手人ハ、不及闕所、此外、專、利欲ニ拘り候類者、江戸拾里四方追放并所拂にても、田畑・家屋敷闕所申付へし、貪たる儀無之にわゐてハ、不及闕所、

追加
從前々之例
延享二年極

延享元年極

從前々之例

同

元文五年極

寬保三年極

從前々之例

追加
寬保元年極

一、妻子之諸道具、其外、寺社附之品者、構無之事、

一、御扶持人にても、重追放以上ハ、闕所仕形、右同斷、中追放・輕追放ハ、家屋敷計、闕所、家財不及闕所、

一、私領百姓、公儀御仕置ニ成、田畑・家財共、闕所之節ハ、地頭え取上可申旨、可申渡事、

但、田畑、質地ニ入置候ハ、證文吟味之上、定法之質地、無相違にわゐてハ、質入之田畑拂代金之内を以、質ニ取候ものえ、元金可相渡、金高不足に候ハ、地面にて可相渡、若又、年貢滯(リ)有之ハ、右質入之地面拂代金を以、先、年貢引取、質取主えハ、殘金之内を以、元金可相渡、尤、金高不足之分ハ、金主可爲損失事、

一、夫、御仕置ニ成、闕所之節、妻持參金并持參之田畑・家屋敷も可致闕所事、但、妻之名附にて有之分ハ、不及闕所事、

一、御仕置ニ成候もの又ハ欠落者、闕所之節、當人貸置候金子并賣掛手形帳面等有之候共、借り主より不及上納事、

但、借り主、右金子之儀ニ付、不埒之儀も有之候ハ、取立、可爲致上納事、

追加
九六 延享二年極

一、町在共ニ、家屋敷家質ニ入置候もの、御仕置ニ成、右家屋敷關所之節、金主、請取度旨願出候ハ、證文吟味之上、於無相違ハ、是又、質地同然ニ可申付事、

二八 地頭え對し強訴其上致徒黨逃散之百姓 御仕置之事

九七 寛保元年極

一、頭 取

死 罪

一、名 主

重キ追放

一、組 頭

田畑取上 所 拂

一、總 百姓

村高ニ應シ 過 料

一〇〇 同

但、地頭申付、非分有之ハ、其品ニ應シ、一等も二等も輕く可相伺、未進、於無之ハ、重キ咎ニ不及事、

一、村々百姓、結徒黨、令騒動、強訴或逃散之者有之節、名主又ハ組頭等、差押、不爲

一〇一 從前々之例

加徒黨・村方、於有之ハ、名主ニても組頭ニても、第一ニ差働、取鎮候者、御褒美銀被下之、其身一生帶刀いたし、名字ハ永ク可爲名乗候、
但、其品輕キハ、御褒美銀計、可被下之事、

二九 身軀限申付方之事

一〇二 從前々之例

一、田畑・屋鋪・家藏・家財

取 上

但、他所に、家藏有之候分も取上、尤、金主、立合吟味之上、金高不足(ニ)候得ハ、追て身上取立次第、可相掛旨申付、金高より餘分、有之にわゐてハ、滯金ニ應シ、爲相渡可申候、

小作滯、身軀限、田畑・屋敷ハ、金主え渡置候上、年々作徳を以、滯金相濟にわゐてハ、地所、元地主え爲相返候事、

一、店借ニ候ハ、

家財取上

但、地借にて、家作自分に仕候ハ、家財・家作共ニ、取上可申事、

一〇四 享保六年極

一〇三 寛保二年
同四年極

三〇 田畑永代賣買并隠地いたし候もの御仕置之事

一五 延享元年極

一、田畑、永代に賣候もの、

當人
加判之名主
證人

過料
役儀取上
叱

一六 同

一、同、買候もの、

永代賣之田畑取上

一七 従前々之例

一、高請無之、開發新田畑等、其外、浪人・侍等所持之田畑、

永代賣無構

一八 延享元年極

一、質に取候者、作取にして、
質置主、年貢諸役、
勤候分、

質置主
質=取候もの
加判之名主
證人

過料
地面取上
過料
役儀取上
叱

一九 寛保二年極

一、隠地いたし候もの、

中追放

三一 質地小作取捌之事

二〇 元文二年極

一、年季明(ケ)、拾ヶ年過候質地、

流地

二二 同

但、流地之文言・無之證文ハ、年季明ケ、拾ヶ年之内、訴出候ハ、濟方可申付、

二三 従前々之通

一、年季内之質地、

年季明(ケ)、請戻候様ニ可申付

二四 元文二年極

一、年季限無之、金子有合次第、可請戻證文、

質入之年より拾ヶ年過候ハ、流地、

二五 寛保三年極

一、拾ヶ年以上、年季質地、

無取上

二六 同

一、質地名所并位反別無之、或ハ名主加印無之、不埒證文、

年季之無差別無取上、
名主過料、尤、名主質入之儀
不存、證文ニ、於不致加印ハ、
不及答

但、右金主・地主、承届、相對之上、地主を定、水帳可相改旨、名主え可申渡、尤、名主・質地相名主無之村方ハ、組頭加印於有之ハ、定法之通、濟方可申付、

二七 寛保元年極
一、年季明(ケ)、不請戻候ハ、可致流地由之證文、
但、年季明(ケ)、不請戻候ハ、永ク支配又ハ子々孫々迄構無之旨、且又、此證文を以、可致支配、或ハ可致名田、坏之文言、流地之證文ニ准、可申付事、
地面、金主え渡、流地、

二八 從前々之例
一、質地元金濟方、申付候上、返金滞候ハ、
但、直小作滞候ハ、可爲棄損事、

二九 同
一、質地證文之文言宜、小作證文不埒ニ候ハ、
質地、定法之通、裁許、
小作滞(之)分、不申付、
元地主え、濟方、定法之通可申付、

三〇 同
一、又質、元地主、加判有之證文、
但、又質之節、増金、借請候ハ、其分ハ、又質置候ものニ、濟方、可申付事、
江戸拾里四方追放

三一 寛保元年極
一、御朱印地・寺社領・屋敷共、讓渡、質ニ入候寺社、
但、讓請、質ニ取候もの、地面、爲相返、重キ過料可申付事、

三二 同
一、小作 滞
但、作徳之儀、米金共ニ、金主・小作人極之通、濟方、可申付事、
質地日限之通申付、其上相滞候ハ、身躰限可申付、

三三 延享二年極
一、小作證文無之候共、別小作無相違、本證文定法之通(ニ)候ハ、
質地、元金計、裁許申付、
小作滞ハ不申付、尤地、
面、小作人より地主え可爲引渡、

三四 寛保元年極

二六 從前々之例
但、直小作ニテ、證文無之分ハ、書入ニ准、本證文宜候共、質地之法ニハ、裁許不申付事、

二七 從前々之例
一、小作證文無之候共、質地證文、小作之儀、書加有之候ハ、
質地金・小作金共、可申付、
當人・請人共ニ、濟方申付、滞候得ハ、兩人共ニ、身躰限可申付、

二八 同
一、家守小作滞、請狀之通、無相違にわゐてハ、

二九 延享元年極
一、質地之年貢計、金主より差出、
年季之内ニ候ハ、
質地、元金計、裁許申付、
小作滞ハ不申付、尤地、
面、小作人より地主え可爲引渡、
諸役ハ、地主相勤候證文、
證文仕直させ
加判之名主
過 過 料 料
質置主 叱
質取主 過 料

三〇 同
但、年季明ニ候ハ、地面可爲請戻、年季明、二ヶ月過候ハ、定法之通、流地申付、兩様共ニ、本文之通、答可申付事、

三一 同
一、質入之地面を半分、直小作いたし、質地之高不殘、
年貢諸役共、地主より相納候證文、
但、右同斷

三二 從前々之例
一、貳拾年以上之名田小作ハ、
永小作ニ可申付

追加
寛保四年極

追加
從前々之例

追加
從前々之例

一、質地元金、年季之内、内濟いたし、年季明(ケ)、
殘金有之旨、及出入候にわゐては、

内濟之金子ハ、地主え相
返し、流地

一、質ニ取置候地面、直小作滞之儀、金主訴出候にわゐてハ、小作滞計、濟方可申付、
但、日限之通、不相濟候ハ、地面取上、可相渡、

一、質地元金并直小作滞、日限濟方申付候節ハ、小作滞之金高一無構、元金、日限之
通、可申付事、

三三二 質地滞米金日限定

一、五兩以下
五石以下

三十日限

一、五兩以上拾兩迄
五石以上拾石迄

六十日限

一、拾兩以上五拾兩迄
拾石以上五拾石迄

百日限

一、五拾兩以上百兩迄
五拾石以上百石迄

貳百五十日限

一、百兩
百石 以上

閏月共 拾ヶ月限

一、貳百兩
貳百石 以上

閏月共 拾三ヶ月限

三三三 從前々之例

右日限ニ准し、濟方申付、相滞候ハ、地所、金主え爲相渡可申候、尤、其人之身上
に應し、取計可申候事、

三三三 借金銀取捌之事

一、借金銀

一、祠堂金

一、官金

一、書入金

二七 延享三年極

- 一、立替金
 - 一、先納金
 - 一、職人手間賃金
 - 一、手附金
 - 一、持參金
 - 一、賣掛金
 - 一、仕入金
 - 一、諸道具預ケ證文ニテ、金子借リ候類、
 - 一、諸物賣渡證文ニテ、金子借リ候類
 - 一、御家人又ハ御用達町人等、拜領屋敷地代・店賃を書入、金子借リ候類、
- 右之分、延享元子年以來之滯ハ、毎月四日・廿一日呼出、三十日限、濟方可申付、右日限之節、少々も相濟候ハ、一ヶ月兩度宛、切金ニ爲差出、其上ニテ、濟方不埒ニ候ハ、身躰限可申付事、
- 但、呼出候節、致不參候歟又ハ濟方申付候ても、不埒之輩有之ハ、武士方ハ、御老中え申達、寺社・在・町方ハ、急度答可申付、且又、不埒之貸方之類ハ、遂

二八 從前々之例

吟味、其品ニより、金主之者、可相答事、

- 一、地代金
- 一、店賃金

三十日限、濟方可申付、右同斷

右二ヶ條、日限ニ不相濟候ハ、切金ニ爲差出、其上、濟方不埒ニ候ハ、身躰限ニ可申付候、

二九 從前々之例

一、連判證文有之、諸請負、徳用割合請取候定、

仲ヶ間事ニ付、無取上

三〇 同

一、芝居木戸錢

三一 同

一、無盡金

三二 寛保元年極

但、證文體ニ有之候共、仲ヶ間事ニ相決候(ニ)付てハ、一向、取上申間敷事、

三三 從前々之例

一、日寄附込帳ニ記候借金、印形無之分、

無取上

三四 同

一、宛所無之、

年號無之、證文、

右同斷

三五 同

一、證文之末ニ、利足定、書載有之、其所ニ印形無之、利足、

右同斷

三六 同

一、家賃金・質地金并諸借金、宛所違之證文を以、於訴出候者、右同斷
但、證文讓請候由、申候共、證據於無之ニハ、取上申間敷事、

一四 寛保元年極

一四 同

一四 追加
從前々之例

一、家 賃 利 足

一割半以上之分ハ、一割半ニ可直

一、百姓を相手取候借金出入、地頭借ニ相聞候とも、地頭裏印并役人奥印無之におゐてハ、地頭借ニハ不相立事、

三四 借金銀取捌定日之事

一、毎月四日 廿一日

右、毎月兩度、借金銀公事訴訟計、承之、裁許、可申付候、

三五 借金銀分散申付方之事

一、金銀借り方之者、身軀分散之節、貸方之内、少々不得心之もの有之由、願出候ハ、分散請候様ニ申聞、若、不得心ニ候ハ、得心之もの計え、分散割合、爲相渡可申候、尤、借り方之者、身上持次第、割合請取候ものも不請ものも、一同ニ、追て相掛リ候様ニ、可申渡事、

一五 寛保元年極

一五 延享三年極

三六 家質并船床髮結床書入證文取捌之事

一五 從前々之例
一五 享保五年極

一、家 質 金 何ヶ年以前ニても、金高ニ應シ、日限濟方可申付、
但、日限之上、滞にたゐてハ、家質可爲相渡、日限之内之宿賃も濟方可申付候、
尤、年季之内ニても、宿賃滞、三ヶ月過、訴出候ハ、取上可申事、

家質金滞、日限定

一五 寛保二年極

一、金三十兩以下

四十日限

一五 同

一、金三十兩以上

六十日限

一五 同

一、金五十兩以上

八十日限

一五 同

一、金百兩

百五十日限

但、百兩有餘ハ見合日限可申付、

一五 寛保二年極

一、金千兩以上

閏月共 十二ヶ月限

一五 同

右日限之内之宿賃も、濟方可申付事、

一〇 寛保二年極

一、拜領屋敷、家質ニ入、及出入候にわゐてハ、
但、書入にいたし金子借り候も、家質金同然之事、

屋敷ハ取上、屋敷主ハ
百日押込

一〇 従前々之例

一、髮結床廻リ場所或船床書入證文、

家質ニ准、金高に應し、
日限濟方可申付

但、日限之上、相滞候ハ、證文之品、相渡させ可申事、

一〇 寛保二年極

一、寺社附之品、書入又ハ賣渡證文を
以、金子貸借いたし候におゐてハ、

借リ主 追 院
證人 寺院ニ候ハ、 逼 塞
俗人ニ候ハ、 手 鎖

但、金主ハ、不埒之貸方ニ候間、濟方之不及沙汰、

一〇 従前々之例

一、慥成質物を以、借り候金銀

家質ニ准、金高に應し、
日限濟方可申付

一〇 追加
延享元年極

一、爲替金

家質金同然、金高ニ應し、
日限濟方可申付

但、日限之上、滞におゐてハ、家質可爲相渡事、

三七 二重質二重書入二重賣御仕置之事

一〇 寛保二年極

一、田畑・屋敷、二重に質入いたし候もの、

質入主 中 追 放
名 主 輕キ 追 放
加判人 所 拂

一〇 寛保二年
延享元年極

但、二重書入も同斷、田畑・屋敷・建家等ハ初之金主え相渡、後之金主えハ家財
取上可相渡、尤、名主・加判人馴合、禮金取候ハ、中追放、後之金主、乍存、
質地書入等證文取候ニおゐてハ、江戸拾里四方追放、

一〇 寛保四年極

一、諸商物代金請取、其品不渡、
外え二重賣いたし、又ハ取次
可遣品、質に置并賣拂、或金
銀横取いたし候もの、

金子ハ拾兩より以上、雜物ハ
代金(ニ)積拾兩位より以上ハ 死 罪
金子ハ拾兩より以下、雜物ハ
代金ニ積拾兩位以下ハ 入 墨 敲

一〇 同

但、先、入牢申付、代金又ハ商物ニて成とも、相濟候におゐてハ、拾兩以上ハ
江戸拂、拾兩以下ハ所拂、

右買取候もの、若、不念之品、於有之へ、其品取上可申事、

三八 廻船荷物出賣出買并船荷物押領いたし候もの御仕置之事

一六 寛保二年極

一、廻船荷物、出賣出買いたし候もの 買主賣主共 重キ過料

但、荷物代金ともに取上、荷物ハ問屋え相渡可申事、

一七 同

一、打荷或破船と偽、荷物を致押領候もの

船頭 獄門
上乘 同 罪
水主 入墨之上 重 敲

但、吟味之上、浦證文ハ有之候共、類船(も)無之、差て船いたみ不申候處、打荷いたし候にたゐては、船頭過料拾貫文、上乘同三貫文、水主無構、

追加
一七一 寛保三年極

一、遭難風、打荷いたし候殘荷物を盜取候・船頭と馴合、浦證文差出、配分取候名主、

於其所 獄門

追加
一七二 同

一、同、盜荷物、自分土藏え入、預り置、配分取候もの、 死 罪

追加
一七三 同

一、同、船頭之宿いたし、馴合、村中之ものえ申勸、配分取候もの、 遠 島

追加
一七四 同

一、同、百姓之内、重立持運ひ、世話いたし、配分取候もの、 重 追 放

追加
一七五 從前々之例

一、同、盜荷物、配分取候惣百姓、 配分之品取上、村高ニ應シ 重 過 料

三九 倍金并白紙手形にて金銀貸借いたし候もの御仕置之事

一六 寛保元年極

一、倍金并白紙手形にて、質地借金等取やり仕候もの、不埒ニ付、濟方之不及沙汰、雙方并證人共、過料可申付事、

一七 同

但、金主・借主過料員數之儀ハ、例に不拘、身上に應し、重ク可申付事、

四〇 偽之證文を以金銀貸借いたし候もの御仕置之事

一六 享保十七年極

一、金銀借用之證文、及露顯候てハ難立筋、又ハ支配頭、或ハ顯候て申分難相立もの

日本近代刑事法令集 廻船荷物出賣出買并船荷物押領いたし候もの御仕置之事 倍金并白紙手形にて金銀貸借いたし候もの御仕置之事 (銀貸借いたし候もの御仕置之事 偽之證文を以金銀貸借いたし候もの御仕置之事) 六三

之名を偽、文言之内え書入、金銀借候もの、死罪、

但、右之趣、乍存、貸候にわゐてハ、貸候ものも、同罪、

四一 讓屋敷取捌之事

一、讓請候町屋鋪、町内え弘メ無之、町名前不改類、及出入候ハ、

屋鋪取上

四二 奉公人請人御仕置之事

一、奉公人給金滯

十日限、請人え濟方可申付、

一六 從前々之例
寛保三年極

但、日限之節、半金も差出候ハ、十日之日延、其上ニテ滯候ハ、身躰限可申付候、尤、主人より請人・人主え相懸り候ハ、兩人え可申付事、

一、武士方奉公人を、人主ニ取候分、

右同斷

一七 寛保三年極

一、給金出入、主人より請人之家主え相届、預リ證文取置候以後、請人、於致欠落者、

一八 享保四年極

但、右立替金、請人之店請え、家主掛り候ども、申付間敷事、

家主え、給金濟方并尋可申付、

一五 寛保四年極

一、奉公人病氣ニ付、宿え下ケ候

給金不相濟候ハ、

關所

處、致快氣候得共、不相歸、

請人

江戸拂

外え奉公に出候にわゐてハ、

奉公人

同罪

一六 追加

但、給金相濟シ候共、請人過料、奉公人手鎖、

一、取逃・引負いたし候もの、請人え引渡、請人より可濟旨、證文取置候上、奉公人於致欠落ハ、
取逃引負金、共ニ、請人え濟方可申付、

一八 同

一、欠落奉公人、

請人え、三十日限尋申付、三切、日延之上、於不尋出ハ、過料、

一九 享保四年
寛保元年極

但、取逃いたし候ものハ、六切、日延、尋可申付事、

一、取逃之品於賣拂ハ、

買主より爲戻可申、

但、金子などハ、遣ひ捨候事、分明ニ候ハ、すたりに可致事、

一、取逃之儀、乍存、奉公人計、隠置候請人・人主、

江戸拾里四方

追放

二〇 寛保元年極

一五 寛保三年極
一五 同

一、奉公人給金、請人立替、相濟候以後、下請人え懸候節ハ、二十日限、濟方可申付、立替候給金、當宿え、二十日限、濟方可申付、

一、欠落奉公人を、請人見出、當宿え於預ヶ置候ハ、
但、奉公人、請人方え引取置候上、致欠落候ハ、請人方ニ罷在候内之雜用共、當宿え、濟方可申付候、先達て下請人え立替掛リ候にわゐてハ、當宿えハ、過料可申付、尤、慥成證文取之、差置候ハ、其下請之者に可申付候、欠落ものハ、引返度旨、請人相願候ハ、爲引返可申事、

一四 享保六年極

一、武士方、町方共、欠落一通リ之ものを尋出、於召捕候ハ、

請人え相渡、心次第申付、主人請取度旨願候ハ、主人え可相渡

一三 從前々之例

但、欠落(いたし)三日之内、他所にて、致惡事候ハ、主人方え爲引取、欠落ハ立申間敷事、

一六 寛保元年極

一、人宿之外、素人宿之分ハ、

親類并同國之好身ニ候ハ、拾人送ハ可爲致請判、

一七 享保六年極

但、拾人余ニ候ハ、過料可申付事、

一、奉公人請人、店請無之出入者、家主引請相濟、當人店立願出者、
當人ハ門前拂申付、追て住所見届、家主願出候節、身躰限り可申付、

一六 寛保元年極

一、自分之名を替、奉公人之請に立候もの、

江戸拾里四方

追

放

一九 同

但、奉公人より馴合、判賃之外ニ給金之内をも、配分取、爲致欠落候ハ、死罪、

二〇 同

一、人之仕業と相見候寄子之變死を、不存分にいたし候者、

所

拂

二一 從前々之例

但、人之仕業と不相見、致變死候を、不訴出分ハ、叱、

二二 寛保元年極

一、寄子、致欠落參候儀ハ、存候得共、盗人と不存、宿いたし、雜物質置主ニ成、世話

二三 延享二年極

一、取逃之雜物を預り置、配分いたし、又ハ禮金等取、當人を隱置候請人・人主、

江戸拾里四方

追

放

二四 寛保元年極

一、奉公人と馴合、欠落致させ候請人、

二五 從前々之例

但、二度以上ニ候ハ、請人、死罪、

重

罪

二六 寛保元年極

一、寄子之内、欠落、及七度、不尋出・請人、

江

戸

二七 從前々之例

一、組合人宿、寄子之内を、自分請ニ立置候奉公人、致欠落、主人より斷有之、奉行

所

ニ

二八 從前々之例

所にて、給金濟方申付候處、其人宿も、致欠落にわゐてハ、

給

金

給金滞ハ、人宿組合償ニ可申付、致欠落候人宿之尋ハ、家主ニ申付、不尋出ニ於ゐてハ、過料可申付

追加
三六 寛保四年極

一、組合人宿ニハ無之、好身之者ニ付、
人主印形ハ有合判を用、自分請ニ立、出し置
候奉公人、致欠落候處、主人方えハ不相歸、
又候請ニ立、外え奉公ニ出候に在りてハ、
給金不相濟候ハ、關所 請 人 江戸 拂
奉公人 同 罪

三七 同

但、給金相濟候共、請人過料、奉公人手鎖、

四三 欠落奉公人御仕置之事

三八 享保五年
寛保元年極

一、手元ニ有之品を、與レ風、
取逃いたし候もの、
金子ハ拾兩より以上、雜物ハ
代金ニ積リ拾兩位より以上ハ 死 罪
金子ハ拾兩より以下、雜物ハ
代金ニ積リ拾兩位より以下ハ 入 墨 敲

追加
三九 延享二年極

但、先、入牢申付、取逃之品價候に在りてハ、拾兩以上以下共、主人願之通、
助命申付、江戸に不罷在候様ニ、可申渡事、

四〇 享保廿一年
延享元年極

一、使ニ爲持遺候品、取逃いた
し候もの、
金子ハ壹兩より以上、雜物ハ
代金ニ積リ壹兩位より以上ハ 死 罪
金子ハ壹兩より以下、雜物ハ
代金ニ積リ壹兩位より以下ハ 入 墨 敲

追加
四一 延享元年極

但、先、入牢申付、取逃之品價候に在りてハ、壹兩以上以下共、主人願之通、
助命申付、江戸に不罷在候様ニ、可申渡事、

四二 從前々之例

一、巧候儀も無之、輕(キ)取逃いたし候もの、 敲

四三 同

一、給金請取、主人方え不引越もの、 敲

四四 同

一、度々、致欠落候もの、 重 敲

四五 同

一、主人之金子を持出、博奕打候もの、 重 敲

四六 享保六年極

一、引負いたし候もの、一向、弁金於無之ハ、
金高ニ應シ 五十歟百敲

寛保元年極

但、當人并親類之身上に應シ、引負金高三分一或ハ五分一又ハ十分一、相濟候ハ、
當人、出牢之上、追て身上持次第、幾度も、主人方より相掛り候様、可申付事、

四四 欠落者之儀ニ付御仕置之事

四七 從前々之例

一、請合人も無之、欠落ものを圍置候もの、
過 料

一八 延享元年極

一、欠落もの闕所ニ可成家屋敷を、
隠置候ニたゐてハ、

名主 役儀取上
家主 過料五貫文
五人組 重キ過料
過料

追加
二九 寛保四年極

一、夫、家出いたし、行衛不相知候もの之妻、外え縁付度旨、願出ニたゐてハ、
家出いたし候月より十ヶ月過候ハ、可縁付旨、可申渡

四五 捨子之儀ニ付御仕置之事

三〇 従前々之例
三一 同

一、金子を添、捨子を貰、其子を捨候もの、
但、切殺・殺候ニたゐてハ、引廻之上・磔、

引廻之上 獄門

三三 寛保二年極

一、捨子有之を、内證にて、隣町等え、
又候捨候儀、顯にたゐてハ、

當人 所拂
家主 過料
五人組 過料
名主 江戸拂

但、吟味之上、名主・五人組・家主等不存儀、無紛候ハ、無構、

四六 養娘遊女奉公に出シ候もの之事

三三 享保十八年極

一、輕キもの、養娘、遊女奉公に出シ候もの、實方より訴出候共 無取上

但、卑賤之者え養子ニ遣候ハ、實方ニも其心得可有之事ニ候間、證文有之候共無取上、然共、養娘、格別及難儀候事を、養父取計候ハ、可遂吟味候、實子にても、親之仕形、法外之儀、有之候ハ、吟味之上、相應之御仕置可申付事、

四七 隠賣女御仕置之事

三四 享保七年
三三 元文五年
三二 延享二年極

一、隠賣女いたし候もの、
一、踊子を抱置、爲致賣女候者、

身上ニ應し、過料之上、百日
改手鎖にて、所え預、隔日封印
(右 同 斷)

三六 享保八年極	一、隱賣女	三ヶ年内、新吉原町え、とらせ遣ス
三七 元文五年極	一、踊子共	身上ニ應し、家財三分ニ取上候程之過料、
三八 享保六年極	一、請人	身上ニ應し、過料之上、百日手鎖、隔日封印改
三九 享保二年極	一、家主	但、家主建置候家藏有之候ハ、五ヶ年之内、店賃、相納させ可申候、
四〇 享保五年極	一、五人組	過料
四一 同	一、名主	重キ過料
四二 延享元年極	一、地主	五ヶ年之内、家屋敷取上、地代・店賃、爲相納、五ヶ年過候ハ、元地主え、可被返下、
四三 延享元年極	一、御扶持人又ハ御用達町人、拜領屋鋪、	但、外ニ罷在候共、右同斷ニ取計ひ、又候賣女置候ハ、幾度も同様ニ申付、明(カ)地ニハ申付間敷候、
四四 延享元年極	但、右同斷	右同斷
四五 享保十四年極	一、寺社門前町屋	但、寺院神主ハ、寺社奉行ニて叱リ置、自分ニて致遠慮候様、可申付候、

四六 同	一、同、地借リ町屋之分ハ、	右同斷
四七 寛保二年極	但、寺院・神主等咎、右同斷、	
四八 延享二年極	一、商物をも出し、致渡世候もの、妻、同心せざるニ賣女に出し候もの、	死罪
四九 追加	但、飢渴之もの、夫婦申合、賣女爲致候迄にて、盜等之惡事、無之候ハ、糺明に不及事、	
五〇 追加	一、踊子呼寄、賣女爲致候、料理茶屋等	所拂
五一 追加	一、家主	過料
五二 追加	一、地主	重キ過料
五三 追加	但、地主、其所ニ罷在、他ニ罷在候ハ、叱リ、	
五四 追加	一、名主・五人組	無 搦
五五 追加	一、隱賣女を、誘引出し候にたゐてハ、	男女共ニ 無 搦
五六 追加	但、女ハ、誘引出し候もの之方え成とも、外え參候とも、心次第可申付、	

四八 密通御仕置之事

二四三 従前々之例	一、密通致し候妻、		死	罪
二四三 同	一、密通之男、		死	罪
二四四 追加 寛保三年極	一、密通之男女共ニ、夫、殺候ハ、	無紛ニおゐてハ	無	搦
二四四 追加 同	一、密夫を殺、妻存命候ハ、其妻		死	罪
二四六 追加 同	但、若、密夫、逃去候ハ、妻ハ、夫之心次第ニ可申付、			
二四七 追加 同	一、女同心無之に、密通を申掛ケ、或家内え忍入候男を、夫、殺候時、不義を申掛候證據、於分明ハ、	男女共	無	搦
二四八 従前々之例	一、夫有之女え密通之手引致候もの、		中	追放
二四九 追加 寛保元年極	一、密夫致し、實之夫を殺候女、	引廻之上 磔		
二五〇 追加 寛保三年極	但、實之夫を殺候様ニ勸候歟、又ハ致手傳殺候男、獄門、			
	一、密夫いたし、實之夫に疵付候もの、	引廻之上 獄		門
	一、主人之妻と、密通いたし候もの、	男ハ 引廻之上 獄		門

二五三 従前々之例	一、主人之妻え密通之手引いたし候もの、	女ハ	死	罪
二五三 追加 寛保三年極	一、夫有之女、得心無之に、押て不義致候もの、		死	罪
二五四 追加 同	但、大勢にて不義いたし候ハ、頭取、獄門、同類、重キ追放、			
二五五 寛保二年極	一、密通御仕置、妻妾、都て、無差別、			
二五六 同	一、養母・養娘并娘と密通いたし候もの、	男女共	獄	門
二五七 同	一、姉妹・伯母・姪と密通いたし候もの、	男女共	遠	非人手下
	一、離別狀不遣、後妻を呼候もの、		所	拂
二五八 従前々之例	但、利欲之筋を以之儀に候ハ、家財取上、江戸拂、			
	一、離別狀を不取、他え嫁候女、		髪を剃、親元え相歸ス	
二五九 同	但、右之取持いたし候もの、過料、		過	料
二六〇 寛保元年極	一、主人之娘と、密通致し候もの、		中	追放
	但、娘ハ、手鎖かけ親元え相渡、			

三二 同

一、主人之娘え密通之手引いたし候もの、

所 拂

追加
三三 寛保三年極

一、幼女え不義致し、怪我爲致候もの、

遠 島

追加
三四 同

一、女得心無之に、押て不義いたし候もの、

重 追 放

三六 從前々之例

一、夫無之女と、密通いたし、誘引出候もの、

爲 相 歸

三五 同

一、下女・下男之密通、

手 鎖

追加
三六 寛保四年極

一、他之家來又ハ町人等、下女と密通いたし、

主人え引渡遣ス

追加
三七 從前々之例

一、夫有之女と、密通致候男ニ被頼、女を貰掛り候もの、

江 戸 拂

追加
三八 延享二年極

一、夫有之女、艶書ハ度々取替候得共、密會不致儀、無紛にたゐてハ、

主人心次第可爲致

見届候段、無紛にたゐてハ

一、縁談極置候娘と不義いたし候男并娘共ニ切殺候親、

無 搦

男女共

中 追 放

四九 縁談極候娘と不義いたし候もの之事

一、縁談極置候娘と不義いたし候男并娘共ニ切殺候親、

輕 追 放

追加
三〇 寛保三年極

一、縁談極候娘と、不義いたし候男、

無 搦

但、女者、髪を剃、親元え相渡、

五〇 男女申合相果候者之事

三二 享保七年極

一、不義にて、相對死いたし候もの、

死骸取捨、爲弔申間敷候

但、一方、存命に候ハ、下手人、

三日晒

三三 同

一、雙方、存命ニ候ハ、

非人手下

三四 同

一、主人と下女、相對死、致損、主人、存命ニ候ハ、

非人手下

五一 女犯之僧御仕置之事

三四 元文四年極

一、寺持之僧

遠 島

三五 享保六年極

一、所化僧之類

晒之上、本寺觸頭え相渡、寺法之通、可爲致

三其 寛保二年極

一、密夫之僧

寺持・所化僧之無差別、

獄 門

五二

三島派御仕置之事
不施受不

三七 従前々之例

一、三島派類之法を勸候もの、

可致改宗由、申候共、

遠 島

三八 延享元年極

但、勸メ候もの、俗人に候ハ、其子共、可致改宗旨申に在りてハ、所拂、妻ハ無構、

三九 従前々之例

一、同、傳法を請、其上、勸メ候もの之宿いたし候もの、

遠 島

四〇 同

但、改宗可致旨、申に在りてハ、重追放、

一、同、傳法を請候内、勸メ候もの之住所等世話いたし候もの、右同斷

但、改宗可致旨、申に在りてハ、田畑取上・所拂、

一、同、傳法を請候もの、

致改宗、自今、右宗旨、持問敷旨、致證文に於りてハ、無 構、

但、改宗致問敷旨、申に在りてハ、遠島、

四三 同

一、同、勸メ候ものを、村方ニ差置候名主・組頭、

傳法を不請、歸依不致候共、

役儀取上

但、傳法を請、改宗可致旨、申候共、名主ハ輕追放、組頭ハ田畑取上・所拂、

四三 従前々之例

一、同、勸メ候ものハ、不致住居

傳法を不請、歸依不致候共、

名 主

重キ過料

候共、大勢村方之もの、歸依

組 頭

輕キ過料

致候を不存に在りてハ、

但、右同斷、

五三 新規之神事佛事奇怪異說御仕置之事

出家社人ニ候ハ、

其品重キハ

所 拂

一、新規之神事、佛事、いたし候もの、

其品輕キハ

過 塞 料

俗人ニ候ハ、

二五 寛保二年極

一、奇怪異說申觸し、人集致候にわたるハ、

人集いたし候宿 江戸 拂
 發起いたし申觸候頭取 右 同 斷
 同、世話いたし候もの 所 拂

二六 延享元年極

但、町方・在方共、人集致候宿之名主、重キ過料、組頭・五人組、過料、三十日以上捨置、不訴出候ハ、町在共ニ、名主、役儀取上、

五四 變死のものを内證にて葬候寺院御仕置之事

二七 従前々之例

一、變死之ものを、内證にて葬候寺院、

五十日 遍 塞

五五 三笠附博奕打取退無盡御仕置之事

二八 享保十一年極
 二九 同
 三〇 寛保元年極

一、三笠附點者・同金元并宿
 一、博奕打筒取并宿
 一、取退無盡頭取并宿

遠 島

三一 享保十一年極
 三二 寛保元年極

一、三笠附句拾、
 一、取退無盡札賣、

家財取上

非人手下

三三 寛保元年極

一、取退無盡鬮振・せわやき、

家財取上

江戸 拂

三四 享保十一年極
 三五 同
 三六 寛保元年極

一、三笠附いたし候もの、
 一、博奕打候もの、
 一、取退無盡いたし候もの、

家財家藏取上候程之過料、家藏無之ものハ、五貫文或三貫文過料、

三七 享保十一年極

一、武士屋敷ニて、召仕、博奕いたし候もの、

入墨之上

遠 島

三八 従前々之例

一、惡賽拵候もの、

重

遠 島

三九 同

一、三笠附點者・金元并宿之家主、

身上ニ應シ、過料之上百日手鎖

四〇 享保十一年極

一、博奕宿并筒取致候もの家主、

屋敷取上

四一 同

一、取退無盡宿并頭取之家主、

但、五ヶ年過、元地主え返し被下之、外にていたし候もの之地主ハ、三ヶ年過、返し可被下、

三五 享保二十年極

附、其日稼之もの、商先にて、當分博奕筒取いたし候類ハ、地主并所之もの共、不及答、

三〇六 享保十一年延享二年極

一、三笠附宿

三〇七 同

一、博奕打宿 兩隣并五人組

三〇八 寛保元年延享二年極

一、取退無盡宿

三〇九 元文元年極

但、在方ハ、組頭・五人組共、過料、

三〇 延享元年極

一、同、名主

町方共

過料五貫文

三一 享保十一年延享元年極

一、同、町内

家並 向側、小間に應し、

過料三貫文ツ、

三二 從前々之例

但、在方ハ、村高ニ應し、過料、

三三 享保十六年極

一、輕キ掛ケ之寶引よみかるた、打候もの、

三十日手鎖

三四 追加 寛保三年極

但、五拾文以上之掛錢に候ハ、博奕同然之御仕置、

三五 享保十六年極

一、同、宿いたし候もの、

過料三貫文

三六 追加 寛保三年極

但、右同斷、

三七 享保十一年極

一、三笠附點者・同金元并宿、

三八 同

一、博奕打・筒取并宿、

訴出候者

三九 寛保元年極

一、取退無盡頭取并宿、

同類たりといふ共、其科を被免、御褒美 銀貳拾枚

三〇 同

但、句拾・札賣等を訴出、其手筋にて、右之もの共を捕候ハ、金五兩又ハ三兩、御褒美可被下事、

三一 追加 從前々之例

一、仲ケ間之もの、金子合力之爲と申、博奕を催し、合力金之内、内證にて、自分も配分取候もの、

遠島

三二 同

但、博奕催し候世話ハ不致候得共、合力金貫候もの、中追放、

三三 追加 同

一、三笠附・博奕打・取退無盡之儀、町内・名主・五人組等訴出候ハ、當人并家主ハ御仕置申付、地主ハ地面不及取上・急度叱リ、宿之兩隣・五人組・名主・一町内之もの、不及答、

三四 同

但、在方も、右同斷、

三五 追加 享保十六年極

一、都て三笠附・博奕打・取退無盡御仕置一件之内、遠島もの、五ヶ年過、御赦有之節、御免之儀、可相伺事、

三六 延享二年極

但、所拂以上之御仕置ものも、博奕一通りニ候ハ、右同然ニ、相伺可申事、

三六 追加
延享二年極
同

一、廻り筒にて、博奕打候もの、
但、三度以上、廻り筒いたし候もの、中追放、

過料

五六 盜人御仕置之事

三九 享保六年
同七年極

一、都て盜物之品ハ、被盜候ものえ相返可申候、金子遣捨候ハ、可爲損失、勿論、盜物取戻候共、無差別、左之通、御仕置可申付事、

四〇 従前々之例

一、人を殺、盜いたし候もの、

引廻之上
獄門

四一 享保七年極

一、盜ニ入、及物ニて、人に疵付候もの、

盜物、持主え取返候共

獄門

四二 追加
従前々之例

但、忍入にて無之候共、盜可致と存、人に疵候もの、死罪、

四三 享保七年極

一、盜ニ入、及物ニて無之、外之品ニて、人に疵付候もの、

右同斷

死罪

四四 従前々之例

一、盜可致と、徒黨いたし、人家え押込候もの、

頭取
同類

死罪
獄門

四五 享保五年極

一、家内え忍入或土藏破壊候類、

金高雜物之不依多少

死罪

四六 延享元年極

但、晝夜ニ不限、戸明キ有之所、又ハ家内ニ人無之故、手元ニ有之輕キ品を、

盜取候類、入墨之上・重敲、

四七 従前々之例

一、盜人之手引いたし候もの、

死罪

四八 元文五年極

一、片輪もの所持之品を盜取候もの、

死罪

四九 従前々之例

一、追剝いたし候もの、

獄門

五〇 同

一、追落いたし候もの、

死罪

五一 享保五年
寛保元年極

一、手元ニ有之品を、與風、

金子ハ拾兩より以上、雜物ハ
代金ニ積拾兩位より以上ハ、
金子ハ拾兩より以下、雜物ハ
代金ニ積拾兩位より以下ハ、

死罪
入墨敲

五二 元文五年極

一、惡黨者と乍存、宿いたし、盜物、賣拂遣又ハ質ニ置遣、配分取候もの、

死罪

五三 寛保二年極

一、惡黨者と乍存、宿いたし、又者五七日宛、逗留爲仕候者、

重キ追放

五四 同

但、惡黨者、磔ニ被行候ハ、宿致候もの、死罪、

三三三 寛保二年極	一、家藏え忍入候盗人ニ被頼、盗物持運、配分取候もの、	敲之上	輕追放
三三六 同	但、配分不取候ハ、敲之上・所拂、		
三三七 從前々之例	一、御林之竹木、申合、盗伐いたし候もの、	頭取	重追放
三三八 享保五年極		頭取ニ准し候もの	中追放
三三九 從前々之例		同類	過料
三四〇 同	一、輕キ盗、いたし候もの、		
三四一 同	一、一旦敲ニ成候上、輕(キ)盗いたし候もの、	入	敲
三四二 同	一、途中ニて、小盗いたし候もの、	敲	重ク敲
三四三 同	一、橋之高欄又ハ武家屋敷之鐵物外シ候もの、	重	敲
三四四 同	一、湯屋え參、衣類着替候もの、	敲	所
三四五 同	一、輕キ盗人之宿、いたし候もの、	所	敲
三四六 寛保元年極	一、盗物と乍存、世話いたし、配分ハ不取もの、	敲	敲
三四七 同	一、盗物と存、預り候もの、	入墨之上	敲
三四八 同	一、陰物買	敲	敲

三三七 同	但、年來、此事ニカ、り居候ものハ、死罪、	入墨之上	敲
三三八 從前々之例	一、陰物と乍存、又買いたし候もの、	敲	過
三三九 同	一、盗物とハ不存候得共、出所不相糺、質ニ置遣候もの、	過	料
三四〇 追加	但、武家之家來ニ候ハ、江戸拂、	引廻之上	獄門
三四一 追加	一、片輪ものを殺候て、所持之品を盜取候もの、	引廻之上	獄門
三四二 追加	一、家藏え忍入舊惡に候共、五度以上之度數、盗いたし候もの、	引廻之上	死罪
三四三 追加	一、盗人を召捕、雜物取返、内證ニて逃し遣候もの、	物不得取候共、	死罪
三四四 同	但、死罪に可成盗人を、内證ニて逃遣候ハ、名主・當人、輕キ過料、	名當主人	叱り
三四五 追加	一、盗人を召捕、吟味之上、他所ニて盜候雜物金子等、致所持に在りてハ、遠國ニ候共、其所之奉行・御代官或ハ領主え申達、被盜候當人、招呼、其品渡可遣事、		
三四六 同	但、少分之品にて、當人、請取ニ參候儀、遠國等にて難儀ニ候間、すたりに致度由、申候ハ、其分ニ可致候、若又、右雜物取上ケ置候土地に、親類歟・由緒		

追加
三六 寛保三年極

之もの有之間、彼者、名代ニテ請取度旨、相願候ハ、願之通、可申付事、
一、盜物と乍存、下直ニ買受候もの、
所 拂

五七 盜物質ニ取又ハ買取候者御仕置之事

三六 享保六年
元文五年極

三九 同

一、盜物と不存、證人取之、如通例、質ニ取、吟味之上、盜物之儀、不存譯ニ決候ハ、證人ニ元金爲償、質物ハ、取返し、被盜候ものえ相渡可申事、
但、證人も御仕置ニ成、金子可差出掛り無之候ハ、質屋可爲致損金ニ候、尤、證人無之、或不念之質取方ニ候ハ、質屋爲致損金、其上、各可申付事、
一、盜物と不存、反物其外買取候もの、其色品取返、被盜候ものえ相返、代金ハ、買主不念候間、可爲致損金候、證人取候て買取候ハ、證人ニ、代金、買主方え、爲相渡、可申候事、
但、被盜候色品、有所、不相知、代金、盜人致所持候ハ、取上、被盜候ものえ相渡可申候、盜物買主より取返候上、代金、盜人所持いたし候ハ、公儀え取上可申事、

三〇 享保六年
元文五年極

三二

三三 同

一、盜物と不存、買取、賣拂候節ハ、賣先段々相糺、代金を以、買戻させ、被盜候ものえ爲相返、盜人より初發買取候者之損金ニ可申付事、
但賣先、不相知候ハ、初發買取候ものより、被盜候ものえ、代金ニテ爲償可申事、

三四 寛保二年極

三五 從前々之例

三六 同

三七 寛保二年極

一、紛失物、町觸之節、隱置候もの、
家財取上 江戸 拂
一、組合之定有之商物組合に不入、商賣いたし候もの、
商物取上 過 料
一、壹人兩判、或證人無之、質物を取候もの、
其品取上 過 料
但、町觸之節、訴出にわめてハ、其品取上、不及答、

五八 惡黨者訴人之事

三八 元文三年極

一、惡事有之者を、召捕差出候歟、又者訴出候時、右訴出候ものにも惡事有之由、惡黨者方より申掛候とも、猥ニ相糺間敷候、若、本人より重キ惡事を、證據慥ニ申にわめてハ、雙方、可致詮議事、

但、惣て罪科之者を訴出にたゐてハ、同類たりといふ共、其科を被免候事に候條、其趣を以、可致作略事、

五九 倒死并捨物手負病人等有之を不訴出もの御仕置之事

三九 寛保二年延享元年極

一、倒死并捨物等有之を、押隠、
不訴出にたゐてハ、
店借・地借・家主 過料五貫文
五人組 過料三貫文
名主 過料五貫文

三〇 延享元年極

但、地主・家主・名主・五人組、不存にたゐてハ、無構、在方も、右同斷、
一、變死并手負候ものを、隠置、不訴出、
店借・地借・家主 過料五貫文
五人組 過料三貫文
名主 役儀取上 過料五貫文
但、右同斷

六〇 拾ひ物取計之事

三一 享保六年極

一、拾ひ物之儀、訴出候ハ、三日さらし、主出候ハ、金子ハ、落主と拾ひ候ものえ半分宛爲取可申候、反物之類ニ候ハ、不殘、主え相返、拾ひ候者えハ、落し候ものより、相應ニ禮爲仕可申事、

三二 元文三年極
三三 從前々之例

一、落し候物之主、相知不申候ハ、六ヶ月見合、彌、主無之候ハ、拾ひ候ものえ、不殘、爲取可申事、
一、拾ひ物いたし、不訴出儀、顯ニたゐてハ、
過料

六一 人勾引御仕置之事

三四 從前々之例
三五 寛保二年極

一、人を勾引候もの、
一、勾引候ものご馴合、賣遣、分ヶ前取候もの、
死 罪
重キ 追放

六二 謀書謀判いたし候もの御仕置之事

三六 寛保二年極

一、謀書又ハ謀判いたし候もの、

引廻之上 獄 門

但、加判人、死罪、

三七 寛保二年極

一、謀書と乍存、頼に任せ、認遣候もの、

重キ追放

六三 火札張札捨文いたし候もの御仕置之事

三八 寛保二年極

一、遺恨を以、火を可附旨、張札又ハ捨文致候もの、

死 罪

三九 同

一、遺恨を以、人之惡事等、偽之儀を認、張札又ハ捨文いたし候もの、

死罪に可及程之儀を、認候におゐてハ、

中 追 放

六四 巧事かたり事重キねたり事いたし候もの御仕置之事

四〇 享保八年 延享二年極

一、かたり事之品、對公儀え候事歟又ハ兼て巧候事歟或ハ人を誘引申合候もの、

贖物金壹兩以上 死 罪

四一 延享二年極

但、當座之かたりハ、手元ニ有之品を、盜取もの御仕置、同斷、

四二 享保二十年極

一、巧成儀申掛、度々、金子等かたり候もの、

命高雜物之不依多少 獄 門

四三 寛保三年極

但、不得物取候共、前々、度々、物を語り取、或巧之品重キハ、死罪、

四四 享保十七年極

一、巧を以、人を打擲いたし、同類之内より取扱、物ねたり取候もの、

人に疵付候ハ、 不得物取候共、疵付候ハ、 死 罪 獄 門

四五 寛保三年極 追加

但、同類ハ、中追放、

四六 寛保三年極 延享二年極

一、惣て催促ニ逢、或ハ預ケもの等届來候人を、

疵付又ハ打擲いたし候もの、

中 追 放

但、刃物にて疵付候ハ、死罪、

死 罪

一、重キ御役人之家來と偽、かたりいたし候もの、

家財取上 所 拂

一、願、不請儀を、叶候牀に申成し、會所建、

掛札等出し候もの、

但、當人、居町・居村に在りて、會所を建、掛札致に在りてハ、名主過料五貫文、家主・五人組、過料三貫文、尤、他所にて、會所建、掛札等出し候ハ、居所之名主・五人組、其事不存に在りてハ、無構、

一、家主并五人組を拵、訴訟に出候もの、

敲

但、似せ家主・五人組に成候もの、同罪、

入墨之上 中 追 放

一、賣人買人を拵、似せ物商候もの、

六五 申掛いたし候者御仕置之事

一、主人、重キ惡事有之由、偽を申掛ケ、訴人に出候もの、

磔

四〇五 延享元年極

一、主人 之惡事訴出候時之捌、公儀え懸り候重キ品ハ、可遂僉議、若、訴人之所申、親 偽於無之ハ、本人之御仕置、相當より一等輕ク、可相伺之、訴人ハ、本人より猶又輕ク、御仕置可相伺事、

但、右之外、私事訴出候共、不可取上事、

四〇六 延享元年極

一、主人 非道之品有之て難儀之由、申之、宥免之事、願出候ハ、名主・五人組并親類之もの呼出し、宜、取計候様ニ可申付事、

敲之上 中 追 放

一、御褒美可取巧にて、偽之訴人いたし候もの、

四〇七 従前々之例

一、人を殺候旨、申掛いたし候もの、 一通り之申掛ニ候ハ、重キ追放

但、深き巧事有之ハ遠島、猶品重キハ死罪、

四〇九 同

六六 毒藥并似せ藥種賣御仕置之事

一、毒藥、賣候もの、

一、似せ藥種、賣候もの、

引廻之上 獄 門
引廻之上 死 罪

四三 従前々之例

一、似せ金銀、拵候もの、

引廻之上
磔

六七 似せ金銀拵候もの御仕置之事

六八 似せ秤似せ枅似せ朱墨拵候もの御仕置之事

四三 寛保二年極
四四 同
四五 同
四六 同
四七 寛保二年極

一、似せ秤、拵候もの、
但、掛目違、無之にわゐてハ、中追放、
一、似せ枅、拵候もの、
但、入目違、無之にわゐてハ、中追放、
一、似せ朱墨、拵候もの、

引廻之上 獄 門
引廻之上 獄 門
家財取上 所 拂

六九 出火ニ付て之咎之事

一、平日出火之節

四八 享保六年極
四九 寛保三年極

小間拾間より以上焼失ニ候ハ、

火 元 類焼之多少ニより 三十日・廿日・十日 押 込

但、小間拾間以下之焼失ニ候ハ、不及咎、尤、寺社より出火ニて、類焼有之候ハ、其寺社、七日遠慮、

一、御成日、朝より 還御迄之間、并小菅御殿、御成・還御之日并 御逗留中、小間拾間以上焼失、且平日三町より以上、焼失之節、

火 元 五十日手鎖

但、寺社より出火ニ候ハ、其寺社、十日遠慮、

四〇 享保四年極
四一 寛保三年極
四二 寛保二年極
四三 同
四四 同
四五 同
四六 寛保二年極
四七 同

火元之 地 主 三十日押込
火元之 家 主 三十日押込
火元之 月 行事 三十日押込
火元之 五 人 組 二十日押込
火元之 風上貳町、風脇左右貳町宛、六町之月行事 三十日押込

但、風上風脇之もの共、不情之様子次第、相應之咎可申付候、格別情出候ハ、譽可申候、

四六 寛保三年極

一、御成 還御之節且小菅 御殿御逗留中、類焼有之候共、小間拾間より以下之焼失ニ候ハ、不及咎、

四九 寛保二年極

一、寺社門前より出火之節、平日、小間拾間以下、焼失ニ候ハ、其寺社ハ、不及咎、御成日、朝より 還御迄之間、且小菅 御殿御成 還御之日并御逗留中、小間拾間以上焼失、平日三町より以上之焼失ニ候ハ、其寺社、十日遠慮、門前之もの共、咎ハ、町方同断、

七〇 火附御仕置之事

四〇 従前々之例

一、火を附候もの、

火 罪

四二 寛保二年極

一、人に被頼、火を附候もの、

死 罪

四三 従前々之例

但、頼候もの、火罪、

四三 享保八年極

一、物取にて火を附候もの、引廻之儀、

日本 橋

兩國 橋

四四 享保九年極

右之分、引廻候節、人數不依多少、科書之捨札、建置可申候、尤、火を附候所・居所・町中引廻之上・火罪、可申付事、
但、捨札ハ、三十日建置可申候、
一、物取ニ無之火附ハ、不及捨札、火を附候所・居所・町中引廻之上火罪、可申付事、

四谷御門外

赤坂御門外

昌平橋外

四五 享保八年極

右火罪御仕置、都て、晒に不及事、

四六 享保七年極

一、火附を召捕、又ハ訴人に出候もの、 御褒美、人數之不依多少、銀三拾枚

四七 延享二年極

一、火を附候もの、年を越、顯にわゐてハ、 死 罪

七一 人殺并疵附等御仕置之事

四八 従前々之例

一、主 殺

二日晒、一日引廻、鋸挽之上

磔

四九 同	一、主人に、爲手負候もの、	晒之上	磔
四〇 寛保元年極	一、同、切かゝり、打かゝり候もの、	晒之上	死
四一 同	一、古主を、殺候もの、	引廻之上	磔
四二 同	一、同、爲手負候もの、	引廻之上	磔
四三 同	一、同、切かゝり、打かゝり候もの、	引廻之上	死
四四 寛保二年極	一、地主を、殺候家守、	引廻之上	獄
四五 同	一、同、可殺所存にて、手疵負せ候家守、	引廻之上	死
四六 同	一、元地主を、殺候家守、	引廻之上	死
四七 同	一、同、可殺所存にて、手疵負せ候家守、	引廻之上	遠
四八 寛保元年極	一、主人之親類を殺候もの、	引廻之上	獄
四九 従前々之例	一、同、爲手負候もの、	引廻之上	死
五〇 寛保元年極	一、同、切かゝり、打かゝり候もの、	兼て巧候事ニ候ハ、	死
五一 従前々之例	但、當座之儀ニ候ハ、遠島、品により重キ追放、		磔
五二 従前々之例	一、親 殺	引廻之上	磔
五三 従前々之例	一、同、爲手負候もの、并打擲いたし候もの、		磔

四三 寛保元年極	一、同、切かゝり、打かゝり候もの、	引廻之上	死
四四 寛保二年極	一、同、爲手負候もの、	引廻之上	獄
四五 延享元年極	一、同、爲手負候もの、	引廻之上	死
四六 従前々之例	一、同、爲手負候もの、	引廻之上	死
四七 寛保二年極	一、非分も無之實子・養子を、殺候親、	短慮にて、與風殺候ハ、	遠
四八 同	但、親方之もの、利得を以、殺候ハ、	死罪	遠
四九 同	一、弟妹甥姪を、殺候もの、	右同斷	遠
五〇 従前々之例	但、右同斷、		遠
五一 従前々之例	一、師匠を、殺候もの、		磔
五二 同	一、同、爲手負候もの、		死
五三 寛保二年極	一、支配を請候名主を、殺候もの、	引廻之上	獄
五四 寛保二年極	但、可殺所存にて、手疵負せ候もの、	死罪、	獄
五五 同	一、毒飼いたし、人を殺候もの、		獄
五六 従前々之例	但、毒飼いたし候得共、不死ニわゐてハ、遠島、		下手人
五七 同	一、人を殺候もの、		下手人
五八 寛保二年極	一、人殺之手引、いたし候もの、		遠

四六 元文五年極	但、殺候當人、致欠落、不出にたゐてハ、下手人、	下手人
四七 同	一、差圖いたし、人を殺させ候もの、	遠 島
四八 同	一、差圖を請、人を殺候もの、	遠 島
四九 同	一、自分之悪事、可顯を厭ひ、其人を可致殺害として、疵付、或詮議したる人に、遺恨を合、手疵負せ候もの、	死 罪
五〇 同	但、切殺候ハ、獄門、	死 罪
五一 同	一、大勢にて、人を打殺候時、初發に打掛候もの、	下手人
五二 同	一、人殺に手傳、いたし候もの、	遠 島
五三 同	但、兼て人を殺へくと申合候儀も無之、同輩之者、鬭諍難見捨、致助力候もの、	中 追 放
五四 同	中追放、	中 追 放
五五 同	一、人殺に手傳ハ不致候得共、荷擔いたし候もの、	中 追 放
五六 同	一、相手より、不法之儀を仕掛、無是非、及及傷、人を殺候もの、	中 追 放
五七 同	一、辻切、いたし候もの、	遠 島
五八 同	一、渡船乗沈、溺死有之ハ、其船之水主、	死 罪
五九 同	引廻之上	遠 島

四〇 享保十三年極	一、車を引掛、人を殺候時、殺候方を、引候もの、	死 罪
四一 同	但、人に不當方を、引候ものハ、遠島、車之荷主重キ過料、車引之家主ハ過料、	遠 島
四二 同	一、同、怪我致させ候もの、	死 罪
四三 同	一、牛馬を牽掛、人を殺候もの、	死 罪
四四 同	一、同、怪我致させ候もの、	中 追 放
四五 同	一、口論之うへ、人に疵付、片輪にいたし候もの、	中 追 放
四六 同	但、渡世之難成程之片輪に、いたし候ハ、遠島	中 追 放
四七 同	一、人ニ疵付候もの、療治代、疵之不依多少、	町人百姓ハ、銀一枚
四八 同	一、離別之妻に、疵付候もの、	入墨之上 遠國 非人手下
四九 同	一、同宿牀之僧、人を殺或疵付候科、俗人ニ替無之、	但、寺持ハ、一等重ク可相伺、
五〇 同	一、足輕躰ニ候共、輕キ町人・百姓之身として、法外之雜言等、不届之仕形、不得止	但、寺持ハ、一等重ク可相伺、

追加
四六 寛保四年極
追加
四七 従前々之例

事、切殺候もの、
吟味之上無紛に於ては、
無 搦
一、悴、人に被殺候を、任扱、内證にて事濟候・親、
所 拂
一、邪曲を以、親類縁者人を殺候儀、内證にて取扱、事濟候もの、
過 料

追加
四八 同

但、被殺候方之親類も、同斷、
但、被殺候方之親類も、同斷、
組 名 主 中 追 放
頭 所 拂

追加
四九 寛保四年極

一、家焼失之時、親焼死候を措置、遁出候もの、
死 罪
但、兄姉・伯父・伯母を、焼殺候に於てハ、中追放、

追加
四九 同

一、親被殺候死骸、見届候得共、物入等を厭ひ、
遠 島
村役人等相談之上、不訴出、
組 名 主 輕 追 放
頭 所 拂

追加
四九 寛保三年極

一、當座之口論之上、人殺之荷擔いたし候もの、
重 過 料

四三 享保二十年極

七二 相手理不盡之仕形にて下手人ニ不成御仕置之事

一、相手、理不盡之仕形にて、不得止事、切殺候に於てハ、

相手方親類・名主等、被殺候もの、平日、不法者
にて申分無之、下手人御免、申出、無紛候ハ、

中 追 放

四三 同

但、武士方奉公人ハ、被切殺候者之其主人より、願無之候ハ、縦令、親類等願候共、差免申間敷事、

四四 元文三年極

七三 疵被附候者外之病にて相果疵附候もの之事

一、手疵負候者、元より及死候疵にて無之處、平愈之内、余病差發リ、死候ハ、彌
遂吟味を、余病にて死候に、紛無之に於てハ、相手不及下手人事、

七四 怪我にて相果候もの相手御仕置之事

四五 寛保元年極

一、弓鐵炮を放、あやまちにて、人を殺候もの、

吟味之上、あやまちに無紛、并怪我人之親類存念相尋候上、遠 島

四六 同

但、相果候もの、存命之内、相手御仕置、御免之願、申置候にわめてハ、一等輕ク可申付候、

四七 寛保元年延享二年極

一、定りたる矢場、鐵炮場にて、外より不慮ニ人參懸り、若矢玉ニ當リ、縦令、其人死候共、不及咎、三十日遠慮可申付事、

四八 寛保元年極

一、怪我にて、與風疵付ケ、其疵にて、相手死候もの、

吟味之上、あやまちに無紛、并怪我人之親類存念相尋候上、中 追 放

四九 同

但、吟味之上、不念之儀於有之ハ、一等重ク可申付事、

七五 婚禮之節石を打候もの御仕置之事

五〇 延享元年極

一、婚禮之砌、石を打、狼藉いたし候もの、 頭 取 百日手鎖

同 類 五十日手鎖

七六 あばれもの御仕置之事

五一 元文五年極

一、御城内にて、口論之上、拾人以上敲合

つかみ合候もの、双方當人 重キ追放

同、荷擔いたし候もの、 敲之上 江戸 拂

五二 従前々之例

一、あばれ候て、町所をさわかし候もの、 敲之上 所 拂

五三 寛保二年極

但、所々にて、あばれ候にわめてハ、敲之上、中追放、

五四 寛保三年極

一、遺恨等を以、拾人以上、結徒黨、狼藉之上、人を殺候にわめてハ、

頭 取 獄 門

五五 同

但、人に疵付候にわめてハ、頭取、死罪、尤、人殺・疵付共ニ、荷擔人、中追

放、

五六 追加

一、同、狼藉いたし、諸道具等、損さし候にわめてハ、

頭 取 重キ追放

五〇七 同

但、荷擔人、所拂、

七七 酒狂人御仕置之事

五〇八 享保十六年極

一、酒狂にて、人を殺候もの、

下手人

五〇九 同

但、被殺候もの之主人并親類等、下手人御免願、申出候共、取上間敷事、

五二 享保七年極

一、酒狂にて、人に爲手負候もの、

疵被附候もの平愈次第、療治代、爲出可申候、

五二 寛保二年極

但、疵附候もの、奉公人ハ主人え預、其外ハ牢舎、手疵輕ク候ハ、預ケ置可申候、

五三 寛保七年延享四年極

一、療治代、疵之不依多少、

武家之家來

江戸拂

五三 同

但、町人・百姓ハ銀一枚、輕キ町人・百姓ハ、右ニ准療治代爲相渡可申事、

五四 享保七年極

一、療治代難出もの、

刀・脇指爲相渡可申、

五五 享保七年延享二年極

一、酒狂にて、人を打擲いたし候もの、

療治代難差出ものハ、諸道具取上、打擲に逢候者え、可爲取、諸道具も無之、償不成身上之ものハ、所拂、

五六 同

一、酒狂にて、諸道具を、損さし候もの、

損失之道具償可申付、償不成身上之者ハ、所拂、

五七 享保五年極

一、酒狂にて、相手も無之、あはれ、自分と疵附候もの、

主人其外可相渡方え、可引渡、

五八 同

但、公儀御仕置に可成筋之ものハ、格別、左も無之ものハ、御構無之旨申聞、早速引渡可申事、

五九 元文五年極

一、同、あはれ候迄にて、疵附候儀并諸道具等さし候事も無之もの、

立歸度由申候ハ、爲留置間敷候、

五〇 同

但、奉行所え訴出候以後にても、右之通、可爲致事、

七八 亂氣にて人殺之事

五三 享保六年元文三年極

一、亂心にて、人を殺候共、可爲下手人候、然とも亂心之證據、慥ニ有之上、被殺候もの之主人并親類等、下手人御免之願、申にわたは、遂詮議、可相伺事、

五三 享保六年極

但、主殺・親殺たりといふ共、亂氣無紛ニおゐては、死罪、自滅いたし候ハ、死骸取捨ニ可申付事、

五三 享保十九年極
五四 寛保二年極
五五 享保六年
元文五年極

- 一、亂心にて、其人より至て輕キものを致殺害候は、下手人ニ不及事、
但、慮外ものを切殺候時、切捨ニ成候程之高下と可心得事、
- 一、亂心にて、火を附候もの、亂氣之證據、於不分明ハ死罪、亂心に無紛にわゐてハ、
押込置候様に、親類共え可申付事、

七九 拾五歳以下之者御仕置之事

五六 寛保元年極
五七 同
五八 同
五九 追加
寛保二年極

- 一、子心にて、無弁、人を殺候もの、
拾五歳迄親類え預置 遠 島
- 一、子心にて、無弁、火を付候もの、
右同斷 遠 島
- 一、盗いたし候もの、
大人之御仕置より一等輕可申付
- 一、拾五歳以下之無宿者、途中・其外にて、小盗いたし候におゐてハ、
非人手下

八〇 科人爲立退并住所を隠候者之事

五〇

- 一、火 附

五一

- 一、盜賊之上にて、人を殺候者、

五二

- 一、致徒黨、人家え押込候類、

五三

- 一、追剝之類、

五四 元文五年極

右之類、科人同類ニハ無之候共、其者に頼まれ、住所を隠し或ハ立退せ候もの、死罪

五五 元文五年極

一、喧嘩口論當座之儀にて、人を殺候者、
右科人之同類ニハ無之、義理を以、被頼、住所を隠し、或ハ爲立退候分ハ、急度叱、
可申事、

五六

八一 人相書を以御尋に可成者之事

五七 寛保二年極

- 一、公儀え對し候重キ謀計、

五八 同
五九 同
五〇 同
五一 同
五二 同
五三 寛保二年
同三年極

- 一、主 殺、
- 一、親 殺、
- 一、關所 破、
- 一、人相書を以・御尋之者を乍存、圍置又ハ召仕等にいたし、不訴出もの、

但、乍存、請ニ立候もの同罪、吟味之上不存ニ決候共、主人請人共ニ、過料、

獄 門

八二 科人欠落尋之事

五四 享保十一年極
同
同
同
五五 寛保二年極

- 一、主人を 家來ニ
- 一、親 を 子ニ
- 一、兄 を 弟ニ
- 一、伯父を 甥ニ
- 一、師匠を 弟子ニ

右之類え、尋申付間敷候事、

五五 同
五六 同

一、事を巧、人を殺候もの、又ハ開打、或人家え忍入、人を殺、欠落いたし候ハ、先、近キ親類之内壹人、入牢申付、尋之儀、三ヶ月不尋出候ハ、猶又百日限尋申付、不尋出にたゐてハ、尋申付候もの之内ニて、近キ續之もの中追放、残るもの過料之上永尋、可申付候、

但、欠落もの、親類有之候得共、子方之ものに候ハ、右之内、先壹人入牢申付、欠落もの之店請人并家主・五人組、在方ニテハ名主組頭等ニ、尋申付、不尋出候ハ、親類ハ出牢、尋申付置候もの共ハ過料之上永尋可申付候、且又親類壹人有之、親方之ものに候ハ、右之者共一同に、尋申付、於不尋出ハ、親類ハ中追放、其餘之者共過料之上永尋、可申付候、

五七 享保五年
寛保二年極

一、喧嘩口論ニて人を殺、致欠落候者尋之儀、六ヶ月之内尋申付、不尋出候ハ、過料之上永尋可申付候、尤御仕置之もの一件之内、欠落もの、六ヶ月を限、不尋出候ハ、残るもの御仕置可申付候、

五八 寛保二年極
追加
五九 延享四年極

但、親類、入牢預け等之不及沙汰事、
一、欠落もの有之一件之内、右欠落もの尋申付、三十日程、見合、不尋出候ハ、欠落ものに不拘、當人致白狀候分ハ、御仕置可申付事、

八三 拷問可申付品之事

五〇 享保七年極
 一、人 殺
 同 火 附
 同 盜 賊
 五二 元文五年極
 一、關 所 破
 五三 同
 一、謀書謀判
 右之分、惡事いたし候證據、慥ニ候得共、不致白狀もの并同類之内、白狀いたし候得共、當人、不致白狀者之事、
 五三 同
 一、詮議之内不決、外ニ惡事分明ニ相知、其科ニテ、死罪可被行もの之事、
 五四 享保七年極
 右之外ニモ、拷問申付、可然品も有之候ハ、評議之上、可申付事、
 五五 寛保三年
 但、拷問口問之節、立合之もの差越、吟味之様子申口、得と承届候様に、可申付事、
 五五 延享二年極

八四 遠島者再犯御仕置之事

五六 從前々之例
 一、遠島もの、島にて、死罪以上之惡事いたし候に在りては、 死 罪
 五七 同
 但、同類又ハ於其島、ねだり事いたし、或ハあばれ候類之もの、島替
 五八 寛保二年極
 一、島を逃候もの 於其島 死 罪

八五 牢拔手鎖外シ御搆之地江立歸候もの御仕置之事

五九 寛保二年極
 一、牢、拔出候もの、 本罪相當より、一等重ク可申付
 六〇 同
 但牢番人、中追放
 六一 同
 一、牢屋燒失之節、放チ遣、不立歸もの、 不立歸、不及咎、本罪相當之御仕置可申付、
 六三 同
 一、右、燒失之節、放チ遣、立歸候ハ、 本罪相當より、一等輕ク、可申付、

五三 寛保二年延享元年極	一、手鎖外シ候もの、 但、手鎖外シ、致欠落候ハ、本罪之相當より、一等重ク可申付、 過 料	過意手鎖ニ候ハ、定之日數より一倍之日數、手鎖、 吟味之内掛置候ものに候ハ、百日手鎖、
五四 寛保二年極	一、同、外シ遣候もの、 但、手鎖外シ候もの、欠落いたし候ハ、輕追放、 過 料	
五五 延享元年極	一、同、預リ候家主、 但、手鎖外シ候もの、欠落いたし候ハ、尋申付、不尋出にわゐてハ、重キ過 料	
五六 寛保二年極	一、宿頂ケ之もの、欠落いたし候ハ、 但、宿頂ケ之もの、徘徊いたし候もの、 前之御仕置より、一等重 ク可申付、	
五七 同	一、御構有之ものを、 但、追放或所拂等申付候處、直ニ、居町居村え立歸罷在候ハ、御仕置不相用もの 之事ニ候間、入墨之上、最前之御仕置より、一等重ク可申付、 追放ものを、隠置候ハ、 江戸拂 一、御構有之ものを、 江戸拂之ものを、隠置候ハ、 所 拂	
五八 延享二年極	一、御構之地ニ、致徘徊候 上、惡事いたし候もの、 入墨以上ニ、可申付惡事ニ候ハ、 前之御仕置より、一等重 ク可申付、	
五九 從前々之例	一、預ケ置候ものを、取返し候もの、 尋申付、不尋出候ハ、 過 料	
六〇 從前々之例	一、入墨を抜、御構之地え立歸候もの、 入墨之上、前之御仕置よ り一等重ク可申付	
六一 延享二年極	一、入墨を、抜遣候もの、 入墨ニ成候以後、又候、盗いたし候もの、 但、外之惡事、いたし候ハ、重敲、 敲 罪	
六二 延享二年極	一、一旦追放に成、其後、御構場え立歸り、あばれ候もの、 一旦追放に成、其後、御構場え立歸り、あばれ候もの、 死 罪	
六三 延享二年極	一、宿預ケに成候上、難立儀、箱訴又ハ越訴等可致ため、立退、外え宿を替候もの、 元宿え引返、手鎖可申付、 過 料	
六四 延享二年極	一、追放等ニ成候儀ハ、曾て不存候得共、身元も不承糺、請人ニ立候もの、 過 料	

五三 同	一、御構之地ニ、致徘徊候 上、惡事いたし候もの、 入墨以上ニ、可申付惡事ニ候ハ、 前之御仕置より、一等重 ク可申付、	
五四 從前々之例	一、預ケ置候ものを、取返し候もの、 尋申付、不尋出候ハ、 過 料	
五五 延享二年極	一、入墨を抜、御構之地え立歸候もの、 入墨之上、前之御仕置よ り一等重ク可申付	
五六 延享二年極	一、入墨を、抜遣候もの、 入墨ニ成候以後、又候、盗いたし候もの、 但、外之惡事、いたし候ハ、重敲、 敲 罪	
五七 寛保二年極	一、一旦追放に成、其後、御構場え立歸り、あばれ候もの、 一旦追放に成、其後、御構場え立歸り、あばれ候もの、 死 罪	
五八 延享二年極	一、宿預ケに成候上、難立儀、箱訴又ハ越訴等可致ため、立退、外え宿を替候もの、 元宿え引返、手鎖可申付、 過 料	
五九 延享二年極	一、追放等ニ成候儀ハ、曾て不存候得共、身元も不承糺、請人ニ立候もの、 過 料	
六〇 從前々之例	一、追放等ニ成候儀ハ、曾て不存候得共、身元も不承糺、請人ニ立候もの、 過 料	

追加
五三 従前々之例

一、追放等ニ成候儀ハ、曾て不存、請人有之候故、とくと吟味も不致、店ニ差置候もの
過 料

八六 辻番人御仕置之事

- 五四 延享元年極
一、廻リ場之内ニテ、金
金子ハ壹兩より以上・雜物ハ代金
ニ積壹兩位より以上ハ、引廻之上
銀又ハ雜物等を拾ひ
金子ハ壹兩より以下・雜物ハ
代金ニ積壹兩位より以下ハ、
入 墨 敲
死 罪
- 五五 寛保二年極
一、廻リ場之内ニテ、人を切殺或爲手負候を、見遁しニ致、相手を不置置・番人、
中 追 放
- 五六 同
一、於辻番所、博奕いたし候・番人、
遠 島
- 五七 享保八年極
一、廻リ場之内、捨子又ハ重病人有之節、外え捨候・番人、
死 罪
- 五八 寛保二年極
但、倒死有之を、押隠し、取捨候にわめてハ、江戸拂、

八七 重科人死骸鹽詰之事

- 五九 享保六年極
一、主 殺
 - 五九 同
一、親 殺
 - 六一 寛保二年極
一、關 所 破
 - 六二 同
一、重 謀 計
- 右之分、死骸鹽詰之上、御仕置、此外ハ、不及鹽詰事、

八八 溜預ケ之事

- 六四 享保七年
寛保二年極
一、牢舍申付候もの、最初より溜え遣間敷候、乍然、入牢之上・重病之ものハ、御仕
置伺置候者ニても、溜え遣可申事、
- 六五 寛保二年極
但、逆罪之ものハ、病氣ニても、溜え遣申間敷事、

八九 無宿片付之事

五六 従前々之例

一、可相渡筋、有之者、

引取人呼出、可相渡

五七 享保九年極

一、引取人無之者、

門前拂

五八 従前々之例

但、病人ハ、快氣迄、溜預ケ、

五九 享保九年極

一、遠國もの、行倒之類、

溜預病氣快氣之上、
萬石以上ハ、領主え可相渡、御料并萬
石以下ハ、其所之親類呼出、可相渡、

六〇 従前々之例

但、在所にて、科有之、又ハ欠落并村方親類久離いたし、好身之もの、無之に
たゐてハ、門前拂

領主え、科之様子申聞、態と領地え遣候にハ不及旨申達、

六一 享保六年
元文三年極

一、入墨敲にいたし候無宿、遠國ものに候ハ、

領主え可相渡

六二 従前々之例

但、右同斷

追加

九〇 不縁之妻を理不盡に奪取候もの御仕置之事

六三 寛保四年極

一、掣養子、不孝・不埒有之、差戻 當人 死 罪
候以後、外之養子いたし、娘に 荷擔人之内 頭取 田畑家財取上所 拂
嫁合候節、先夫、荷擔人を催 其外 過 料
參、娘を奪取候にたゐてハ、

六四

但、人ニも疵付不申、其上、養父方之者共、詫候ハ、當人、重キ追放

追加

九一 書狀切解金子遣ひ捨候飛脚御仕置之事

六五 延享元年極

一、金子入之書狀、請取、道中にて、切解、遣捨候・飛脚、
金高不依多少 引廻之上 死 罪

追加
九二 質物出入取捌之事

六〇六 従前々之例

一、八ヶ月内之質物ハ、請戻可申付、八ヶ月過候ハ、流に可申付事、

六〇七

但、置主・質屋、相對ニテ差置候ハ、格別之事、

六〇八 延享元年極

一、利足相濟置候賣物、可請戻旨申候得共、賣拂候由ニテ、其品不渡・質屋

質物爲請戻 過料

六〇九

但、質物賣先、不相知候ハ、元金一倍之積リ、代金爲相渡、過料可申付事、

六一〇 従前々之例

一、壹人兩判之質物を取置、吟味ニ可成品之由承、質物相返シ、預金證文ニ仕直、其上質帳、不埒ニ致候・質屋、
家財取上 江戸拂

追加
九三 煩候旅人を宿送りニ致候咎之事

六一一 従前々之例

一、煩候旅人、療養も不加、其上宿

旅 所
問 屋 役儀取上
年 寄 重キ過料

次ニ、送り出し候にわめてハ、

六一二

但、脇道ニテ、問屋無之ニわめてハ、名主、役儀取上、

追加
九四 帶刀致候百姓町人御仕置之事

六一三 従前々之例

一、自分と帶刀、いたし罷在候・百姓町人、

刀・脇差共ニ取上 輕追放

追加

九五 新田地え無斷家作いたし候もの咎之事

六一四 従前々之例

一、新田地え、無斷、家作いたし候もの、
家作取拂せ 過料

六五 寛保四年
延享二年極

一、闕所ニ可成・田畑・地面、
押隠にゐるてハ、

名 主 輕 追 放
組 頭 所 拂

追加
九六 御仕置ニ成候もの闕所田畑を押隠候もの咎之事

六六 從前々之例

一、御仕置ニ成候もの之忤、遠島・追放等ニ申付候もの、幼少故、拾五歳迄親類え預
ケ置候處、出家にいたし度旨、寺院より相願候ハ、伺之上、出家に可申付事、

但、出家ニ成候上、江戸徘徊不仕、住居定置、他所え參候節ハ、奉行所え相届、
勿論御朱印地又ハ御由緒有之・且御目見仕候程之寺院えハ、住職不仕、若住持

六七

追加

九七 御仕置ニ成候もの忤親類え預ケ置候内
出家願いたし候もの之事

不仕候て不叶譯も有之歟、公儀向え罷出候儀、有之候ハ、奉行所え其節、可
伺旨申渡、右之段、師弟共ニ、證文可申付事、

追加

九八 年貢諸役村入用帳面印形不取置村役人咎之事

六八 延享元年極

一、年貢・諸役・村入用帳面等、
惣百姓え不爲見、并印形をも
不取置にゐるてハ、

名 主 役儀取上 過 料
組 頭 過 料

但、名主・組頭、私欲有之にゐるてハ、名主家財取上・所拂、組頭役儀取上過
料、

六九

追加

九九 輕き惡事有之もの出牢之上咎ニ不及事

七〇 延享元年極

一、手鎖・過料・戸ノ等可申付、輕き惡事有之もの、吟味之内六十日以上、入牢申付

六三 延享二年極

置候もの之分ハ、出牢之節、右答可申付候得共、日數致入牢候ニ付、令宥免候旨、申渡、別ニ不及答、同列之内、不致入牢・科人者、相當之答メ可申付事、但、所拂・役儀取上候類ハ、何ケ月入牢候共、宥免之沙汰、有之間敷事、一、敲御仕置ニ可成もの、吟味之内、拷問申付候に在りてハ、追て不及答事、

追加

一〇〇 名目重相聞候共事實におゐて強て人之害ニ不成ハ罪科輕重格別之事

六三 六四 六五 六六

一、似せ藥種、致商賣候ものハ死罪、其外之似せもの、人命ニかゝらざる儀ハ、答輕き事、
一、升・秤私ニ造り候共、輕重大小、本様ニ無相違ハ、他之損失無之故、其答メ輕き事、
一、極貧之もの、其子を同輩之者之養子ニ遣候ハ、賣候も同然ニ候故、養父、又外え賣候共、人を勾引賣候とハ、格別之事、
一、人を殺候ものを、圍置候ハ、本人同然之罪科ニ候得共、當座之喧嘩にて、人を殺、

六七

六八 延享元年極

其ものに被頼、義理を以、圍置候類ハ、答輕き事、
一、惣て制禁を犯候もの有之時、證據を以て爲可訴之、謀書を認、或人之作り名ニ、判を押候類ハ、欲心を以て人を欺候とハ、格別之事、
右之類、名目ニ不泥、其主意を糺、可致評議事、

追加

一〇一 吟味事之内外之惡事相聞候共舊惡御定之外ハ不及相糺事

六九 延享二年極

一、惣て吟味事之内より、外ニも惡事有之趣、相聞候共、舊惡をも不被免品々ハ格別、其餘之惡事ハ、不及相糺、最前より取掛リ候吟味を詰、相應之御仕置ニ可申付事、

追加

一〇二 僉議事有之時同類又ハ加判人之内より早速及白狀もの之事

七〇 延享二年極

一、惣て、僉議事有之時、同類又ハ加判人等之内より、早速致白狀、依之、謀計之者

共、相顯ニわゐてハ、右早速白狀之ものハ、自本罪、相當、一等輕ク可申付事、

一〇三 御仕置仕形之事

三 從前々之例
享保六年極

一、鋸 挽

一日引廻、兩之肩ニ刀目を入、竹鋸ニ血を付、側ニ立置、二日晒、挽可申と申もの
有之時ハ、爲挽候事、

三 從前々之例

但、田畑・家屋敷・家財共^(法七)三闕所、

三 從前々之例

一、磔

淺草品川にわゐて、磔に申付、在方ハ、惡事いたし候所え、差遣候儀も有之、尤
科書之捨札建之、三日之内、非人、番ニ附置、

三 同

但、引廻又ハ科により不及引廻、闕所、右同斷、

三 同

一、獄 門

淺草品川にわゐて、獄門に掛ル、在方ハ、惡事いたし候所え差遣候儀も有之、引
廻・捨札・番人、右同斷、

三 同

但、於牢内、首を刎、闕所、右同斷、

三 同

一、火 罪

引廻之上、淺草品川におゐて、火罪申付^(法七)、在方ハ、火を附候所え差遣候儀も有
之、捨札・番人、右同斷、

三 同

但、物取にて無之分ハ、不及捨札、闕所、右同斷、

三 同

一、斬 罪

淺草品川、於兩所之内、町奉行組同心斬之、檢使、御徒目付・町與力、
但、闕所、右同斷、

三 同

一、死 罪

首を刎、死骸取捨、様者ニ申付、
但、闕所、右同斷、

三 同

一、下手人

首を刎、死骸取捨、
但、様者にハ不申付、

三 同

一、晒

寛文五年極

日本橋におゐて三日晒
但、新吉原之もの、所之儀ニ付、晒ニ可成惡事いたし候ハ、新吉原大門口にて晒、

寛文從前々之例

一、遠 島

江戸より流罪之ものは、大島・八丈島・三宅島・新島・神津島・御藏島・利島、右七島之内え遣、京・大坂・西國・中國より流罪之分ハ、薩摩・五島之島々・隱岐國・壹岐國・天草島え遣、

寛文

但、田畑・家屋敷・家財共ニ闕所、

同

一、重追放 御構場所、

寛文寛保二年極

武藏 相模 上野 下野 安房 上總 下總 常陸 山城 攝津 和泉 大和

肥前 東海道筋 木曾路筋 甲斐 駿河、

寛文從前々之例

但、闕所、右同斷、

同

一、中追放 御構場所、

寛文寛保二年極

武藏 山城 攝津 和泉 大和 肥前 東海道筋 木曾路筋 下野 日光道中

甲斐 駿河、

寛文從前々之例

但、田畑・家屋敷、闕所、家財無構、

同

一、輕追放 御構場所、

寛文寛保二年極

江戸拾里四方 京 大坂 東海道筋 日光 日光道中、

寛文從前々之例

但、闕所、右同斷、

追加

寛文寛保二年極

右重・中・輕共ニ、何方ニても、住居之國を書加、相構、住居之國を離、他國に

おゐて、惡事仕出候ものハ、住居之國・惡事仕出候國共ニ、貳ヶ國を書加、御構

場所書付、相渡候事、

右追放者、御郭外ニて放遣、侍ハ、於其場所、大小渡遣候事、

追加

寛文寛保二年極

一、於京都、重追放申付候ものハ、右御構所之外ニ、河内・近江・丹波三ヶ國を加ハ、

相構、中・輕追放ハ、別儀無之事、

寛文從前々之例

一、江戸拾里四方追放

日本橋より四方え五里ツ、

寛文延享元年極

但、在方之ものハ、居村共ニ構、闕所無之、然共、利欲ニ拘リ候類ハ、田畑・家

六〇 從前々之例
寛延元年極

屋敷、關所、尤、年貢未進等有之候ハ、家財共關所、

一、江戸拂

品川・板橋・千住・本所・深川・四ッ谷、大木戸より内、御構

本所・深川、但、町奉行支配場(法大内御本)限

但、右同斷、

一、所 拂

在方ハ居村、江戸町人ハ居町、拂

但、關所無之、然共、利欲ニ拘リ候類者、田畑・家屋敷、關所、尤、年貢未進等

有之候ハ、家財共關所、

追加

一、町人百姓、重・中・輕追放

江戸拾里四方并住居之國・惡事仕出候國共ニ構之、

重追放 關所 田畑・家屋敷・家財、取上、

中追放 關所 田畑・家屋敷、取上、

輕追放 關所 田畑、取上、

六一 延享二年極

六二

但、田畑・家屋敷無之ものハ、家財取上、田畑・家屋敷・家財も無之もの、輕

重之不及沙汰事、

追加

一、自本罪一等重キ御仕置ハ、可爲遠島以下事、

重追放ハ 入墨又ハ敲候上・重追放

中追放ハ 重追放

輕追放ハ 中追放

所拂ハ 江戸拂

但、都て、右之輕重ハ可心得事、

追加

一、自本罪一等輕キ御仕置之事、

死罪ハ 遠島・重追放

遠島ハ 中追放

但、右同斷、

追加

六三 同

六四

六八 延享元年極

一、田畑持高之内半分、或三分二、三分一取上候者ハ

持高三分二、可取上分

過料壹反歩ニ付

五貫文宛

同 半分、可取上分

同 壹反歩ニ付

三貫文宛

同 三分一、可取上分

同 壹反歩ニ付

貳貫文宛

六九 従前々之例

一、門前 拂

奉行所門前より拂遣す

七〇 同

一、奴

望之もの有之候得ハ遣す、

但、望候もの無之内ハ、牢内ニ差置、

七一 同

一、追 院

住居之寺え不相歸、申渡候所より直ニ拂遣す、

七二 同

一、退 院

住居之寺を可退旨、申渡、

七三 同

一、一宗 構

七四 同

其宗旨を構、

一、一派 構、

其一派を構、同宗にても外之派に成候得ハ、無構、

七五 同

一、改 易、

大小渡、宿え相歸、夫より立退申付、

但、家屋敷取上、家財無構、

七六 同

一、閉 門

門を閉、宍塞、釘に不及、

六七 寶永元年極

但、病氣之節、夜中醫師招候儀、并自火ハ不及申、近所より出火之節、屋敷内、

火防候儀、不苦、惣而火事之節、屋敷あやうき躰に候ハ、立退、其段頭支配

七八 従前々之例

一、逼 塞

門を立、夜中くくりより、不目立様に通路は不苦、

但、右同斷、

七九 寶永元年極

一、遠 慮

六二 寶永元年極
六三 享保五年極

門を立、くくりハ引寄置、夜中、不目立様に通路ハ不苦、
但、右同斷、

一、敲
數、五十敲、重キハ百敲、

牢屋門前にて、科人之肩・脊・尻を懸ケ、脊骨を除、絶入不仕様、檢使役人遣、
牢屋同心ニ爲敲候事、

但、町人ニ候得ハ、其家主・名主、在方ハ、名主・組頭、呼寄、敲候を見せ候て
引渡遣、無宿ものハ、牢屋門前にて拂遣(注大、内奉本)

一、入 墨

於牢屋敷、腕に廻し幅三分宛、二筋、

但、入墨之跡愈候て出牢、

一、戸

門戸を貫を以釘

一、手 鎖

其掛りニて、手鎖懸、封印付、五日目切に封印改、百日手鎖之分ハ、隔日封印改、

六六 從前々之例

六七 同

六八 同

六九 享保三年極

一、押 込
他出不爲仕、戸を建寄置、

一、過 料

三貫文、五貫文、

七〇

但、重キハ、拾貫文又ハ貳拾兩・三拾兩、其者之身上に順ひ、或村高に應し、
員數相定、三日之内、爲納候、尤、至て輕キ身上ニて、過料難差出ものハ、手鎖、

七一 享保八年極

一、二重御仕置

役儀取上 過 料

過料之上 戸、手鎖

敲之上 追放、所拂

入墨之上 追放、所拂、敲、

七二 從前々之例

追加
一、勢州山田、於御神領ハ、磔・火罪・獄門等之死骸を晒候御仕置、無之事、

追加

一、科有之女之儀、中追放ニハ、御關所内相摸國ハ御構之外ニ付、中追放迄ハ可申付、

七三 寛保三年極

六四 寶曆三年條

重追放ニハ申付間敷事、
追加
一、町人・百姓之女ハ、重追放ニも可申付事、

六五 寛保四年條

追加
一、遠島者、船中ニテ遭難風、破船之後、助命候ハ、又流罪たるへし、若助命候て、
行衛不相知候ハ、人相書を以、浦觸いたし、身寄之ものえも、尋、可申付事、

六六 従前々之例

但、遭難風、浦々え吹流され候時ハ、其浦より警固之船、爲出置、順風次第、出
船いたし候、若、破船候ハ、流人ハ其島え揚ヶ置、所之もの共ニ警固爲致置、
注進次第、替り之島船、仕立差越候事、

六七 同

追加
一、遠島者、船中ニテ、致病死候時、御關所前ニ候ハ、死骸、番人え爲致見分、其
所え死骸片付候事、

六八

追加
但、御關所を越、相果候ハ、其所に死骸片付、名主并寺院より證文取之、御
證文ニ引合、島守え相渡候、島近所ニテ相果候節ハ、其島守え死骸相渡候事、

六九 同

一、御目見以上之流人并女流人ハ、船中、別園ニテ差遣候事、

七〇 同

追加
一、八丈島、御藏島、兩島え之流人ハ、三宅島迄差遣、島守え相渡、夫より順風次第、
右兩島え遣候事、

七一 寛保三年條

追加
一、盲人御仕置、
遠島・追放等ニ可成科ハ、親類え預、居村之外、猥ニ致徘徊間敷旨、可申付、

七二 従前々之例

一、座頭御仕置、
惣祿え、科之次第申聞、座法ニ可申付旨、申渡、

七三 同

一、非人手下、
穢多彈左衛門立合、非人頭え相渡、

七四 享保十七年條

一、遠國非人手下、
遠國え可遣旨、穢多彈左衛門え申聞、相渡、

七五 従前々之例

一、非人御仕置、
穢多彈左衛門え渡、仕置に可致旨、申付、

但、遠國非人ハ、其所積多頭え、仕置申付候様、申渡、
右御定書之條々、元文五庚申年五月、松平左近將監を以、被仰出之、前々被仰出之趣并
先例・其外、評議之上、追々伺之、今般相定之者也

寛保二壬戌年三月廿七日

牧野越中守

越中守御役替ニ付

寛保二戌年六月代リ被仰付

大岡越前守

越前守加役御免ニ付

寶曆二申年正月代リ被仰付

青山因幡守

石河土佐守

土佐守御役替ニ付

延享元子年六月代リ被仰付

島長門守

長門守病死ニ付

延享三寅年七月代リ被仰付

能勢、肥後守

肥後守御役替ニ付

寶曆三酉年六月代リ被仰付

依田和泉守

水野對馬守

對馬守御役替ニ付

延享元子年十二月代リ被仰付

木下伊賀守

伊賀守御役替ニ付

延享三寅年三月代リ被仰付

神谷志摩守

志摩守病死ニ付

寛延二巳年八月代リ被仰付

遠藤伊勢守

伊勢守御役替ニ付

寶曆二申年二月代リ被仰付

松浦河内守

河内守御勝手方被仰付候ニ付

寶曆二申年三月代被仰付

曲淵豊後守

右之趣、達 上聞、相極候、奉行中之外、不可有他見者也、

寛保二壬戌年四月

松平左近將監

第二御定書例書

御定書例書

延享二丑年四月

一 隠鐵炮玉藥賣候もの御仕置之事
 一、隠鐵炮打候ものと乍存、賣遣候は、
 過料

延享二丑年九月

二 隠鐵炮打候者と馴合、鳥獸商賣いたし候もの御仕置之事
 一、可致家業ため、隠鐵炮打候ものと馴合、鳥獸商賣いたし候もの、
 過料

延享二丑年六月

三 御留場にて諸鳥之玉子取候もの御仕置之事
 一、御留場にて諸鳥之玉子取候もの、
 過料三貫文

四 庶官名乗候もの御仕置之事

延享二丑年九月

一、虚官名乗候もの、

所 拂

五、死罪可成盗人を宿いたし候もの并村役人御仕置之事

延享二丑年十二月

一、同類ハ無之、死罪可成盗人を乍存、宿いたし、

配分ハ不取候得共、宿錢貫候もの、

田畑取上・所拂

延享二丑年
閏十一月

一、右盗人之宿いたし候を不存村役人、

名主	過	料
組頭	過	料
五人組	過	料

六 祈禱之奇瑞ニて出候旨可申觸と有躰不申出社人咎之事

平七店

大傳馬塩町

伊藤若狭

延享元子年十月
御仕置之例

岩附町・喜右衛門方之旅人、八月廿四日之夜、金子被盜候間、金子相知候様ニ祈禱之儀、喜右衛門方より右若狭所え頼候ニ付、致祈禱候處、九月朔日之夜、何者ニ候哉、此品、岩附町え届候様ニと申、投込候由、然處、最初、番所え訴出候節ハ、何者ニ

候哉、紙包、神前ニ差置候ニ付、散錢と存、明ケ見候得ハ、金子ニて候旨、申之、取綺申出候段、不埒之至、誤入候由、申之候、右巧成儀ニ御座候間、江戸拂可申付哉、と相伺、

御 差 圖

奇怪異說申觸候もの、江戸拂、之御定ニ候ハ、拵事を致、或ハ少之事を色々取繕、申立候もの共之事ニ候、此者儀ハ有躰を不申込之儀ニ候、江戸拂ニ不及、過料可申付事、

七 他之金子盗取候得共古主人之難儀を察右金子可返作略有之者之事

岩 附 町

喜 兵 衛

延享元子年十月
御仕置之例

此喜兵衛、元主人・喜右衛門居宅え忍ひ入、旅人之金子盗取候、御定之通、死罪可奉伺候得共、喜右衛門致難儀候を氣之毒ニ存、本心ニ立歸リ、右之金子相返度所存ニて、伊藤若狭方之神前え金子投込候、入墨之上・重キ敲可申付哉と相伺、其通、御仕置被仰渡候事、

延享二丑年六月
御仕置之例

八 借金銀口入之もの金主之名え有合之判を押
返金横取いたし候者御仕置之事

勢州山田町

大蓮寺住持 彰 譽

早川半五郎と申者、金子町内え借候節、彰譽致口入、宇田三郎兵衛と申者を彰譽頼、
證文ニ三郎兵衛加印致させ置、町内より半五郎方え遣候金子、彰譽請取候處、三郎
兵衛え相渡候と偽申之、且自分印形を半五郎印形之由申之、喜兵衛と申者え渡置、
利銀是又請取、掠取候段、出家不似合謀計、重々不屈ニ付、死罪可申付哉と山田奉
行伺之、

御差圖

大蓮寺事、金子償遣候様ニ可申付候、償候ハ、重キ追放可申付候、償候事成不申
候ハ、可爲死罪、不殘償濟切不申候共、相手相詫候ハ、重キ追放可申付事、
大蓮寺所持之金子并寺附之外自分所持之品を以、償セ、餘金有之ハ關所可申付
事、

延享二丑年四月
御仕置之例

本所吉田町次左衛門店
勘之承女房
て
う

九 夫差口ニ逢候を遺恨ニ存人ニ疵付候もの之事

此てう儀、夫・勘之丞を差口いたし候遺恨にて、吉右衛門をねらひ、出合不申候故、
女房こんを切殺可申と、庖丁にて切付候由申之、こん儀、右手疵にて相果候ハ、下
手人可奉伺候得共、手疵ハ段々平癒仕、出産いたし、後産差滞、相果候段、無相違
之旨、醫師・取揚ば、吉右衛門儀も同様ニ申之候、吉右衛門儀、てう出牢之儀、
度々相願申候間、御定書之通、下手人ニハ及申間敷候哉、併、勘之丞儀、科有之、
加役方にて尋候者にて、吉右衛門差口致し候を遺恨ニ存、ねらひ候得共、出合不申
候故、女房こんを切殺可申と、手負せ候段、公儀え對し不屈至極ニ御座候間、遠島
可申付哉と相伺、其通、御仕置被仰渡候事、

但、此者男子ニ候ハ、可爲死罪、

是ハ延享二丑年九
月御差圖を以書入
朱書

延享元子年六月
御仕置之例

一〇 火を附候ものを不訴出内證にて爲殺候もの御仕置之事

下總國新石下村 孫左衛門
此孫左衛門、村内ニ居候道心者・直心、火を附・度々盗いたし候惡黨ものニ相決候得共、村方にて捕候節、孫左衛門、名主乍勤、地頭え不申立、川え打込、殺候様ニ致差圖候段、不行届仕形ニ御座候間、所拂可申付哉と相伺、其通御仕置被仰渡候事、

一一 非人法外之慮外いたし候節打殺候もの之事

上州青梨子村 百姓 十左衛門
此十左衛門方え、同國金古村・非人長助・長八、物貫ニ參候處、施物不足之由、申ねたり候上、十手を以、女房を打擲いたし、十左衛門えも打懸候故、有合候棒にて打挑候處、長助頭え當り相果候、打殺候心底ニハ無之候得共、當り所惡敷、即死仕候と存候由申之候、長助儀、不屈之致方ニ付、被打殺候間、十左衛門、御構有御座間敷哉と相伺、其通被仰渡候事、

上州青梨子村 百姓 十左衛門

一二 人を殺候時金子を以取扱事濟候もの御仕置之事

十左衛門五人組
次郎兵衛
磯右衛門
幸八
新右衛門
上州青梨子村
右之もの共、同村・十左衛門儀、金古村非人を打殺候ニ付、十左衛門妻子迄も可致難儀段、氣之毒ニ存、金古村役人共え及内談、右之もの共、金子才覺いたし取扱候段、非人之儀候共、人殺を金子を以、可取扱筋、無之、不埒ニ御座候間、壹人ニ付、過料三貫文宛可申付哉と相伺、其通被仰渡候事、

一三 懐胎女磔ニ不被行事

七右衛門妹
駿州竹原村 女
此なつ儀、前方、同國中土狩村・伴七方ニ勤居候節、伴七忰・七郎兵衛と密通之上、

延享元子年十月
御仕置之例

寛保二戌年十二月
御仕置之例

懐胎いたし候處、其後暇被出候以後、懐胎之儀、七郎兵衛え申聞候ても不相構候間、殺吳候様ニ可申聞と存詰、伴七方え參、同人甥・仁平次え右之趣咄候得ハ、壹人相果候ハ犬死ニ候間、七郎兵衛を一太刀恨、相果候様ニ、仁平次申教候ニまかせ、七郎兵衛え疵付候儀、元主人之儀ニ御座候處、重々不届ニ付、引廻之上・於其所・磔ニ可申付哉と相伺、

御差圖

重罪之者ニ候得共、懐胎之事ニ候間、於其所・獄門、

寛政二戌年四月五日、三奉行え之御書付、

懐胎之女、死罪御仕置申付候儀、只今迄之例、區々ニ候、死刑ニ相成候もの之子ニても、依父母之科、死刑ニハ及ハす候、懐妊之女を殺候てハ、胎内之子、科なくして命を絶ニ當り候間、以來、出産之後、死罪ニ可被申付候、右之通、被仰出、出産後、死刑ニ申付候上、磔ニ當り候女も、出産後、本罪磔たるへき事、

是ハ、寛政八辰年正月伺之上、四月廿九日伺之通、御差圖相濟、認入、

延享二丑年五月御仕置之例

一四 當座之口論之上取合候節胸ニ強當リ間もなく相果候もの相手御仕置之事

萬町七助 茂兵衛召仕

此七助主人・茂兵衛儀、水野日向守・知行米請取候等之約束にて、金子用立、先達て米請取、殘米有之候處、其以後、靈岸橋え貳百俵餘着船いたし候由、金子口入いたし候もの、茂兵衛方え爲知候ニ付、手代・惣七を米請取ニ遣候得ハ、日向守役人より之書付無之候てハ難相渡旨、船頭申ニ付、茂兵衛儀、七助を供ニ連參、早ク米可請取旨、申聞候ニ付、惣七・七助、船え參リ、米四俵、はしけ船え積移候處、理不盡ニ、米積移させ候儀、難成旨、船頭共申、及口論候、其節、七助、餘程酒ニも給醉、互ニつかみ合、打合申候、右着米之船宿・靈岸島濱町・伊兵衛も、其節、船え參居候處、伊兵衛船にて胸を痛メ宿え歸り間もなく相果候由ニ御座候得ハ、相手ハ七助にて御座候得共、打合候ものハ伊兵衛にて候哉、船頭ニ候哉、存不申、勿論伊兵衛儀、不存もの故、意趣も無之、可殺所存にて打合候にてハ無御座候、不斗當リ所惡

敷、相果候儀と存候旨、申之候、主人差圖とは乍申、理不盡ニ米積移候より及口論、つかみ合候節、伊兵衛胸ニ強當り、間もなく相果候ニ付、下手人可申付哉と相伺、

御差圖

此者、乃・道具等持參之事無之候、重ク打擲之事ニ候ハ、船頭共も船宿之事故、捨置候事ハ有之間敷儀ニ候、畢竟、輕キつかみ打合と相聞、勿論伊兵衛ニ打合之疵も無之事故、追放、

一五 御觸無之國役金を取立其上地頭申付を背候もの御仕置之事

元名主

相州新田宿村

半左衛門
新左衛門

寛保元四年十月
御仕置之例

此半左衛門儀、御觸無之・國役金を年々取立、御觸無之候得ハ、追て割返、利欲ニハ不致旨、申之、并地頭差圖をも不請、年貢米相拂候段、不埒之仕形、其上、地頭より水帳差出候様申付候處、及難澁、不届付、輕キ追放、新左衛門も同様ニ候得共、水帳ハ早速差出ニ付、田畑取上・所拂可申付哉と相伺、新左衛門ハ伺之通、被

仰渡候事、

御差圖

半左衛門儀、地頭え對し別て不届者ニ付、死置ニも可申付候得共、令用捨、中追放ニ申付、若、立歸候ハ、死罪可申付旨、申渡段、被仰渡候事、

一六 久離可被免ため親宅え參可致自滅旨申威候もの御仕置之事

武州西ヶ原村

藤

七

寛保元四年十一月
御仕置之例

此藤七儀、不行跡ものにて、致出奔ニ付、親初・親類共、致久離處、被免候様ニ致度存念にて、親八右衛門并同村姉婢・吉右衛門方え參り、脇指を抜、可致自滅旨、申威し候仕形、不届ニ付、輕キ追放可申付哉と相伺、其通、被仰渡候事、

一七 中追放ニ成候上脇差を抜あばれ候もの御仕置之事

治右衛門弟

上總國牛袋村

字 右衛門

寛保二戌年七月
御仕置之例

此字右衛門儀、先達て江戸表にて不埒有之、中追放成候處、其以後、酒ニ酔、親類、同國野尻村、十郎兵衛宅え參、十郎兵衛方ニ居候字右衛門伯母ニ、不爲逢儀を憤り、及口論、脇差を抜、あばれ候段、不屈ニ付、重追放可申付哉と相伺、御差圖

此者、此度ハ遠嶋、重てハ、此類死罪可申付旨、被仰渡候事、

一八 渡船乘沈溺死之もの有之節水主御仕置之事

野州五箇村本町	船頭	万右衛門
同國借宿村	船頭	茂右衛門

此者共、同國渡良瀬川渡船、市日等人込之節ハ、従前々、渡船貳艘にて渡來候得共、壹艘致破船ニ付、壹艘にて致渡船候處、其節、市日にて人大勢乗り、其上馬を

寛保二戌年九月御仕置之例

も乗セ候故、川中にて馬騒キ、船傾キ、溺死之者有之、不屈ニ候得共、兼て賃米出置候近村々もの故、無躰ニ乗込、力ニ難及、賃錢多、可取ため、大勢乗セ候と申ハ無之ニ付、兩人共ニ輕追放可申付候哉と相伺、其通、御仕置被仰渡候事、

一九 渡船乘沈溺死在之節村役人咎之事

野州五箇村本町	主	安左衛門
同國借宿村	主	又左衛門
組頭	忠右衛門	
組頭	與右衛門	

此者共、渡良瀬川渡船、兩村にて入用取集、船仕立置候得共、市日等往來多キ節

寛保二戌年九月御仕置之例

ハ、渡場え心を附可申處、無其儀、其上、船損候ハ、早速可致修復處、及遲滯、旁、不念ニ付、中追放可申付哉と相伺、

御 差 圖

船損候ハ、早速致修復、二艘揃置可申處、不埒ニ候、此儀第一ニ申聞、并船場世話不仕、旁不調法之至ニ付、名主ハ所拂、組頭ハ重過料、

二〇 盗物と不存質ニ置遺禮金取候もの御仕置之事

淺草誓願寺門前

權

七

此權七儀、盗物とハ不存由申候得共、住所も無之、郡右衛門儀、衣類品々持テ參、質ニ置吳候様ニ申付、商元手、爲可貫、出所も不糺、質置主ニ成、質代金之内壹分三百文貫候段、不届ニ付、敲之上、所拂可申付哉と相伺、其通被仰渡候事、

二一 科人懷中之金子を與風盜取候繩取之もの御仕置之事

池端茅町

傳

八

寛保三亥年閏四月
御仕置之例

寛保三亥年六月
御仕置之例

寛保三亥年九月
御仕置之例

此傳八儀、同町・太十郎、於甲州、金子盜取候風聞有之、太十郎を召搦、神尾若狹守宅え出候節、傳八、繩取ニ成出候處、太十郎妻任申旨、太十郎懷中之財布・鼻紙袋等、太十郎方より請取、妻え渡候砌、與風、惡心出、財布内之金子九兩之内貳兩盜取段、不届ニ付、敲之上、所拂可申付哉と相伺、其通被仰渡候事、

二二 書入ニ致置候地面を質地ニ可取ため證文拵候もの御仕置之事

伊兵衛忰

武州栗原村

半

吾

此半吾儀、同村・金藏方より熊次郎方え、田地書入之積ニて、金七兩内借致候處、右田地、半吾望ニ付、熊次郎方えハ返金爲致候積ニ、金藏と致相對、右書入假證文より以前之積ニ、質地證文拵、金拾貳兩三分可相渡約束ニて、當金七兩三分相渡、殘金ハ、半吾方より預リ證文可遣旨、申合、右手付金、金藏請取、證文迄拵遣候段、不届ニ付、重追放可申付哉と相伺、

御 差 圖

半吾、所持之田地有之候ハ、取上可申候得共、無之候ハ、親・伊兵衛所持之田地

相應ニ取上・所拂、

二三 拵證文乍存役印致候名主御仕置之事

名	主
武州栗原村	伊兵衛

此伊兵衛儀、同村金藏方より熊次郎方え書入候等之地面、忰・半吾望候て、熊次郎方え書入假證文以前之年月ニ質地證文、半吾拵候儀を乍存、役印致、役儀不似合、不届ニ付、輕追放可申付哉と相伺、

御差圖

役儀取上

二四 書入ニ可致約束にて金子内借リ致候地面を外え質入致候もの之事

武州栗原村	金藏
-------	----

此金藏儀、同村熊次郎方え所持之田地書入候約束にて、金七兩度々ニ内借リいたし

寛保三亥年九月御仕置之例

寛保三亥年九月御仕置之例

候處、同村・半吾、右地所望ニ付、正金拾貳兩三分借リ請候積リにて、右書入假證文より以前之年月ニ質地證文、半吾、認吳候様申ニ付、致印形、内借リ七兩三分借請、熊次郎方えハ金子にて返候積ニ、半吾と致相對段、不埒ニ付、熊次郎方え書入候地面取上、相拂代金を以、熊次郎方借金相返シ、五十日手鎖可申付哉と相伺、

御差圖

地面取上、相拂代金、熊次郎え相渡、不及手鎖、

二五 忰取逃いたし隠れ居候を乍存相陳候親御仕置之事

武州菖蒲町	儀左衛門
-------	------

此儀左衛門忰・彌七儀、本所松井町・庄三郎方にて致取逃、兩度、儀左衛門方え參候節、爲致逗留、居所乍存、行衛不知候と相陳、其上、彌七仕着に貫候品、吟味之節、似セ物差出、不届ニ付、遠島可申付哉と相伺、

御差圖

中追放

寛保三亥年十二月御仕置之例